

326
13



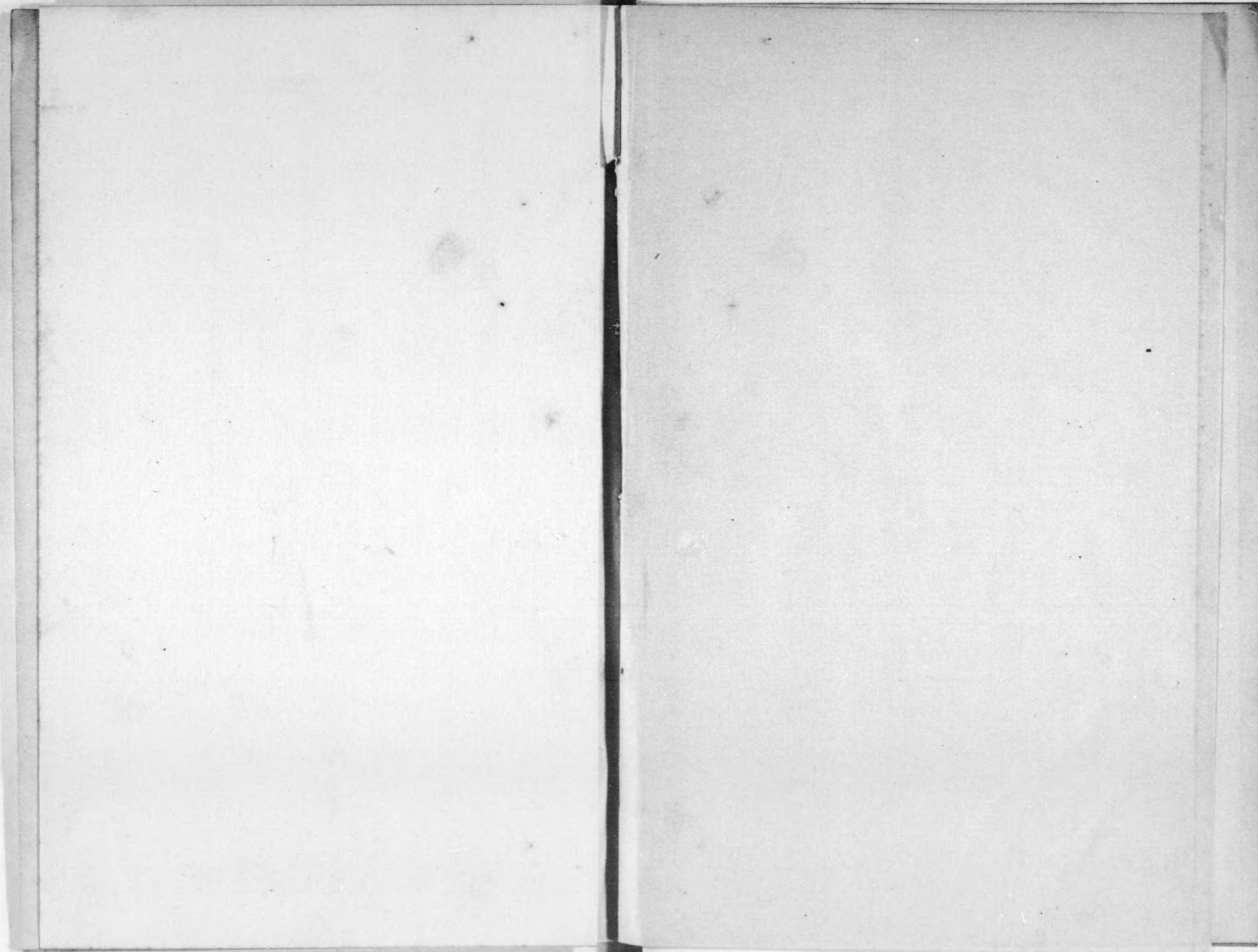
始

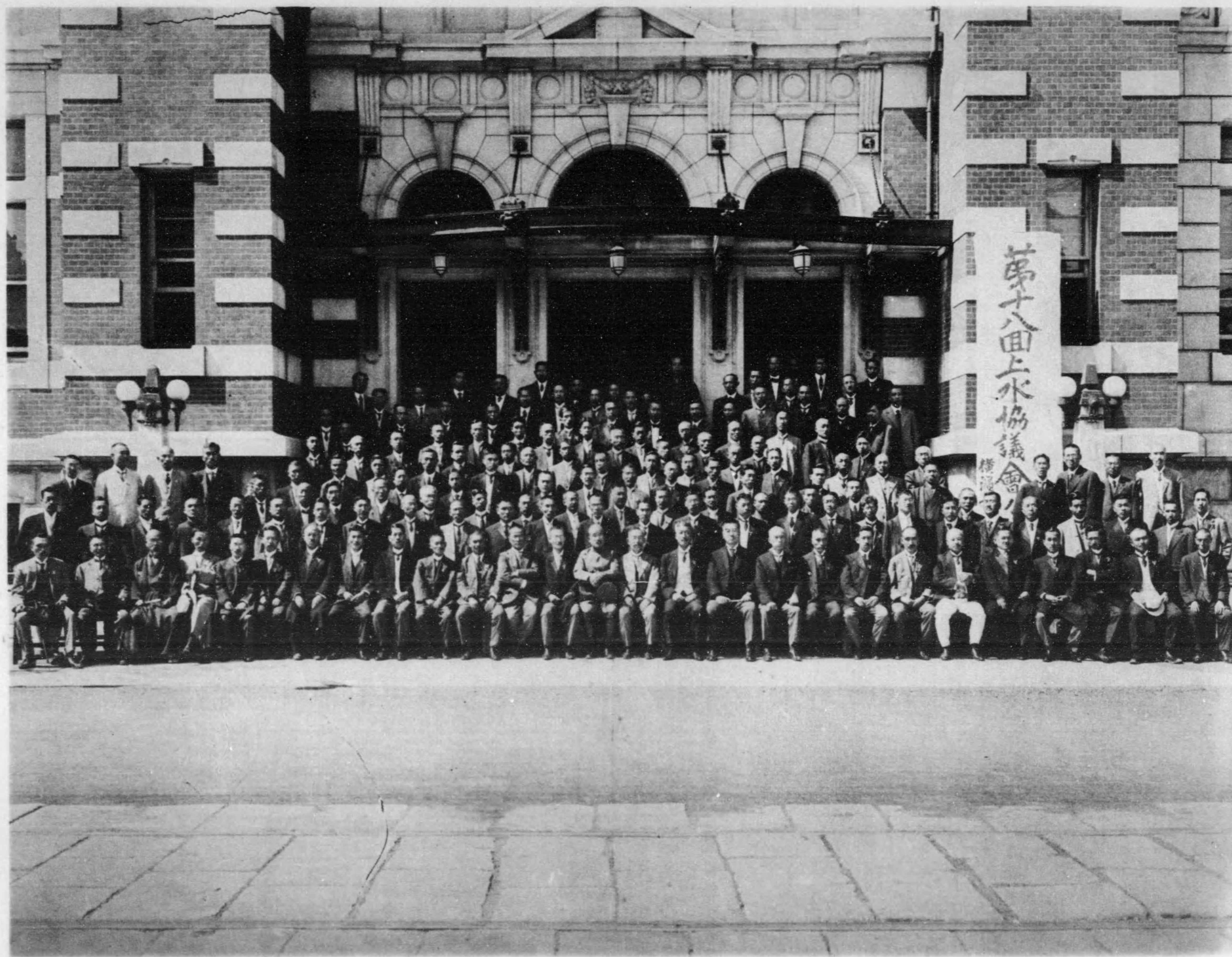


大正十年九月

第十八回上水協議會議事錄

主催者 橫濱市





326-13

第十八回上水協議會議事錄目次

一、上水協議會規則	一
一、加盟濟及新加盟ノ箇所	四
協定上水試驗法	五
協定事項	一
上水協議會加盟及協議會開催年月表	二
第十九回以降上水協議會開催地	三
第十八回上水協議會日程	二八
第十八回上水協議會議席表	二九
一、第十八回上水協議會提出	三七
(一) 新問題	三七
(二) 宿題	四六
(三) 研究問題	五〇

大正
11. 11. 20
内交

一 四 五 一 二 三 二八 二九 三七 四六 五〇

(四) 報告

一、第十八回上水協議會議事速記録

第一日(九月二十六日)

第二日(九月二十七日)

第四日(九月二十九日)

第五日(九月三十日)

第六日(十月一日)

一、講演

上水消毒と細菌の復活現象並に檢水上二三の注意事項に就て

京都帝國大學教授 醫學博士 戸田正三氏

東京帝國大學教授 草間偉瑳武氏

一、報告

第一、防蛙壁に就て

第三、鹽素(クロール)を以てする上水殺菌法に就て

奈良市 南滿州鐵道株式會社

南滿州鐵道株式會社

第四、アンモニヤ定性試薬と鐵鹽との關係

第五、沙河口下水沈澄池に沈積する沈澱物に就て

第一二、本市水道浮遊物の性状に就て

第一三、アンモニヤ定性試薬と木屑中の成分との關係

第一四、本市水道源川流域調査報告

第一五、肉汁の材料を異にせる培養基の調製に就て

第一六、各種グラチン試験成績表

第二〇、膠質培養基に於ける水菌培養に際し四十八時、七十二時

九十六時間培養の細菌集落數に就て

第二一、濾過水と時日と水質との關係

一、萬國原子量表

一、水道統計表

東京市

玉川水道株式會社

京都市

同

同

同

同

同

同

同

同

同

濱

上 一五

上 二四

市 二六

上 二七

上 二八

上 二三

上 二五

上 二六

上 二〇

二二

二二

四一

一三

二〇

大阪市
 堺市
 川崎町
 神戸市
 尼ヶ崎市
 長崎市
 佐世保市
 新潟市
 高崎市
 宇都宮市
 水戸市
 奈良市
 名古屋市
 甲府市
 長野市

大阪府の人口は、昭和二十二年の調査によれば、一、七二二、〇〇〇人である。これは、昭和十一年の調査に比し、一、八六〇、〇〇〇人増加した。これは、人口の増加を示している。

一七二
 一八一
 一八六
 一九五
 一九六
 二〇六
 二一一
 二二八
 二三〇
 二四〇
 二四九
 二五九
 二七〇
 二七四
 二八二

郡山町
 平町
 青森市
 山形市
 秋田市
 鳥取市
 松江市
 岡山市
 広島市
 呉市
 下關市
 門司市
 若松市
 別府町
 佐賀市

佐賀市の人口は、昭和二十二年の調査によれば、二八二、〇〇〇人である。これは、昭和十一年の調査に比し、二七四、〇〇〇人増加した。これは、人口の増加を示している。

二八二
 二七四
 二七〇
 二五九
 二四九
 二四〇
 二三〇
 二二八
 二二一
 二〇六
 一九六
 一九五
 一八六
 一八一
 一七二

北海道炭鑛汽船株式會社

函館區
室蘭區
小樽區
京城
仁川
釜山
平壤
鎮南浦
群山
木浦
元山
大邱
臺北
基隆

六

二八八
二九二
二九七
三〇六
三一三
三二六
三三八
三五四
三六四
三七三
三八三
三九四
四〇三
四〇九
四二〇

淡水
臺中
彰化
嘉義
高雄
屏東
旅順
大連
南滿洲鐵道株式會社附屬
撫順炭礦
煙臺探炭所

小倉市
橫濱市

七

四三二
四四四
四五六
四六八
四八〇
四九二
五〇四
五一三
五二四
五七九
五八七
五九三
六〇四

第十八回上水協議會議事録

●上水協議會規則

第一章 總 則

- 第一條 本會ハ上水道ニ關スル諸般ノ事項ヲ研究調査シ其ノ改良進步ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ上水協議會ト稱ス
- 第三條 本會ハ官廳市町村會社等ニシテ上水道ヲ經營スルモノ及上水道敷設計畫中ノモノヲ以テ會員トス
- 第四條 本會ハ第一條ノ目的ヲ達スル爲會議ヲ開催シ水道統計類ヲ集録シテ會員ニ配付ス
- 第五條 本會ニ關スル事務ヲ掌理スル爲理事一名ヲ置ク
理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス
投票同數ナルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第六條 本會ニ主事一名書記若干名ヲ置ク
主事及書記ハ有給トシ理事之ヲ任免ス

第二章 職務權限

- 第七條 理事ハ會議ノ都度次年度ノ豫算案ヲ提出シ且前年度ノ收支決算ヲ報告スヘシ
- 第八條 理事ハ現金ノ收支並水道統計類、議事録ノ編纂刊行ニ關スル事務ヲ總理ス
- 第九條 主事及書記ハ理事ノ指揮ヲ受ケ會務ニ従事ス

第三章 會 議

- 第十條 會議ハ毎年一回之ヲ開キ會員ヨリ提出シタル議案其ノ他ノ事項及豫算決算ヲ議決ス
會議開催地ハ前年ノ會議ニ於テ豫メ之ヲ定ム
- 第十一條 會議ノ招集會議ノ議長其ノ他會議ニ關スル一切ノ事務ハ開催地會員之ヲ擔任ス
- 第十二條 開催地會員ハ理事ト協議ノ上内務省其ノ他關係當局ニ對シ會議ニ臨席ヲ請求スヘシ
- 第十三條 會員ハ其ノ代表者ヲ會議ニ出席セシムヘシ
- 第十四條 會議ノ議事ハ出席會員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ據ル
- 第十五條 會議ハ議案其ノ他ノ事項ヲ調査スル爲委員ヲ設クルコトヲ得
- 第十六條 委員ハ出席會員中ヨリ之ヲ選舉ス但シ議長ノ指名ニ委スルコトヲ得
- 第十七條 委員會ハ委員長一名ヲ互選スヘシ
- 第十八條 委員及委員長ノ選舉ハ無記名投票トシ比較多數者ヲ以テ當選者トス同數者アルトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十九條 委員長ハ委員會ヲ招集シ議事ヲ整理シ其ノ經過及結果ヲ會議ニ報告スヘシ
- 第二十條 委員會ハ委員半數以上出席スルニ非サレハ議事ヲ開クコトヲ得ス其ノ議決ハ過半數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス
- 第二十一條 開催地會員ハ會議終了後議事録編纂ニ要スル一切ノ資料ヲ理事ニ回付スヘシ

第四章 水道統計類及議事録

- 第二十二條 水道統計類ニハ上水道ニ關スル統計報告其ノ他ノ事項ヲ輯録シ議事録ニハ議事、講演其ノ他會議ニ關スル事項ヲ掲載ス
- 第二十三條 水道統計類ハ毎年六月及十二月ノ二回ニ議事録ハ次回會議開催二箇月以前ニ發刊ス但シ統計表ハ十二月發刊ノ水道統計類ニ掲載ス
- 第二十四條 水道統計類及議事録ノ配付部數ハ會議ニ於テ之ヲ決ス

第五章 會 計

- 第二十五條 本會ノ經費ハ會員之ヲ負擔ス
前項ノ經費ハ其ノ半額ヲ均分シ他ノ半額ハ左ノ標準ニ按分シテ之ヲ定ム但シ水道布設計畫中ニ係ル會員ノ按分率ハ各其ノ二分ノ一トス
- | 級 別 | 會 員 別 | 按 分 率 |
|-----|---|-------|
| 一 級 | 臺灣總督府、朝鮮總督府、關東廳、南滿洲鐵道株式會社
總戶數四十萬以上ノ市町村 | 一 〇 |
| 二 級 | 總戶數三十萬以上四十萬未滿ノ市町村 | 九 〇 |
| 三 級 | 二十萬以上三十萬未滿ノ市町村 | 八 〇 |
| 四 級 | 十五萬以上二十萬未滿ノ市町村 | 七 〇 |
| 五 級 | 十萬以上十五萬未滿ノ市町村 | 六 〇 |
| 六 級 | 五萬以上十萬未滿ノ市町村 | 五 〇 |
| 七 級 | 三萬以上五萬未滿ノ市町村 | 四 〇 |
| 八 級 | 一萬以上三萬未滿ノ市町村 | 三 〇 |
| 九 級 | 五千以上一萬未滿ノ市町村 | 二 〇 |
| 十 級 | 五千未滿ノ市町村 | 一 〇 |
- 前項ノ戶數ハ前年末現在數ニ依ル
第二十六條 前條ノ負擔額ハ毎年四月一日ヨリ六月末日迄ニ理事ニ納付スヘシ

新ニ入會シタルモノ、負擔額ハ當該年度ニ於ケル同一級會員ノ負擔額ニ依リ月割ヲ以テ隨時指定期限内ニ納付セシム其ノ級別ニ據リ難キモノハ會議ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

年度ノ中途ニ於テ退會スルモ當該年度ノ負擔額ハ之ヲ納付セシム

第二十七條 會議ニ要スル費用ハ開催地ノ會員ノ意見ヲ徵シ理事之ヲ定ム

前項ノ費用ハ開催地會員ヨリ現金ノ前渡ヲ請求スルコトヲ得

第二十八條 開催地會員ハ會議終了後直ニ會議費精算書ヲ作り理事ニ提出スヘシ

第二十九條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月末日ニ終ル

第三十條 本會ノ現金ハ信用アル銀行ニ預ケ入レ之ヲ出納スヘシ

第三十一條 豫算各費目ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第三十二條 決算ノ結果剩餘金ヲ生シタルトキハ之ヲ準備金トシテ積立ツ

第三十三條 準備金ノ處分ハ會議ノ議決ニ依ル

第三十四條 收支計算上錢位未滿ノ端數ヲ生シタルトキハ四捨五入ノ法ニ依ル

附 則

第三十五條 本規則ハ大正十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第三十六條 本規則ハ會員ノ三分ノ二以上出席シ其ノ過半數ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第三十七條 協定上水試験法及協定事項其ノ他本則ニ牴觸セサル事項ハ従前ノ協定ニ依ルモノトス

● 加盟濟及新加盟ノ箇所

東京市、大阪市、横浜市、神戸市、長崎市、廣島市、
臺灣總督府、函館區、下關市、佐世保市、秋田市、岡山市、京都市、新潟市、名古屋市、青森市、吳市、堺市、朝鮮總督府、門司市、小樽區、關東廳、高崎市、甲府市、長野市、小倉市、南滿鐵道株式會社、德島市

宇都宮市、高松市、玉島町、
富山市、福山市、仙臺市、熱海町、福岡市、佐賀市、別府市、
三條町、横須賀市、鹽釜町、郡山町、新發田町、水戸市、
奈良市、熊本市、室蘭區、若松市、鹿兒島市、大分市、
和歌山市、鳥取市、那覇市、尼ヶ崎市、釧路區、千住町、
玉川水道株式會社、峰山町、川崎町、平町、山形市、谷池町、松江市、大牟田市、福井市、松本市、高知市
炭礦汽船株式會社、(以下新加盟) 掛川町、上田市、上諏訪町、澁谷町、谷村町、福島市、
合計 七十四箇所

● 協定上水試験法

第一、採 酌 法

一、上水試験用の採酌は左の三部よりすること。

一、水 源

毎年春秋の二季に水源適宜の地に就き採酌す。

水源地に沈澄池を有するものは本條に據る。

其の他必要に應じ臨時採酌を行ふべし。

二、淨水場

濾池、淨水池、溜井及沈澄池は毎日一回採酌すること。

濾池、淨水池、溜井等甚だ遠隔するものは其の給水栓に就き本條を適用す。

事情に依り一週一回迄は省略することを得。

三、給水栓

適宜の部分に就き時々採酌すべし。

二、採水器械はハイロート氏法或はエスマルヒ氏法に據るものを用ふること、但し細菌學的検査用のものは各箇の瓶に所屬する全装置を殺菌すべし。

三、濾池、淨水池、溜井等に於ては可成周圍及深の中央より採酌すること。

四、給水栓より採酌するときは充分開放して五分時以上放流せしめたる後採酌すること。

五、一定所に於ける採酌は細菌學的検査用のものを先にし化學的検査用のものを後にすること。

六、濾池、淨水池、溜井等に於て採酌する場合に被蓋ある部に於て降雨の際なるときは開放の爲に汚水混入の虞あるを以て暫時の後水質平均するを待て採酌すること。

七、水温は採酌所に於てベンテンコーフェル氏採水検温器を以て計り、氣温は可成採酌所に近き處に於て日光の直射を避け計るべし、其の時間は十分時示度は攝氏に依ること。

第二、化學的試験法

一、清濁及色

七十仙迷の水層を白紙上に置き其の上方より透見す。濁濁の程度色は白陶土及カラメル溶液を以て比較試験を行ふ。評語は一リータールの水に對し白陶土及カラメル各一ミリグラムを一度とす。此のカラメル溶液一〇ccの色度は次の標準白金コバルト溶液一八ccに一致するものとす。

鹽化白金カリウム (KDTI₂) 一二四六グラム (白金〇、五グラムに相當す) 及結晶鹽化コバルト (CoI₂+6H₂O) 一、〇一グラム (コバルト〇、二五グラムに相當す) を濃厚鹽酸一〇〇ccに溶解し蒸留水を以て一リータールとなす。(第十二回上水協議會に於て追加)

但し便宜上七十仙迷以下の水層を用ふることを得、又地方に依り便宜上カラメルに代ふるに色素液を用ふ

ることを得、此の場合に於ては其の色素名及分量方法を附記すべし(第九回上水協議會に於て追加)

二、臭氣

檢水二〇〇立方仙迷以上を倍量以上を容るべきコルペンに取り、四十度乃至五十度の熱を與へて試験す。

三、味

檢水冷却なるときは温を與へ十五度乃至二十度に於て試験す。

四、反應

一、反應は中和したるロゾール酸溶液を以て試験す。評語は弱酸性、中性、微弱アルカリ性及アルカリ性とす。(第九回上水協議會に於て追加)

二、反應の定量試験はエルムス氏法に據る。(同上改正)

五、クロールの定量

檢水二〇〇cc以上蒸發濃厚となし、一〇%クローム酸カリウム液一%を加へ十分の一若は百分の一定規硝酸銀液を以て滴測し、左の比較液と對照定量す。

檢水を本文と同様に處理し、稍過剩の硝酸銀液を加へて極めて著明なる暗色を認むるに至らば、クロールナトリウム一小片を加へ其の暗色を消し綠黄色を呈せるものを以て比較液とす(第十二回上水協議會に於て改正)

六、硫酸

檢水二〇立方仙迷に鹽酸を加へ酸性となし、更にクロール、バリウム溶液を加へ十二時間の後上清を傾斜し濁濁に因て量の多少を定む。評語は微痕跡、痕跡、極少量、少量とす、但し多量の場合には定量すること

七、硝酸

檢水二〇立方仙迷に一%サルチル酸ナトリウム液一ccを加へて蒸發乾涸し、冷後濃硫酸一ccを加へて殘留物の全面を濕らし、後蒸餾水及一〇%アモニア水各一〇ccを加へて比色試験すべし。(第十二回上水協議

會に於て改正)

八、亞硝酸

檢水五〇立方仙迷に稀硫酸(二〇)一立方仙迷の比例を以て密閉すべき硝子圓筒に容れ十二仙迷の水層を造り之に沃度亞鉛澱粉溶液を加へて試験す。但し沃度澱粉溶液の製法は日本藥局方に據る。

九、アンモニア

檢水一〇〇乃至一五〇立方仙迷に對しネスレル氏試薬(沃度法)一立方仙迷の比例を以て注加し白紙上に置き反應の有無を見る。但し水層の高さは十五仙迷とす。(第十一回上水協議會に於て改正)

一〇、鉛

檢水五リテルを取り醋酸を加へ著しき酸性を與へ蒸發して約五〇立方仙迷となし、十立方仙迷の水層を造り硫化水素を通す。若し鉛含有の疑あるときは他の反應を試む。(第九回上水協議會に於て但し書削除)

一一、有機物の定量

クーベル氏の法に依り定量す。但し百分の一乃至四百分の一定規過マンガン酸カリウム液を用ひ煮沸時間の五分とす

一二、硬度

クラルク氏の法に依り總硬度を定む(第九回上水協議會に於て但し書削除)但し必要ある場合には他の方法に依り總硬度を定む。(第十一回上水協議會に於て追加)

一三、蒸發殘渣の定量檢水

檢水二五〇立方仙迷以上を蒸發し、蒸氣乾燥器を以て二時間以上乾燥せしめ秤量す。

一四、蛋白性アンモニア

内容二リテル以上にして頸口に近き所を下方に向け鈍角に屈曲せしめたる有栓レトルトを取り頸を斜に上方に向けリービヒ冷却管を接続し、蒸餾水一リテルをレトルト中に注入し、之に結晶炭酸ナトリウ

ム約一グラムを加へてアンモニアの發生を見ざるに至る迄蒸餾し、次で檢水五〇〇ccを注入し、可及的速に蒸餾し、餾液五〇cc宛を順次に取りネスレル氏試薬を用ひ色像試験に依り、アンモニア鹽となりて存在するアンモニアを定量し(水層の高さは三十二乃至三十六仙迷とし、檢水の蒸餾したるもの五〇立方仙迷に對しネスレル氏試薬一立方仙迷を用ふべし)更にレトルト中の殘液にアルカリ性過マンガン酸カリウム液一立方仙迷を加へ蒸餾し、一〇〇立方仙迷を三回に取り前法に依り蛋白性アンモニアを定量すべし。

アルカリ性過マンガン酸カリウム溶液

精製水酸化カリウム二〇〇瓦、及び結晶過マンガン酸カリウム八グラムを蒸餾水一リテルに溶解し、之をレトルト中に注入アンモニアを驅除する爲二〇〇乃至二五〇立方仙迷を蒸餾し、冷後蒸餾水を加へて全量を一リテルとす。

色像的定量クロールアムモニウム溶液

精製クロールアムモニウムを細末となし攝氏百度に於て乾燥し其の三、一四七グラムを蒸餾水一リテルに溶解し(一立方仙迷はアムモニア(二二)一ミリグラムを含む)用に臨みて稀釋す。

一五、水質定量分析の計算は最近萬國原子量表に據ること。

一六、本法四〇第二項及七、一〇、一二、一四、は必要に應じ施行するものとす。(第九回上水協議會に於て追加)

一七、毎年一回以上源水並に濾水の化學的完全定量分析を施行すること。(第十一回上水協議會に於て追加)

第三、細菌學的試験法

培 養 準 備

一、培養基は肉越幾斯膠質を用ふるを常規とす。其の處方左の如し。

リービヒ氏肉越幾斯	十	分
食鹽	五	分
ペプトン	十	分
膠質	二百五十分	以内
水	千	分

但し報告には膠質の含量を附記す

リービヒ氏肉越幾斯を用ひ難き場合は肉汁其他のものを以て代用することを得、此の場合には備考欄に其の旨附記すべし。(第十三回上水協議會に於て追加)

二、膠質培養基を使用し難き事情あるときは肉越幾斯寒天を代用することを得、斯る場合には備考に其の旨を記載し併せて培養温度を附記するを要す。但し寒天は二%以内とし其の他は膠質培養基の製法に準ず。

三、培養基の反應は中和の後一リータルに對し、純結晶炭酸那篤留膜一、五を加へ亞爾加里性となす。

四、培養基は可成新鮮のものを用ふ、若し製造後一週間以上を経たるものを用ふる時は、時々其の亞爾加里性を檢すべし。

培養

五、培養は採水直後該地に於て施行すること。

六、採水位置に於て培養を實行し能はざる場合には可檢水を氷を詰めたる冷器内に保存すべし。但し此の場合と雖一時間半を超過すべからず。

七、濾過水は各一種に就き〇、五立方仙迷宛を二箇のペトリー氏皿に注ぎ、豫め溶解したる膠質(三十度以下なるを要す)を注ぎ、靜に動搖して能く混和せしむ。

八、源水又は沈澄池の水にして細菌含量多數なるものは殺菌水を以て適宜十乃至百倍に稀釋す。

九、培養平板は攝氏二十二度の温度に靜置す。

聚落計算

一〇、聚落の計算は培養後四十八時間に於てす。但し本文以上の時間を経過したるときは其の旨を記し、絲狀菌の聚落は加算せず。(第十一回上水協議會に於て改正)

一一、聚落多數にして各菌の計算困難なるときは平均法を用ふることあるべし。

一二、平板上強液化性細菌あるときは該聚落の液化部分を濾紙片にて吸收し、過マンガン酸カリウム溶液(五プロセント)を液化帶の周圍に塗付す。

第四、飲料適否の判定

左の數項の一に該當するものは飲料に適せざるを以て直に改善の方法を實行し、其の間は必ず煮沸の後飲料に供せしむべし。

一、外觀異常あるもの。

二、異臭味あるもの。

三、直に亞硝酸及アムモニアの反應を呈するもの。

四、過マンガン酸カリウム消費量十ミリグラム以上のもの。

五、細菌聚落數百一箇以上のもの、但し土地の狀況に依り百五十一又は二百一箇以上となすことあるべし。

六、反應、クロール、硫酸、硝酸、固形物總量、硬度の異狀あるもの又は鉛を檢出するものは適宜其の良否を判定し、其の他異常成分、病原的、細菌混在の疑あるときは特に試験を施し判定の上改善の方法を施行すること。

協定事項

(一)統計諸表様式

水道統計表 (二) 大正 年 月 日現在

第一期	第二期	第三期	着手	工費	源取入	方法	一平方呎水壓
			敷設	水	取入	方法	一平方呎水壓
			完成				
			日				

同 (二) 大正 年 月 日現在

戶數	設計	口	戶數	口	戶數	口	戶數	口	戶數	口
人	口	戶	口	戶	口	戶	口	戶	口	戶

同 (三) 大正 年 月 日現在

池數	容積	上部	下部	上部	下部	總深	有効水深
		長	幅	長	幅		

同 (四) 大正 年 月 日現在

池數面積	濾床厚	濾速度	池數容積	上部	下部	上部	下部	有効水深
				長	幅	長	幅	

同 (五) 大正 年 月 日現在

延長	斷面	二十吋以上	三十吋以上	計
上幅	下幅	深	深	

同 (六) 大正 年 月 日現在

延長	鐵管	專用栓	計量栓	計	共用栓
最大	內徑	計量	計量		使用戶數

同 (七) 大正 年中

配水水量	普通計量	噴水撒水等用	其他ノ用	計	配水水量ト計量	供給水量トノ差

水道施設概況表(昭和二十一年)



年中ニ於ケル最大一ヶ月給水量	同上最小一ヶ月給水量	同上平均一ヶ月給水量
月	月	

同 (八) 大正 年度

放任供給水料計	普通計量特別計量計	雑収入	維持費	修繕費	合計
専用栓	共用栓	合計	合計	合計	

同 (九) 大正 年 月 日現在

全市戸口	水道使用戸数	掘井又ハ河水等使用戸数	掘井数	掘井又ハ河水等ノ水质概況
人				
口				

水道統計表(十一)各種水質試驗成績
大正 年自一月至十二月

驗水種類	源水	沈澱池	濾過池	市内栓	備考
試驗回数					
色度	最高				
	最低				
濁度	最高				
	最低				
臭味	最高				
	最低				
反應	酸性				
	鹼性				
格魯兒	最高				
	最低				
硫酸					
硝酸					
亞硝酸					
安母尼亞					
硬度	最高				
	最低				
固形物量	最高				
	最低				
過加脫	最高				
	最低				
細絮	最高				
	最低				

水道統計表(十)濾過水質試驗成績
大正 年自一月至十二月

大正	年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	平均	備考
試驗回数															
色度	最高														
	最低														
濁度	最高														
	最低														
臭味	最高														
	最低														
反應	酸性														
	鹼性														
格魯兒	最高														
	最低														
硫酸															
硝酸															
亞硝酸															
安母尼亞															
硬度	最高														
	最低														
固形物量	最高														
	最低														
過加脫	最高														
	最低														
細絮	最高														
	最低														

大正年	平均											
	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
降雨量												
細菌數												
酪格魯兒量												
カメレオン消費量												
固形物ノ總量												

同

(十二)

計	年	年	年	年	年	年
年次人口						
戶數						
給水栓數						
虎列拉患者						
虎列拉死亡						
腸窒扶斯患者						
腸窒扶斯死亡						
赤痢患者						
赤痢死亡						
三病總數						
人口十萬ニ對スル患者割合						
三病總死亡數						
人口十萬ニ對スル死亡割合						

同

(十三)

市水道統計表(十四)水質完全分拆成績
大正 年 月 日

検水種類		源	水	濾	過	水	備考
試験回数	度						
色濁	度						
アルカリ	度						
固形物	總量 (攝氏百度)						
灼熱	減量						
クロール	酸(SO ₃)						
硝酸	酸(N ₂ O ₅)						
亞硝酸	酸(N ₂ O ₃)						
磷酸	酸(P ₂ O ₅)						
遊離及半化合炭酸							
總炭	酸(CO ₂)						
硅	酸(SiO ₂)						
鐵	(Fe ₂ O ₃)						
アルミニウム	(Al ₂ O ₃)						
マンガ	(Mn ₂ O ₃)						
カルチウム	(CaO)						
マグネシウム	(MgO)						
カリウ	(K ₂ O)						
ナトリウ	(Na ₂ O)						
アンモニウ	(NH ₃)						
蛋白質類似アモニア							
酸素含有量							

備考 水質試験成績表中の「安母尼亞」「格魯兒」「過滿俺酸加里」之は第十四號表の通假名にて記載すること(第十二回上水協議會に於て決定)

加盟各所は前年中統計表(第一表乃至第十四表)を製し開會の際提出すること。
水質統計表の數位小數は三位迄を計載すること(第九回上水協議會に於て決定)

(二)上水道職工工夫取締同盟規約

第一條 上水協議會に加盟せる各廳相互の便益を謀る爲上水工事に使役する職工工夫に關し本同盟規約を締結す。

第二條 本規約に於て職工工夫と稱するは、鐵工、鉛工其他職工工夫を云ふ。

第三條 同盟各廳は職工工夫の需用又は不用に關し相互通知を以て融通上の利便を謀るの義務を有す。

第四條 從前他の同盟廳に於て使役したる職工工夫を備役せんとするときは最近使役廳の承諾を求むるを要す。但し一箇年間を經過したるものは此限にあらす。

第五條 不都合の行爲ありたる爲職工工夫を解備したるときは同盟各廳は互に即時通知するの義務を有す。但し本條の職工工夫は滿一箇年間各廳に於て使用することを得ず。

第六條 同盟廳より職工工夫需用の通知を受けたるときは其需用を充たしたる後にあらざれば同盟廳以外の需用に應ずることを得ず。

第七條 他の同盟廳に就職中の職工工夫を採用せしことを發見したるときは直ちに解備すべし。

第八條 同盟各廳に於て職工工夫の待遇上に關し設定せる規定(内規を含む)は互に通知すべし。

第九條 同盟廳にして本規約に違背の行爲ありたるときは其關係廳又は之を知りたる廳より上水協議會に報告し其處分方の決議を請求するものとす。

第十條 同盟以外の廳に本同盟規約に抵觸の行爲ありたるときは前條の手續に依て上水協議會より當該廳に

- 警告を與ふるものとす。
- (三) 加盟各所は加盟の際濾過用細砂及水菌培養を交換すること。但し砂種を變換し又は新に水菌種を得たるときは追加分配すること。
 - (四) 當番所は開會の際當年の萬國原子量表を分配すること。
 - (五) 當番所は開會の際附近の簡易水道所有所の出席を勧誘すること。
 - (六) 加盟各所は毎年上水協議會に於て水道使用條例を交換すること。
 - (七) 當番所は陸海軍省醫務局、内務省並に東京、京都、東北及九州の各大學へ案内すること。
- (第十回上水協議會に於て修正決議)

● 上水協議會加盟及協議會開催年月表

所名	加盟年月	開催年月	開催回次	備考
東京市	明治三十七年三月	明治三十七年三月	第一回	
大阪市	同	同 四十四年十月	第八回	
横浜市	同	同 三十八年十月	第十二回	
神戸市	同	大正八年十月	第十四回	
長崎市	同	明治四十年七月	第十六回	
廣島市	同	大正十年九月	第十八回	
函館區	同年(月不詳)	明治四十一年九月	第五回	
下關市	同 三十九年八月	同 三十九年十月	第三回	
佐世保市	同	大正四年五月	第十二回	
秋田市	同 年九月	大正元年十月	第九回	
岡山市	同 年十月	大正五年十一月	第十三回	
京都市	同 四十二年六月	大正三年十月	第十一回	
新潟市	同 年九月			
名古屋市	同			
青森市	同			
吳市	同			
堺市	同			
朝鮮總督府	同 四十二年十月	大正二年十月	第十回	
門司市	同			
小樽區	同 四十三年四月	大正九年八月	第十七回	

臺灣總督府	同 三十八年九月	同 四十二年九月	第十六回	
函館區	同年(月不詳)	大正七年十一月	第十五回	
下關市	同 三十九年八月			
佐世保市	同	大正四年五月	第十二回	
秋田市	同 年九月	大正元年十月	第九回	
岡山市	同 年十月	大正五年十一月	第十三回	
京都市	同 四十二年六月	大正三年十月	第十一回	
新潟市	同 年九月			
名古屋市	同			
青森市	同			
吳市	同			
堺市	同			
朝鮮總督府	同 四十二年十月	大正二年十月	第十回	
門司市	同			
小樽區	同 四十三年四月	大正九年八月	第十七回	

關東應	高崎市	甲府市	長野市	小倉市	南滿洲鐵道株式會社	德島市	宇都宮市	高松市	玉島町	富山市	福山市	仙臺市	熱海町
同年七月	同四十四年十月	同	同	同	同	同四十五年六月	大正元年九月	同	同	同年十月	同	不詳	大正二年六月
大正六年八月					大正六年八月								
第十四回					第十四回								
滿鐵會社ト聯合開催					關東廳ト聯合開催								加盟年月不詳ナルモ四十四年大正元年ノ交ニ加入ニ付適宜ノ位置ニ挿入セリ

福岡市	佐賀市	別府町	三條町	横須賀市	鹽釜町	郡山町	新發田町	水戸市	奈良市	熊本市	室蘭區	姫路市	若松市
同年九月	同三年三月	同年四月	同年六月	同三年七月	同	同	同年八月	同	同年十月	同	大正四年三月	同年四月	同
												大正六年十一月脱會	

備考 順序ハ加盟年月ノ順ニ依リ、加盟同時ノモノハ府縣順トセリ

計	福島市	谷村町	澁谷町	上諏訪町	上田市	掛川町	福井市	北海道炭礦汽船株式會社	松本市	高知市	大牟田市	宮津町	松江市
七十四箇所	同	同年八月	同年七月	同	同	同十年六月	同	同年八月	同	同年七月	同九年七月	同八年十月	同
													大正十年一月脱會

谷池町	山形市	平町	川崎町	峰山町	玉川水道株式會社	千住町	釧路町	尼ヶ崎市	那覇市	鳥取市	和歌山市	大分市	鹿兒島市
同	同	同	同	同	同	同	同七年十一月	同六年八月	同年六月	同年四月	同五年三月	同年五月	同

●第十九回以降上水協議會開催地

- 一、第十九回 名古屋 市
- 一、第二十回 甲府 市

●第十八回上水協議會日程

- 第一日 九月二十六日(月曜日)
 - 自午前九時 議事 午後キリンビール會社、三溪園參觀
- 第二日 九月二十七日(火曜日)
 - 自午前九時 議事 午後西谷淨水場、磯村合名會社、野毛山淨水場參觀
- 第三日 九月二十八日(水曜日)
 - 橫須賀市(通水式)招待並長濱消毒所參觀
- 第四日 九月二十九日(木曜日)
 - 自午前九時 議事 午後古河電氣工業會社橫濱電線製造所及大日本水道木管會社參觀
- 第五日 九月三十日(金曜日)
 - 自午前九時 議事並講演 午後 川崎町招待
- 第六日 十月一日(土曜日)
 - 自午前九時 議事 午後講演 同六時市長招待會
- 第七日 十月二日(日曜日)
 - 縣市社會事業及商工業視察

第八日 十月三日(月曜日)
 東京市招待同市水道羽村取入所工事視察

●第十八回上水協議會議席表

議席番號	所名	職名	氏名
一 番	東京市	技師兼主事水道課長	小川 織三
二 番		技師	柿澤 信義
三 番		主事	三位 甚藏
四 番		技師	大堀 佐内
五 番		技師	岩崎 富久
六 番		技師	春日 成美
七 番		技師	神井 純一
八 番		技師	永井 英治
九 番		技師	清谷 治郎
一〇番		技師	橋谷 聰英
一一番	澁谷町	工務課長技師	仲田 治郎
一二番		主計課長事務取扱助役	大賀 乙次
一三番		工務係長	森 馨亮
一四番	玉川水道會社		
一五番			

一六番 一七番 一八番 一九番 二〇番 二一番 二二番 二三番 二四番 二五番 二六番 二七番 二八番 二九番 三〇番 三一番 三二番 三三番 三四番 三五番 三六番

京都市 大阪市 堺市 横須賀市 川崎町

水道課長技師 水道課擴張係長技師 衛生試験所長技師 水道部 技書 同 衛生試験所技師 臨時技師 水道課長技師 水道課長技師 水道検査所員 助書 事務所取役 町主 水道常任委員 技師

菅石阿小安石栗杉大大齋藤野宮行田澤松藤森安
沼井部林田黒田野住野藤川村北德中井原原慶田
鹿泰秀五秀弘萬長義廣研七禎敏直源準一十靖
助助吉助雄毅郎次次吉一藏一夫誠一一郎郎一

三〇

三七番 三八番 三九番 四〇番 四一番 四二番 四三番 四四番 四五番 四六番 四七番 四八番 四九番 五〇番 五一番 五二番 五三番 五四番 五五番 五六番 五七番

神戸市 尼ヶ崎市 長崎市 佐世保市 新潟市 宇都宮市 奈良市 名古屋市 熱海町

主書 嘱託技師 市技師 兼水道課長 技師 水道課長 主事 書記 水質試験所技師 三課長 技師 水道課長 技師 嘱託技師 技師 技師 水道課長 技師 技師 技師 書記 役手

新高堀石富川豐的の花田清小足吉福畑曾櫻前關佐
磯橋井野端崎場川中水島立田島捨我井山原
信 餓 武 宇 三 幸 新 米 正 豐 一 次 二 忠 良 三 賢
雄 作 吾 夫 郎 吉 郎 郎 二 一 吉 助 人 馬 朝 郎 郎 剛 策 郎 長

三一

問題	議事大要
<p>一、貯水池隣接地(集水區域)ヲ個人又ハ土地會社ヨリ住宅若ハ其他ノ目的ヲ以テ開墾出願ニ際シ水道保護上支障ノ理由ヲ附シ不許可ノ旨所屬監督官廳ニ對シ市長ヨリ副申セラルルヤ實例ノ有無</p> <p>提出者 神戸市</p>	<p>宿題ニ移ス 府、長崎市、下關市、横濱市、 附託委員 東京市、神戸市、甲府市、朝鮮總督</p>
<p>二、排氣設備ナキ濾過池ノ削取作業ヲナス場合砂層中ノ水位ヲ砂面下幾尺位ニ保ツヲ適當トスルヤ各市ノ實驗及御意見承リタシ</p> <p>提出者 大阪市</p>	併合議了
<p>三、濾過池砂層ノ削取作業中砂面ガ雨ニ打タレタル片ノ處置如何各市ノ實驗及御意見承リタシ</p> <p>提出者 大阪市</p>	併合議了
<p>四、民間營業者ニ於テ專擅ニ給水裝置ヲ爲シタル場合ニ於ケル取締方法如何</p> <p>提出者 京都市</p>	併合議了
<p>五、許可ヲ得スシテ私設給水工事ヲ爲シタル場合ニ於ケル處置方法ニ就キ各市ノ實例承リタシ</p> <p>提出者 大阪市</p>	併合議了
<p>六、緩速濾過ト急速濾過ノ優劣</p> <p>提出者 佐世保市</p>	<p>研究問題ニ移ス 担当者 堺市、神戸市、臺灣總督府、南滿州鐵道株式會社、京都市</p>

<p>七、緩速砂濾法ニ於テ濁度ノ抑留能力ニ就キ承タシ</p> <p>提出者 横濱市</p>	議了
<p>八、急速濾過法ニ依ル濾過槽前後ノ水質ニ就キ承リタシ</p> <p>提出者 横濱市</p>	五八、五九ト併合議了
<p>九、水量不足ノ場合ニ於ケル給水上最善ノ方法承リタシ</p> <p>提出者 佐世保市</p>	議了
<p>一〇、流筏作業ハ水質ニ影響ヲ受ルコトナキヤ</p> <p>提出者 横濱市</p>	同
<p>一一、一家屋内ニ世帯數又ハ營業事務所數戸アル場合各自ニ給水栓ヲ設置シ給水スルモノニ對スル給水種別及料金徴收ノ方法如何</p> <p>提出者 神戸市</p>	併合議了
<p>一二、「ビルデング」又ハ建物會社經營住宅等ニシテ水槽ヲ設ケ之ニ給水ヲ受ケ水槽ヨリ各室又ハ各戸ヘ導水セルモノニ對スル各市ノ取扱振承リタシ</p> <p>提出者 大阪市</p>	併合議了
<p>一三、同一建物内ニ多數ノ會社商會等事務所アルモノニ對シ如何ナル種別ニ依リ給水セラルルヤ及其ノ水道使用料ノ算定方法</p> <p>提出者 京都市</p>	併合議了

<p>一四、液体鹽素ヲ簡易ニ製造シ上、下水ノ殺菌ニ使用セムトス其製法如何 提出者 朝鮮總督府</p>	<p>五五ト併合議了</p>
<p>一五、水質ヲシテ殺菌的ニ清淨ナラシムル目的ニ使用スル「クロール」クロール石灰「次亜クロール酸ナトリウム」ノ比較研究ノ結果ヲ承リタシ 提出者 關東廳</p>	<p>研究問題ニ移ス 擔當者 東京市、大阪市、南滿州鐵道株式會社 臺灣總督府、橫濱市</p>
<p>一六、水ノ除臭法ノ實施セラレタル所アラバ其狀況ヲ承リタシ 提出者 長崎市</p>	<p>議了</p>
<p>一七、腐植質並遊離腐植酸ヲ試驗セラレシ所アラハ承リタシ 提出者 橫濱市</p>	<p>同</p>
<p>一八、水道ニ關スル法令並各市給水條例及同施行細則ヲ毎年一回取繼メテ印刷シ各加盟所へ配布スルコトニ致シ度シ 提出者 奈良市</p>	<p>同</p>
<p>一九、本年度ニ購入セル量水器ノ種別數量及試驗成績等承リタシ 提出者 名古屋市</p>	<p>宿題ニ移ス (次回會議地へ各市ヨリ報告ノコト)</p>
<p>二〇、各市ニ於ケル量水器ノ檢査方法承リタシ 提出者 大阪市</p>	<p>撤回</p>

<p>二一、水道使用條例ノ變更ハ府縣知事ニ委任セラレル様其筋ニ建議シタシ 提出者 佐世保市</p>	<p>議了 (主催地ヨリ其筋ニ申請ノコト)</p>
<p>二二、水道條例ニ基キ布設シタル既設水道ニシテ其後市内配水管ノ延長若クハ配水管ノ布設替等輕易ナル工事ニ對シテハ地方官ノ認可ヲ得テ施行スルコトニ改メラルル様其筋ニ申請スルコト 提出者 福島縣郡山町</p>	<p>撤回</p>
<p>二三、量水器ノ取付部及長サヲ一定スルノ可否 提出者 名古屋市</p>	<p>宿題六、七、一四、ト併合ノ上宿題トス 附託委員 德本市、東京市、函館區、神戸市、名古屋市、大阪市、橫濱市、南滿州鐵道株式會社</p>
<p>二四、量水器ノ形狀寸法一定ノ必要ナキカ 提出者 大阪市</p>	<p>撤回</p>
<p>二五、給水戸數ノ計算ハ一世帯又ハ一家屋何レヲ以テ單位トナス歟統計上一定スル可否 提出者 名古屋市</p>	<p>併合議了</p>
<p>二六、水道統計表ニ要スル使用戸數ハ世帯戸數ヲ標準トスルヤ將タ家屋臺帳面登載シアル(一戸)戸數ヲ基準トスルヤ 提出者 神戸市</p>	<p>併合議了</p>
<p>二七、配水池ノ角形ト圓形トノ優劣 提出者 佐世保市</p>	<p>議了</p>

<p>二八、各市ニ於テノ給水装置修繕料徴收ノ取扱振リヲ承リタシ 提出者 京都市</p>	同
<p>二九、給水工事施行ニ際シ徴收スル勞力工費ハ實費ニ依ルカ又ハ一定ノ増率歩合ヲ基礎トスルヤ 提出者 神戸市</p>	併合議了 (各市ヨリ書面ヲ以テ報告ノ事)
<p>三〇、給水工事材料代價徴收ハ購入原價ニ依ルカ又ハ一定時ニ於ケル在庫品ノ平均價格ニ依ルカ將タ一定ノ歩合標準ヲ基礎トスルヤ各市ノ取扱振如何 提出者 神戸市</p>	
<p>三一、濾砂洗滌方法ニ就キ承リタシ 提出者 横濱市</p>	議了
<p>三二、現今水道條例ニ於ケル給水ノ設備ヲ家主ニ限レルハ給水普及上影響ナキヤ各市ノ實況承リタシ 提出者 長野市</p>	同
<p>三三、上水協議會ニ於テ決定シタル水道用標準直管ノ各承口接手ニ要スル材料及職工歩掛ヲ普通壓管ト低壓管トニ區別シタル標準ヲ定ムル必要ナキヤ 提出者 福島縣郡山町</p>	同
<p>三四、軟水又ハ過軟水ナルガ爲人爲的ニ硬水トナシ給水セシ實例アラハ承リタシ 提出者 長野市</p>	同

<p>三五、水道布設後年所ヲ經ルニ從ヒ鐵管内部ノ腐蝕若ハ酸化物等ノ發生ニ依リ流速及流量ニ及ホス關係如何 提出者 甲府市</p>	研究問題ニ移ス 擔當者 秋田市、甲府市、關東廳、函館區、横濱市
<p>三六、各市ニ於ケル市街配水鐵管ノ漏水量ノ調査狀況承リタシ 提出者 横濱市</p>	議了
<p>三七、エスカレー氏ノ報告セル亞硝酸檢出方法ノ價値 提出者 神戸市</p>	報告ニ組替ノ上結了
<p>三八、鐵管継手材料トシテ「リーダイト」ノ成績如何 提出者 朝鮮總督府</p>	議了
<p>三九、クイベル氏法ニ依ル有機質定量ニ於ケル煮沸時間ヲ七分間トスル必要ナキヤ 提出者 關東廳</p>	宿題一、二、四、五ト併合ノ上宿題トス 附託委員 横濱市、臺灣總督府、東京市、大阪市、神戸市、京都市、朝鮮總督府、關東廳、南滿州鐵道株式會社
<p>四〇、「バイプロケータ」ヲ使用シ居ル所アラハ其ノ種類並成績承リタシ 提出者 朝鮮總督府</p>	議了
<p>四一、鐵管内ニ棲息スル魚類ノ生存期間及之ヲ死滅セシムルノ方法ニ就テ實驗若ハ御意見承リタシ 提出者 熊本市</p>	議了

四二、水道ノ布設ニ伴ヒ蛇蟻等特種ノ動物ノ繁殖 例アラハ承リタシ 提出者 長野野市	同
四三、配水管埋設ノ最低深度及配置ノ個所(道路 ノ何レノ側カ)ヲ規定スルノ必要ナキヤ 提出者 小樽區	併合議了
四四、各市水道管ト他ノ地下埋設物(瓦斯下水各 種電線路)トノ整理狀況竝水道管トシテ最良 布設方承リタシ 提出者 横濱市	
四五、營業ノ目的ヲ以テ設置シタル噴水泉池用給 水装置ニ對シテハ如何ナル料率ヲ適用徵收セ ラレツ、アリヤ各市ノ實例承リタシ 提出者 大阪市	議了
四六、公設共用栓ニ計量器ヲ附シタル所アラハ其 各戸ノ給水量竝料金算定ノ方法及計量器設置 後ニ於ケル効果承リタシ 提出者 朝鮮總督府	同
四七、公休日又ハ雨雪等ノ場合ニ於ケル量水器點 檢狀況及獎勵方法等ヲ承リタシ 提出者 東京市	同
四八、水道設計ニ際シ戸數ヲ標準ニスルト人口ヲ 標準ニスルト何レカ是カ	撤回

四九、給水装置ニ屬スル地下鉛管ヨリ漏水シ舗裝 ヲ爲シタル道路又ハ電車軌道等ニ損害ヲ及ボ シタル場合ニ於テ其ノ復舊費ハ道路費又ハ軌 道費ヨリ支出セラル、ヤ將又給水装置所有者 ニ負擔セシメラルルヤ各市ノ實例承リタシ 提出者 大阪市	議了
五〇、動水壓力高層建築物上層ニ達セラル場合ニ 於テ配水鐵管ニ唧筒ヲ直結セシムルノ可否如 何 提出者 大阪市	同
追加の分	
五一、町村水道布設補助ノ義促進ニ關スル件 提出者 川崎町	議了(東京、横濱ノ兩市ニ於テ當局へ促進申請 ヲ爲スコト)
五二、硫酸礬土檢出法ヲ協定シ置ク必要ナキヤ 提出者 臺灣總督府	宿題トス 附託委員 臺灣總督府、朝鮮總督府、京都市、南 滿州鐵道株式會社、横濱市
五三、全部計量給水ニ改メタル各市ニ於テ其ノ改 メタル理由並ニ結果ノ良否ニ就キ承リ度シ 提出者 臺灣總督府	議了
五四、水道收入カ經常費ヲ償フコト能ハサル場合 ニ於ケル不足額ヲ給水區域内戸數或ハ人口ニ 應シ特別ニ賦課セラルル所アラハ其ノ賦課率 等ニ就キ承リ度シ	同

提出者 臺灣總督府

同

新問題 (追加)

<p>五五、上水殺菌劑トシテ液驗鹽素ヲ使用セル所アラハ其成績承リタシ</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>新問題一四ト併合議了</p>
<p>五六、上水中病原菌ヲ檢出セシ際給水ニ對スル應急處置如何</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>議了</p>
<p>五七、藥物沈澱法ニ依ル濾過水中病原菌ノ生存期間ニ就キ調査セル所アラハ其ノ成績承リタシ</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>同</p>
<p>五八、急速濾過法ニ依ル沈澱藥硫酸礬土品位ノ濾過水質ニ及ホス影響如何</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>新問題八ト併合議了</p>
<p>五九、源水ノ濁度ニ對スル沈澱劑ノ使用量及其ノ成績並ニ濾過層ニ及ホス影響如何</p> <p>提出者 關東廳</p>	<p>同</p>

(二) 宿題

<p>一、化學試驗方法中硫酸定性評語ノ意義ヲ協定スルノ必要ナキカ</p> <p>提出者 橫濱市 南滿州鐵道株式會社 橫濱市、臺灣總督府</p>	<p>新問題三九ト併合ノ上宿題</p>
<p>二、「アンモニア」亞硝酸、硝酸、硫酸等ノ評語ヲ示ス定量範圍ノ提議</p> <p>提出者 大阪市 附託委員 (第一ト併合)</p>	<p>同</p>
<p>三、給水裝置ノ法律上ノ性質如何</p> <p>提出者 京都市</p>	<p>撤回</p>
<p>四、協定上水試驗法第二化學的試驗法中第九項第十二項及第三細菌學的試驗法中第二項並第四飲料適否ノ判定中第三項改正ニ關スル件</p> <p>提出者 京都市、大阪市、神戸市、京都市、朝鮮總督府</p>	<p>新問題三九ト併合ノ上宿題</p>
<p>五、全國協定上水質試驗方法中改正ニ關スル件</p> <p>提出者 朝鮮總督府 附託委員 (第四ト併合)</p>	<p>同</p>
<p>六、各戸引込用給水用具鉛管給水栓等ノ形狀及仕様書標準ヲ定ムル必要ナキヤ</p> <p>提出者 臺灣總督府 附託委員 熊本市、京都市、函館區</p>	<p>同</p>

神戸市、名古屋市、

<p>七、上水協議會ニ於テ協定シタル鑄鉄管標準中異形管ノ種類ヲ増加スルノ件 <small>説明</small> 上水協議會鐵管標準ノ協定以來各市其ノ便宜ヲ得ルコト多大ナルモ同標準中異形管ハ曲管技管片落管及接キ輪ノ四種類ナルヲ以テ凹形管凸形管(テイルピース)消火栓取付用丁字管鐘口管(ヘルマウス)帽管(キャップ)等一般ニ必要ナル種類ノ異形管標準ヲ増加セントス 提出者 熊本市 附託委員 (第六ト併合)</p>	<p>新問題二三ト併合宿題トス 宿題七號ニ對シ委員東京市ヨリ同市ニ於テ工學會ニ依頼スルコトニ決定セリ但千五百圓ノ費用ノ分擔額ニ就テハ未定</p>
<p>八、前回議決未了ノ分上水道水管橋被覆ノ經濟的工法承ハリタシ 提出者 松江市</p>	
<p>九、氣温水温ノ水管橋ニ及ホス影響ノ實況承リタシ 提出者 松江市</p>	<p>提出者欠席ニ付撤回トス</p>
<p>一〇、被覆ナキ水管橋ノ幾度迄ノ冷熱ニ堪ヘ得ルヤ 本問ハ主トシテ右項ニ對スルモノニ就キ承リタシ 十六時低壓水管 提出者 松江市</p>	
<p>一一、本市計量給料ハ前以テ豫納セシメ納期末ニ於テ精算ニ過不足アルトキハ次期ノ給水料額ヲ増減スル方法ヲ取り甚タ複雑ヲ極メツ、ア</p>	

延期ノ分

<p>リ各市取扱振ヲ承リ度シ 提出者 鹿兒嶋市</p>	<p>併合議了</p>
<p>一二、給水設備費ハ概算ヲ以テ前納センメ工事終了ノ上精算シ其過額ハ過誤納下戻ノ手續ニ仍リ下戻シ甚タ不便不少各市取扱振如何 提出者 鹿兒嶋市</p>	<p>議了</p>
<p>一三、流末装置トシテ許サレタル種類ヲ承リ度シ 提出者 鹿兒嶋市</p>	<p>新問題二三ト併合宿題トス</p>
<p>一四、給水装置ニ於ケル水栓類ノ統一 提出者 横浜市</p>	
<p>延期ノ分</p>	
<p>一五、上水道法改正調査ニ關スル提議 提出者 大崎市 附託委員 東山市、新湊市、廣島市、岡山市、大阪市</p>	<p>委員間ニ於テ協議中ニ付尙宿題トシテ存置ノコト</p>
<p>一六、水源上流ニ於テ惡水排除取締方ニ關シ建議ノ必要ナキヤ 提出者 大崎市 附託委員 東山市、新湊市、廣島市、岡山市、大阪市</p>	<p>同</p>

(三) 研究問題

<p>一、急速濾過方法ニヨル淨水方法ニ於テ源水カ澄明ナル場合硫酸礬土ノ作用如何 提出者 京都、南滿州鐵道株式會社、京都市、神戸市</p>	<p>全部尙 研究中ニ付研究問題トシテ存置ノコト</p>
<p>二、源水及濾過水中ニ發生スル藻類蘚苔蟲及淡水海綿ノ驅除法 提出者 神戸市、岡山市</p>	
<p>三、濾過水中ニ嫌氣性微菌ノ存否 提出者 東京、南滿州鐵道株式會社、京都市</p>	
<p>四、源水及濾過水中ノ微生物ヲ調査スルノ件 提出者 各地、京市</p>	
<p>五、大腸菌ノ試驗方法 提出者 朝鮮總督府、東京市、京都市、門司市、神戸市、大阪市、廣島市、朝鮮總督府、臺灣總督府</p>	

<p>六、「ウルトラヴァiolet」光線淨水殺菌力ノ價値如何 提出者 東京、臺灣總督府</p>	
<p>七、水中ノ魚類及微生物ト水質トノ關係 提出者 各地、濱市</p>	
<p>八、沈澱池ノ効果ヲ組織的ニ研究スル必要ナキヤ 提出者 臺灣總督府</p>	

(四) 報告

<p>一、蛙除壁ニ關スル件 提出者 奈良市</p>	<p>書面ニテ報(大正十一年三月十六日付報)告ノコト(告書到達ニ付本議事録登載)</p>
<p>二、水棲細菌ニ對スル「コロール」ノ殺菌力ニ就テ 提出者 京都市</p>	<p>同</p>
<p>三、米國ニ於ケル格魯兒淨水法ニ就テ 提出者 南滿州鐵道株式會社</p>	<p>同(大正十一年四月十七日報告書到達ニ付本議事録ニ登載ス)</p>
<p>四、アンニア定性試薬ト鉄鹽トノ關係 提出者 南滿州鐵道株式會社</p>	<p>同(同)</p>
<p>五、沙河口下水沈澱池ニ沈積セル沈澱物ニ就テ</p>	<p>同(大正十一年四月十七日報告書到達ニ付本議</p>

提出者	南滿州鐵道株式會社	事錄ニ登載ス
六、神戸市上水道源水中ニ於ケル病原菌ノ生存期間	提出者 神戸市	同
七、大正九年度破損量水器統計報告	提出者 大阪市	同
八、緩速砂層濾過池ノ使用期間ニ就キテ(第二回報告)	提出者 大阪市	同
九、落差濾過効力トノ關係ニ就キテ	提出者 大阪市	同
一〇、補砂工事前後(各滿一箇年)ノ濾過池使用期間並ニ濾過水ノ含菌數ノ比較調査	提出者 大阪市	同
一一、飲料水中「アムモニア」含有量	提出者 大阪市	同
一二、本市水道浮遊物ノ性状ニ於テ	提出者 横浜市	同(本議事錄ニ登載)
一三、アムモニア定性試薬ト木屑中ノ成分トノ關係ニ就テ	提出者 横浜市	同(同)

提出者	横浜市	同(同)
一四、本市水道源川流域調査試験報告	提出者 横浜市	同(同)
一五、肉汁ノ材料ヲ異ニセル培養基ノ調製ニ就テ	提出者 横浜市	同(同)
一六、各種グラチン試験成績	提出者 横浜市	同(同)
一七、上水ニ於ケル格魯兒カルシウムノ殺菌力試験成績	提出者 南滿州鐵道株式會社	同
一八、沙河口下水ニ於ケル細菌數ニ就テ	提出者 南滿州鐵道株式會社	同
一九、上水ノ變色ニ就テ	提出者 長崎市	同
二〇、膠質培養基ニ於ケル水菌培養ニ際シ四十八時間七十二時間九十六時間培養ノ細菌聚落數ニ就テ	提出者 横浜市	同(本議事錄登載)
二一、濾過水ト時日ト水質トノ關係	提出者 横浜市	同(同)
二二、本會組織ニ關スル件	提出者 横浜市	結了

二三、蛋白質「アムモニア」ノ簡易検査法ニ就テ 提出者 臺灣總督府	書面ニテ報告ノコト
二四、臺北水道濾過地ノ「プランクトン」ニ就テ 提出者 臺灣總督府	同
二五、東京市上水中ノ「アンモニア」ニ就テ 提出者 東京市	同
二六、檢水ニ際シ過滿俺酸加里消費量ニ及ボス「クロール」ノ影響 提出者 東京市	同
二七、水道源水ノ鹽素殺菌ニ就テ 提出者 東京市	結了
前回報告未了ノ分	
二八、臺北水道ニ於ケル大腸菌ノ分布狀況 提出者 臺灣總督府	書面ニテ報告ノコト
二九、自大正元年至大正八年東京市上水細菌検査成績 提出者 東京市	同
三〇、マーザー「エンド」プラット式急速濾過法ニ關スル研究(第二回) 提出者 臺灣總督府	同

三一、金包里水道中ノ「鉄」バクテリア「調査」方法 提出者 臺灣總督府	同
三二、臺灣水道ニ於ケル水棲菌ノ聚落發生ト培養時間トノ關係 提出者 臺灣總督府	同

第十八回上水協議會議事速記錄

第十八回上水協議會議事録

大正十年九月二十六日

午前十時十分開議

●横濱市長久保田政周君開會の辭

之より第十八回上水協議會を開會致します、今日は御出席の都合に依りまして大層時間を延引致しましたることの御詫を申上げて置ます、今回の上水協議會は第十八回でありまして横濱市は曾て第四回の協議會を開催致して以來今回は二度目であるのであります、而して今回は非常に御多數且御遠方より御出席下されましたることは主催市として厚く御禮を申上げる次第であります、上水協議會の必要なること又度び／＼開會せられる理由に就きましては私より最早申上げる必要もござりませぬが毎年皆さん方が非常な御熱心を以て此會を開かれますことは誠に唯り上水而已ならず一般都市若は町村の事業と致しまして其公益の尠からざることを確信するものであります

御承知の如く横濱市は古き歴史を以て居りまして即ち英國人のパーマー氏に依り始めて水道を敷設されまして明治二十年に開通を致し本年恰も三十五年に相成る次第であります、右パーマー氏の功に對して深く感謝する次第であります、今日御集りの方々は唯今申しましたる如く約百五十名に垂々と致して居ります、今回の上水協議會に加盟の個所は七十四個所でありまして、即ち此前述に加盟して居りました所が六十八個所でありまして其後新規に勧誘致しました所が二十四個所でございます、其二十四個所の内御加盟下されました個所が六個所でありまして、即ち上田市、掛川町、上諏訪町、澁谷町、谷村町福島市の此六個所が加りまして

即ち七十四個所と相成つた次第であります、今回御出席に相成りました個所が五十四個所あります、其參會人員が百四十六名と云ふことになつて居ります、尙ほ此協議會を開くに就きまして關係のある官衙から御出席を願ひましたところ内務省よりは工學博士近藤虎五郎氏藥學博士安香愛二氏外數氏陸軍省よりは三等軍醫正小泉親彦氏技師佐藤茂助氏東京帝國大學より教授草間偉瑗武氏京都帝國大學教授大井清一氏並教授戸田正三氏が御出下ださることになりました、又神奈川縣廳よりも多數御出席下ださつて居ります、又内務省の小橋次官も此開會中には是非御臨席下されると云ふことを御約束下だされました是等の方々が御多忙の際特に御臨席下だされると云ふに對しまして私より厚く御禮を申し上げます、前段申上げたやうな次第で今回開らず多數の方々の御出を願ひましたにも拘らず場所の關係上に於て甚だ不行届と存じまするが此點は私より幾重にも御詫を申します、又此議場が御覽の通りの場所でありまして議長の席が餘り高くて甚だ具合が悪るのであります、構造上止むを得ぬのでありますから是れ亦御許しを願ひたいと存じます、又議長は例に依りまして主催地のものがやることに相成つて居ります、是より議事を開くに就きまして私が暫く此席を潰すことに致します、但し私は少しく用事もござりますので其後は只今水道課長の比留間氏は歐米漫遊中でありまして其留守中都市計畫局長の阪田君が課長事務を取扱つて居りますが故に私の代りに阪田君が此議長席を潰すことに致したいと思ひますから此點も豫め御諒承を願ひます、呉れ〜も今回の開會に就きまして各所より御來臨下だされましたことは重ねて厚く御禮を申し上げます、縣廳の方より御挨拶がござります

神奈川縣衛生課長福田常太郎君挨拶

本日本縣本市に於きまして水道協議會を開催せらるゝことになりましたる段は誠に御同慶の至りに存する次第であります、就きましては知事が親しく臨席致しまして皆さんに御挨拶申上ぐる筈でありましたが折悪しく本日は東宮殿下が箱根の御用邸へ行啓あらせらるゝに就きまして知事部長皆何づれも御警衛の爲めに其方へ參つて居りますので茲へ伺ふことが出来ませぬので甚だ遺憾に存する次第であります、此點に就きまして

宜しく御挨拶申上ぐるやうにと云ふことでござりましたから一言御断りを申し上げます

○議長(久保田政周君) 之より事務の報告を致します、先程申上ました勸誘したところ並に加入された都市の御報告は致しましたが、只御相談したい點は此會議は二十六日から一週間の豫定になつて居りまするが東京市長男爵後藤新平閣下より横濱に皆さんが御集りになつたのを機會として東京水道の擴張工事の實況を御目に掛けたいから一日に御申を願ひたいと云ふ御招きがありました、併乍ら若し繰合せが出来ませぬなれば一日御延期を願つて最終の翌日に東京の方へ御出になつたら如何と思ひますから皆さんに伺つた上東京の方へ返事を致したいと思ひますが如何ですか、別段御異議がなければ一日繰延べて二日に終るのを三日と致しまして御臨席下ださつた各市長さんの方へ照會したいと思ひますが如何でござりますか(異議なし〜)の聲起る)夫ではサウ云ふ風に取計りますが、尙ほ皆さん方御相談を致しまするが二日の日に致しまするか三日の日に致しまするか如何取計ひませう二日は確か日曜日と思ひます(此時「延期の日に願つたら如何です」と呼ぶものあり)東京の方は只日をさめて呉れいと云ふことでありますから二日には横濱市内の色々な施設を御覽を願つて三日の日に御出を願ふことに致しませうか(夫れが宜しいと呼ぶものあり)夫れではサウ云ふ風に取計ひますから左様夫では之より議事に這入りたいと存じます、先づ新問題の方より進みたいと思ひますから新問題の第一を問題と致します

新 問 題

(書記朗讀)

一、貯水池隣接地(集水區域)ヲ個人又ハ土地會社ヨリ住宅若ハ其他ノ目的ヲ以テ開墾出願ニ際シ水道保護上支障ノ理由ヲ附シ不許可ノ旨所屬監督官廳ニ對シ市長ヨリ副申セラル、ヤ其實例ノ有無

提 出 者 神 戸 市

○三十八番關源三郎君(神戸市) 一寸提出した理由を簡單に申述べます、神戸市に於ては住宅會社が出来て貯水池の附近に於て盛んに住宅を拵へる、モウ一つは開墾したいと云ふやうな個人の出願もある、之は水

道保護者としては重大の問題としなければならぬ譯であるが先づ實際今日の法律で調べて見れば保護上保安林に編入すると云ふ手續をする位のものしかないサウ云ふ状態であるから全国の各市の水道で貯水地附近に於て斯う云ふ實例があるか何うか、若しなすとすれば之れを如何に處理したら適當なものであるかと云ふことの爲めに此問題を提出したのであります

○議長(久保田政周君) 皆様に申し上げます外が八釜しく且つ多數御出席でありますから成るべく大きな聲で御話下さるやうに御願致します

○百四十一番能見光男君(横濱市) 神戸市から御提出になりました集水区域開墾問題に付しましては事水道水源に關することであるから最も大切な事であると思ひます本市に置きましては集水区域(山梨縣南都留郡)に於て銅鑛がありまして之が採掘を願した者がありましたが本市は水道の水質を害する最も重大事件であるので市長は早速内務省並農商務省へ上申して不許可に致して貰ひましたので幸ひに今日迄は善良なる水源を維持して居ります

○四十五番足立正人君(佐世保市) 私の方の御話を致します、此問題に付しましては開墾制限開墾禁止と云ふことを設けられて居る、一々許可を経ることになつて居る、従てサウ云ふ場合に於ては地元市町村の經營にして斯の如き場所は開墾しないやうにして貰ひたいと云ふことになつて居ります、又軍港要港規則要塞地帯法夫れと縣の建築取締法及縣の山林保護取締規則等に依て開墾する場合は必ず地元市町村の手を経て申請の上許可を経ることになつて居る、夫で地元市町村は水源地を冒すやうな場所に對しては不許可の意見を附して申請するから詰り縣知事なり陸軍軍は地元市町村長の意見を尊重して多くの場合地元市町村長の申請通りの指令を呉れる家屋建築もサウであるから詰り地元市町村長が意見を副申するから差支ない

○三十八番關源三郎君(神戸市) 只今の御話を承りまして大變参考になりましたが差支ないものは許可相成るやうにと云ふ副申をするのですな

○四十五番足立正人君(佐世保市) 御話の通り許可ありたいと云ふ意見を附して居ります

○七十九番 今村貫三君(平町) 此問題は御話が能く聞取れませぬでしたが市長より副申せらるゝと云ふことは市長に諮問せらるゝか或は市長を経由せらるゝものか、能く分りませぬが随分水源地と云ふものは離れて居つて必ずしも縣内許りではない時には縣外にあるやうなものもある、之れは唯り神戸市のみならず何の都市にも甚だ必要なことで何とか保護方法を設けたいものである、私の方の如きは誠に小さい規模の水道であるが水源は随分遠方にありまするので兎に角水源の枯渴と云ふことよりも寧ろ水質を汚濁することになることを顧慮しなければならぬ之れは此御集りの方で委員を選んで何とか一般的に保護の出来るやうな方法を講究したいと思ひます

(賛成)の聲起る

○議長(久保田政周君) 一寸唯今の七十九番に伺ひますが委員を設けて政府に建議したいと云ふのですか

○七十九番今村貫三君(平町) 委員を設けて御協議の結果何縣に跨らうとも一樣に保護することの出来るやうに取扱の出来る訓示なり通達なりあるやうな運びに致したい之れの委員の選定は議長に御任せ致したい

○議長(久保田政周君) 只今七十九番の御發議は委員を設けて何等か政府に對して意見を述べやうと云ふことでありますか……

(「意見なし」と呼ぶものあり)

○六十七番小里頼永君(松本市) 私は此度初めて出席しましたので十七回迄の経過を存じませぬが今新問題を拜見するに多くは實例の有無とか、意見を承りたいとか協議的のものゝやうに見受けませんが、只今何番ですか委員を擧げて相當の取計いをしていふと云ふことで御尤のことと思ひますが本會はサウ云ふことが是迄も主務省に向て相當の注意を拂はせるやうな決議をして其決議を主催地の市長からでも分るやうに御申込下ださつたやうなことがあつたのですかないのですか御伺ひ致します

○議長(久保田政周君) 唯今迄にサウ云ふ例はありません

○六十七番小里頼永君(松本市) ありますなれば樞要の問題でありますから斯う云ふものに向つて保護すべ

き規程を設けることに致したいと思ひますから賛成致します
○議長(久保田政周君) 夫では委員を設けて御協議を願ふことに致します、委員の選定は議長に御任せを願ひたいと思ひます、進みまして第二の問題に移ります

(書記朗讀)

二、排氣設備ナキ濾過池ノ削取作業ヲナス場合砂層中ノ水位ヲ砂面下幾尺位ニ保ツテ適當ニスルヤ各市ノ實驗及御意見ヲ承リタシ

提出者 大 阪 市

○二十三番宮北敏夫君(大阪市) 第三も一所に願ひます

○議長(久保田政周君) 第三も一所にしたいと云ふ御希望ですか(「一所にした方が宜しい」と呼ぶものあり)夫では第三も一所に致します

(書記朗讀)

三、濾過池砂層ノ削取作業中砂面ガ雨ニ打タレタルトキノ處置如何各市ノ實驗及御意見承リタシ

提出者 大 阪 市

○二十三番 宮北敏夫君(大阪市) 大阪市に於きましては多量の水を使用しました時に濾過池の削取後濾過池の水が逆流することがあります、詰り大阪市の濾過池にては排氣装置がないのであります夫で此削取の際砂中幾許の深さ迄水位を下ぐるを以て適當とするか各市の實驗及御意見を承りたいのであります、勿論此水位は汚濁されたる砂層の深さにも依ることであらうと存じますが水位を下げたる際に其一部の濾過砂中に空氣が進入するものか夏期の使用水量の多量の際は排水の際逆流することがなく濾過池の上部より注水致しますから砂中の空氣が逃げ場を失し濾過池の入口附近に於て特に氣泡の發生するのを見て濾過池の性狀を害することの大なることを知りました、此ことを考へますれば成るべく水位を少しく下げ存在すべき空氣の場所を少なからしめることが必要かと考へます、併し一方削取作業を考慮します時は斯く致し

ますると砂面の濕潤を免れず延ひて作業を困難ならしむることがありませうから氣候温度のことも考へ夏期に於ては五六寸冬期に於ては一尺位を以て最も適當かと存じます

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 大阪市に伺ひます只今聲が徹底しませぬので説明が了解するところが出来ませぬが排氣設備と云ふことであるから何か空氣が這入るやうに考へますが何う云ふ場合に空氣が這入ると云ふのですか

○二十三番宮北敏夫君(大阪市) 排水する場合濾過池の水を段々と低くめて行く場合に砂面中の水位が下つた場合に砂層(に御大聲に願ひます)と呼ぶものあり)濾過池削取を爲す際に其濾過池の水を大阪市に於きましては唧筒の力で排水して居りますが實際に濾過砂中の水位を相當下げました際に其濾過砂中に空氣が含まれた其爲めに濾過池の入口より水を満水する際に其砂中に含まつて居る空氣が壓迫を受けて出て來るものと思ひます

○七十九番 今村貫三君(平町) 大阪市の方へ一寸伺ひますが十分に聞えませぬから——此排水設備が之れが濾過層を掻き取て水を入れました時に下から水を退かせる時に空氣が出來るやうな斯う云ふ意味合のやうに承りましたか能く聞き取れませぬから……

○二十一番田中源一君(大阪市) 説明が十分でないと思ひますから一寸私から申上げます、此排氣設備なき濾過池と云ふことであります、大阪の濾過池は他の都市にあるやうな排氣設備がありませぬ爲めに濾過池をからつばにして更に水を入れますと其空氣の逃げる場合に表面の濾過層中に止めて置いた其時に水位を砂面の下何の位にしたら宜からうかと云ふことの御經驗があれば承りたい

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 能く聞えませぬので了解出來ませぬが朝鮮の方は濾過池の削取を致します時從來の經驗に依れば有機物其他化學上の點から濾過池の汚染と云ふものが——五六寸程度位濾過池の水を下げる——五六寸以上約一尺前後下げる……砂層が兎に角削取に差支ない程度になりますので(此所聞取兼ねたり)濾過池の削取の後で格別逆流をしたり下から上の方え……排水の障害を受けた

ことはありませぬ、夫から作業中砂面を雨に打たれぬやうに濾過池の上に蔽があつて直接打たれることもありませぬ

○二十七番大野廣吉君(堺市) 大阪市の今の御説明に依れば排氣設備がない爲めに削取後排水する際逆流する時に――排氣設備がない爲めに砂層中の何を全部抜き取られ砂面の數尺下に水を止めて砂面を掻き取る夫が五寸とか六寸とか一尺の所迄水面を止めて置くと云ふ御話がありました、私共の方は全部排水させて仕舞て濾過面を掻き取ると云ふのが最も適當であらうと思つて是迄やつて居ります、本問題に就て大阪の御經驗が若も適當であれば我々の市に於きましては上水の水源の水が少いから多少水の經濟にもならうかと思ひます、砂面以下六寸ですか一尺ですか

○二十三番宮北敏夫君(大阪市) 夏期に於ては五六寸位冬期に於きましては一尺位を適當と致して居ります
○二十七番大野廣吉君(堺市) サウしますと下にある水が砂の働きに依て水面が乾かぬ濕潤の程度にあらうと思ひますが如何です

○二十三番宮北敏夫君(大阪市) サウであります

○百四十九番田村英一君(横濱市) 提出者の方に一寸伺ひたい、濾過池の削取作業中雨に打たれて濾過池其他に何か化學的影響でも及ばすと云ふ斯う云ふ御意見で此問題が出たのであるか又夫れに對して何か何うか云ふ設備でもあれば御伺ひ致したいと思ひます

○二十三番宮北敏夫君(大阪市) 作業中に――砂層の削取作業中砂面が雨に打たれますれば其砂面上に幾分なりとも汚染せられて居るものが雨に打たれる爲めに砂中に何うも這入て仕舞うものと見えるのであります其爲めに今度使用する際にどつと落差が下るから寧ろ削取しないに勝ると云ふやうなことがあります

○百四十九番田村英一君(横濱市) 凡そ何寸許りですか……

○二十三番宮北敏夫君(大阪市) 私の實驗した所に依れば先づ一寸位は時に汚れて居るのですから、夫から六七寸の所迄順次に其程度が薄らいて來て居るやうに考えます

○十六番安田靖一君(京都市) 第二の問題の意見はバルトン氏が申して居ります説に依れば最も汚染された部分を掻き取ると同時に其下の砂を八時許りゆるめて置けば酸化作用が働き非常に宜い結果を與へる従て水位をば丁度緩るめて置く部分迄で止めるサウすると大阪市でおやりの五六寸乃至一尺と云ふことはバルトン氏の意見として述べた通りに一致する様である次に第三問の掻取の際に雨に打たれたる其時の處置は手早く元の通りに水を張ると云ふことが一番能くはないかと思ひます、之より外に方法はなにかと思ひます

○一番小川織三君(京都市) 第二の問題は京都市は古く作りました池には排氣設備がありませんが十二三年前に新しく造りましたものには排氣設備がありませんが水を張りまして夫れに逆送を致します、排氣設備の有る無し作用には何等關係がないやうであります、夫から大體は一尺位に水位を下げるを正當と致します、第三の場合の處置は只今御説もござりましたやうに水を適當に張るが必要である、又萬一水を張るにしましても多少時間も掛ることと思ひますから其内に削り取跡を直ぐに夫れが雨に叩かれるやうな場合少し排水を加減して濾過水を何時もより多く排出して安全を期すると云ふ風なやり方が宜からうと思ひます

○四十四番吉田豊馬君(長崎市) 長崎に於ても一度原水が天候の關係で非常に枯渴をした際に上水を節約する爲めに全部の上水を排出しなく約半分程の上水を捨て、サウして其に水を張る時に逆入をやつたところが其時に限つて何時もよりは濾過効力の期間が短かつた何うも排氣設備のないところの濾過池に於ては全部の排水を終て更らに逆入をした方が宜いやうに思ふのであります

○議長(久保田政周君) 最早別に御述になる方もござりませぬから此問題は是れにて打切らうと思ひますが如何です、御意見もないやうですから第二第三は之れで終りました夫で第一の問題の委員を選定致しましたから申上げます、京都市、神戸市、甲府市、下關市、長崎市、朝鮮總督府、横濱市以上七個所より一名宛御出しを願ひたいと思ひます

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 只今第一の問題に付て朝鮮總督府を御指名になりましたが第一は朝鮮總督府に於ける水道——上水が全然價值のないやうなことになるはせぬかと思ひますから御請は致しませんが併し其他の内地の適當なところを御指名下ださつて私の方は御免を蒙りたいが如何です

○議長(久保田政周君) 御差支がなければ御加り下ださつた方が宜からうと思ひます御迷惑ですが……

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 夫では御請を致して置きます

○議長(久保田政周君) 何うぞ御請を願ひます、便宜上第四第五の問題を併せて議題と致します

(書記朗讀)

四、民間營業者ニ於テ專擅ニ給水装置ヲ爲シタル場合ニ於ケル取締方法如何

提出者 京 都 市

五、許可ヲ得スシテ私設給水工事ヲ爲シタル場合ニ於ケル處置方法ニ就キ各市ノ實例承リタシ

提出者 大 阪 市

○議長(久保田政周君) 第四より御説明を……

○十六番安田靖一君(京都市) 京都市は市直接給水装置をやりす外に市が委任すと云ふ意味に於きまして所謂私設營業者を指定して施工させるのであります、然るに其市なり公認私設營業者なりが工事をやらないで他の鍛冶屋とか鐵工業者のやうなものが工事をします、夫等のものに對して各市で如何なる取締をなさつて居るか御意見を承りたい

○二十一番田中源一君(大阪市) 私の方の御尋致したいのは大體に於て京都市と同様であります、大阪市の京都市のやうに公認民間營業者と云ふものはありませぬ、只今京都の申されました公認營業者以外のものゝ場合と全部同一であります、ソコで私の方の最も取締に困難を感じて居りますのは私の方の如きは随分近來家屋拂底の爲め急速に種々の家屋が建築されました前日何にもなかつた所へ今日行て見ますと早や家が建てられて居つて給水工事の如きも私にちやんと引かれて居ると云ふやうなことは決して珍らしく

ないのであります、此様な場合に普通の日本家屋だつたら夫々撤去を命じますか又は事後承認と云ふ形式で正當の手續を履ますやうにして居りますが相當大きな洋式建築であつて「コンクリート」又は煉瓦等の中へ鉛管等を仕込んで居つた場合に撤去せしむるとか又一步讓て其儘事後承認の形式で検査をしやうとするにしても現在大阪市の検査方法としては一部堀起の必要があり其場合に其堀起しが容易でありませぬ、又之を完全に復舊しやうとすれば中々多額の費用を要し又之が爲めに建築迄影響しまして折角の美術的建築を先方の勝手とは言ふものゝ臺無しにして仕舞うと云ふやうなことになるのであります、私の方の或る建築杯の其復舊費に小壹萬圓も掛ると云ふやうなことがあつたのであります、ソコで此やうなものに對しても矢張り條例を適用致して相當の犠牲を拂つても矢張り撤去せしめますか、又は形式丈の検査等をしてまして大抵のところ承認を與へることにしますか、又此様なときに完全な適當な検査方法がありませんか、夫等の點に就ての各市の御意見を承りたいのであります

○百四十六番小川米喜君(横浜市) 私の方に於きましては民間營業者は屢々反則を致します、其場合には現場に行て使用材料其他を調べ若し只今御話のやうなことがあつて軒に雨水管が出来てないとか水壓の検定をしてないやうなものは全部取換させるやうにして居ります、今迄二年持つたから三年持つたからと云ふても許さぬことになつて居る、之れはマア横浜市に最初願つて來るのは二百五十封度……検定しないものは全部附け替さす、大分方々で——昨年京都でも伺ひましたが反則者が随分にあると云ふことであります、一寸話が變りますが名古屋でも先達て伺ひましたが公認請負は却て仕事に粗漏になる、イヤさうじやアない公認が四個所あつて公認は仕事を急がす場合に分けてやるので却て仕事の能率は公認の方が擧つて仕事も割合に叮嚀にやつて居ると云ふやうなことを聞きました(後數言聞き取り兼ねたり)

○百二十五番秋田金治君(朝鮮總督府) 御理由を承りましたが、朝鮮の京城に於きましては此水道の營業者が間々ありまして困つて居ります、夫れだから此問題は成るべく詳しく承つて歸りたいと思ひます、京城では二三斯う云ふものがあります、是れが取締としては私の方は内地のやうな状態ではありませぬ其時候

に依て状態が變はる三月になれば夏の状態十一月頃になれば私の方は給水が甚だ困つて居ります、夫から秋の状態になりますと冬の状態の水栓に更へるサウ云ふ風に三回は水栓を變える之を反則すると罰金を科し尙反省……せぬと停水處分をする(後聞き取り兼たり)

○七十九番今村貫三君(平町) 唯今朝鮮のお方から大變有益な御話を承りましたが私に施設をして居るのを見付けた場合は撤去させると云ふ御話はござりませぬが撤去するのでありますか、罰金を科したと云ふこととでありますか罰金と云ふのは何う云ふ標準でやりますか

○百二十五番秋田金治君(朝鮮總督府) 若し反省致しますれば之は水道を詰り一線丈は取ても構はぬ(以下數言聞き取り兼たり)

○八十番大森洞海君(青森市) 私は青森でござりますが私の方でも夫をやりまして大分困つて居ります、魚屋で給水栓の出口から竹樋を約五間許り引いて夫を土の中に埋めて置いて其先へ持て行て地中に水桶を置いて水が溢れるから出口を附けて夫を下水の中に落して置いたのを見付けた、夫を發見すると直ぐ工夫を附けて置いて撤去させて仕舞つた、夫で五日間の停水處分を命じた、其時に罰金は重うても出すから何うか停水は止めて呉れいと云ふことを再三願つて來たけれどもコチラでは罰金は科せないで停水處分を斷行致しました

○四十二番畑拾次郎君(長崎市) 私は京都市に御尋をしたいと思ひますが勝手にサウ云ふことをした場合に水道條例で處分規程がある筈と思ひますが、夫に依り私の方では停水處分若は其水料を徴收することを規定して居るのであります、此場合に一般的取締方法としては此條例を勵行すれば宜い、魚屋なり豆腐屋なり其處の場合の取締と云ふことは事實問題でありますけれども一般條例に依て取扱て宜いことと思ひます、私の方に於ては夫で先づ可なりの取締をやつて居るのであります、最も(聞き取り兼たり)でやることとありますから夫を發見する場合にサウ云ふ屈をして居ると云ふことは相應にあるだらうと思ひますけれども夫は別に夫々取締る方法があらうと思ひます、夫でも尙ほ困難の場合があるのでありますか夫を伺ひたいと思ひます

○十六番安田靖一君(京都市) 私の方の困つて居るのは市が認めて居ないところの工事屋に對する……何等取締規程がないのでありますから工事屋に處する道がないのであります故に其點に就て伺ひたいのであります

○百四十六番小川米喜君(横濱市) 横濱市の檢定方法としては何時も此反則工事をやつたものは水道鉛管に肉の薄いものを使つて居る……

○十六番安田靖一君(京都市) 埋没して居るものは堀起させますか(小川米喜君堀起させます)と答ふ(小川米喜君)夫は全部取換えさせます、横濱市は……パイプサウ云ふものを發見して困ります、呼出しまして罰金は規定として五圓迄の罰金其上は停水をしませ、之は營業者が餘程弱はるやうですと述べ……

○十九番松原一君(京都市) 只今十六番から御尋しました趣意は上水の需要者を罰する場合には申す迄もなく水道條例で處分が出来るのであるが工事をやつた方は直ちに水道條例の及ばぬ場合があるんであります、サウして重立つた工事は常に竣成した後に發見するので出來上つた後數ヶ年も後に發見した場合は需要者を罰しなければならぬサウすると需要者は罰せられて營業者は却て利を得て知らぬ顔をして居ると云ふのが一つの趣意であります、時には需要者と工事屋が合體して共同でやつても潜つて工事をやつても需要者の方は條例で處分が出来るがモグリ工事屋を何うして處分するか何か直接に苦痛を與ふる道はないか單に注意訓戒を與ふる丈けに止めると屢々繰返すと云ふやうなものが出て來ると之に直接苦痛を與ふるには如何にするか此點に就て各市の御取扱を伺ひたいのであります

○五十二番川端治吉君(奈良市) 此問題は大阪並に京都杯の大都市杯に於てさえも只今伺ひますところ困難を感じて居ることだらうと思ひますが私の都市も最近通水を初めました、マダ千戸位より出來して居りませぬが夫れでもモグリ給水工屋が色々なことをして困難を感じて居ります、種々の給水條項には取締方法も書いてはありまするが夫を勵行しやうとしますると或は市會議員とか何とか云ふやうなものが色々

な申込をして中々履行が困難であります之れは市の給水條例と云ふものが市民並にサウ云ふ諸君に對して印象が薄いからではなからうかと思ひます、夫で斯の如く殆ど各都市が困難を感じて居るやうな問題でありますから何うか國家の法律を以て取締をするやうに願ひたいと思ふのであります、此意味に於きまして相當の委員を擧げて最善の調査を願ひまして何うか給水條例中に法律の文句を加えて下ださるやうな御取扱を願ひたい

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 此問題は丁度何年後か記憶致しませぬが新潟市に開催された時に問題になつて以來殆ど繼續されて問題になつて之れが停止されたことのないやうに私は思ふのであります、然れども當面の御質疑は民間業者が實際に給水工事をした場合の處置或は取締方法が何うであるかと云ふことのやうに思ふ夫れに就て私の市の取締方法を御話して見たいと思ひます、私の所では條例の第七條に「配水管並附屬用具、給水栓以下ノ給水装置及市廳ガ施シタル封緘標記、標識ハ何人タリトモ濫リニ之ニ接觸シ又ハ移動毀損スルコトヲ得ス」と斯う云ふ規程があります、詳しく申しますと水道の装置は全然市が取すべきものであると云ふのが原則になつて居ります、故に此專權に給水装置をする所ではない何人と雖も絶対に接觸することは出来ぬやうに規定してあります、更に第十七條「給水装置ハ總テ市所有ノ材料ヲ使用ス但請求者所有ノ材料ヲ提供セントスルトキハ検査ノ上許可スルコトヲ得」と云ふことにして夫は條例若は内規に據るところの検査を受けたものでなければ使用させない、夫から栓末装置の規定に於ては之は先刻申した通り新潟以來多年の懸案であつて栓末若は管末と云ふものゝ定義をさめて取扱はなければならぬと云ふことは申す迄もないことで又極めて重大のことゝ考へまするが故に斯う云ふ規定を設けて居ります、給水を他に引用する目的を以て——即ち第二十二條に「給水ヲ他ニ引用スルノ目的ヲ以テ栓末装置ヲ爲スコトヲ得ス但計量専用栓ニシテハ長ノ許可ヲ經タルモノハ此限ニアラス」と云ふことにして管末装置は絶対に許さぬ、給水栓口から聊か位使用者の便宜の爲めに或る装置をする場合には市の許可を得て始めて其装置をすることが出来る斯う云ふことになつて居ります、夫から過意處分は私の方は五十二條に於て規

定して居る夫は先刻申した第十七條と第二十二條に違背した場合は直ちに停水の取扱を爲し装置は直ちに撤去せしめる、夫から法の規定に適はぬところには水を使用させない、夫から先刻何番でござりましたか市の水道條例は水の使用以外に其權力を及ぼすことが出来ぬと云ふ御話がござりましたが是等に就ては私の方の條例を適用することになつて居る夫は第五十五條に「何人ヲ問ハス」と云ふことがありますから夫に依て處分する之れでは聊か不十分とは考へまするが私の方では只今のやうな規定をして居りますから管末どころではない栓末装置はありませぬ「第七條又ハ云々ノ場合ニハ五圓以下ノ過科ニ處ス」斯う云ふことになつて居ります

○二十一番田中源一君(大阪市) 色々御説を承て居りましたが京都市から言はれました政府に御願を致して法に據て取締をしたいと云ふことは非常に結構ですから賛成致します、比較的小さい工事は條例を適用して撤廢とか色々條例で制定されたところに依て處置も出来ますが三階四階五階とか云ふやうなところの建物になると混泥土とか何とか云ふやうなもので非常な金を掛けたものを改造させると云ふやうなことは國家的にも不經濟であり斯う云ふものになると何千又は何萬と云ふものを投じなければ工事が出来ぬことが出来るから大阪に於ては斯う云ふものは漸次改めることを命じて認めることになつて居りますが夫れにしても矢張り相當の認むべき方法を講じて置かなければ他の取締上不都合が生ずるから其認むべき方法として其全家屋の鉛管全部に對し壓力唧筒を掛け相當壓力に堪へるか何うかを見てからでなければ夫れを認むることが出来ない、それで其唧筒を掛けるに就て表止栓からするか、量水器取付け箇所からするか、又各水栓から逆に壓力を掛けるのが宜しいのか其最善の方法を承りたいのであります

○三十四番阿部秀吉君(川崎町) 色々御説を拜聴致して非常に参考になりましたが要するに此問題は二様に解釋が出来る朝鮮其他の方々は工事を施行してから水を給水しやうと云ふ點に於て取締ると云ふとで京都大阪が問題を提出されました理由は給水工事に就ての即ち工事其ものに就ての事實問題と思ひます、而して京都若は大阪に於ては專權に工事をしたものの、中に斯の如き御取扱をされて居るものと自分は解釋する

のであります、只今は八十八番より岡山市の條例の御説明がござりましたが自分の川崎町に於てはマダ其筋の條例の許可は得て居りませぬけれども條例の卵は岡山市と同様の趣旨に依て決議したのであります、大體其意味に於て許可を得やうと思つて居ります、多分近く評議されることと思ひますが併し自分の方に於ても斯の如き道具立はして居る、川崎も小ツボケな町ではあるがサウ云ふモグリ工事をするやうなものがある、現にサウ云ふものがあるのであるから將來に於ては何とかせぬと到底征伐は出来ぬのでありますから先程御議論のあつたやうに法律を以てサウ云ふモグリに對して制裁を加えると云ふことを制定したら非常に適切に參ることと思ひます、其理由は其竊かに工事を行ふのは工事屋の罪にあらずして給水工事を施行して水を引用するものか——引用するものが悪工事屋に依頼するのであります、悪工事屋の罪ではなくして給水工事を依頼したものに責任がありますか、給水工事を依頼するものは先刻來岡山其他の説明のやうに給水條例を適用して制裁を與ふることが出来るが悪工事屋若くは工事屋に對しては之を直ちに適用することは甚だ不可能である、一般法に依て取締ると云ふことが最も必要であります、故に法律を以て取締法を制定したいと云ふ希望がありました、私は此水道協議會に出たのは初めてでありまして此會の體裁と云ふものは少しも分らぬのであります、此提出問題の「取締方法如何」と云ふことの提出の理由は大體參考に供すると云ふ意味であるか其邊のことも少しく分り兼ね、此法律を制定すると云ふことに致しましても建議するとか何等かの方法に據らぬと有効の協議でないと思ひますが自分は矢張り委員を選定しましてサウして十分に研究して其筋に建議するやうな取計に願ひたいと思ひます

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 之れは民間給水營業者に云ふのがありましたが大阪市の御話もありました三階五階に水道を知らぬ間に設備してしまつたものが後で氣が附いた時何うすると云ふことに付きましたは御提案の御趣旨は能く了解しましたがサウ云ふ場合は我々の方にも過失がある細心の注意を拂はなかつたと云ふ點である、即ち違反行為を我々が知らずに経過したと云ふことは我々の方にも一部の責任があると思ひますからサウ云ふことを後で發見した場合は調査の上で夫が差支ない場合は規定の手續をさせ悪い

所があればコチラの考え通りにさせる、完全な給水装置をさせて認める斯う云ふことにする規定がある、サウ云ふことにすれば別に取締の困難はないと思ひます、夫から川崎の御話のありました法律の力に依て斯う云ふ行為をせぬやうにしたいと云ふ御意見御希望は至極御尤と思ひますがサウ云ふ悪いことをするものは法律があつてもサウ云ふやうな反則を取締ることは全然不可能のことと思ひますから殊に俄か出來の給水業者の如き各市の問題で、普通個人が給水工事をやつた場合は五圓以下の過料に處分する、此處分は岡山市から御話があつたがあれは唯岡山市許りではない各市方法は同一規定になつて居るソコは條例以外の手心をして夫々適當な措置の執れることと思ひます、夫でさう云ふところでやつて貰つたら取扱が出来るものと思ひます、之れは寧ろ各市で認可を得て取締を勵行した方が宜くはないかと思ふ

○議長(久保田政周君) 段々時間も移りましたから大した御意見がなければ此問題は此位で打切ることに致したいと思ひますが如何です——御意見もないやうですから此問題は之れで打切ることと致します、大分時間も遅れましたから之を以て今日の會議は終ることに致します、之より紀念會館の前で寫眞を撮りたいと思ひますから何うぞ御集りを願ひたいと思ひます

于時午前十一時五十分

○大正十年九月二十七日

午前九時三十分開議

○議長(阪田貞明君) 之より開會致します開會の際市長から申上げました通り昨今事務多端の折柄でござりまして甚だ不肖潜越でありますが代て席を潰します何卒皆さんの御援助に依りまして此職責を完ふするこ

とに致したいと思ひます、夫から議事に先ちまして昨日來席の加減もありませんけれども皆さんの御聲が聞
どり悪くいと云ふ御説が多々あります誠に會場の構造上甚だ不都合ではあります相成るべくは皆さん方
に於かれましても成るべく大きな聲を御出し下だされんことを希望致します夫では昨日に引續いて新問題
の六番

(書記朗讀)

六、緩速濾過ト急速濾過ノ優劣

提出者 佐世保市

○四十六番小島米助君(佐世保市) 一寸此六番の提出の理由を簡單に述べます佐世保市は御承知の如く完全
なる淨水池も持て居りませぬが近き將來に於て濾過池を拵へなければならぬかと思ひます、夫で御拵へ
になつたところの各市並に御設計になりましたところの或は御意見のあるところを承りたいと思つて提出
致した次第であります、成るべく多數御意見を御述べ下だされんことを希望致します、斯う云ふことは自
分の市のみならず各市今後御設計なり御計劃の上の御参考にもなりはせぬかと存じます

○十七番森慶三郎君(京都市) 此問題を論じますには先づ源水の水质は急速式に據ても緩速式に據てもど
らを使つても差支えない場合と考へますでサウ云ふ前提の下に研究しなければならぬと思ふ、例へば源水が
非常に濁つて居つてサウして緩速式で容易に濁りが取れませぬ時、殊に粘土の非常に細かい粒を含んで居る
やうな源水であれば何うしても緩速式では出来ませぬから急速式に據らなければならぬ、互に優劣を論ず
るに方では先づ源水の水质はどつちを使つても構はぬものとしてやらなければならぬかと思ひます、先づ其
緩速式を第一に論ずると速度の關係から何うしても急速式に比べまして約四十倍位土地の大きな面積が要
りますから淨水池を假りに都會近くに設けるやうな場合サウ云ふ大きな土地が得られ悪くい、かりに得ら
れても土地の價格が大でありますからやり悪くいやうな場合は急速式に據ることが比較的便利かと思ひま
す、夫れだからかりに緩速式によるとして遠いところに淨水池を設け長い水路で都會の方へ送つて來るや

うにすると水路費杯が非常に澤山に要りますから斯う云ふ場合も急速式でやれば土地も面積も小さうござ
りますから、都會近くに淨水池が得られ易く斯様な場合も起る事が少ない、又グラビテーション許りで
やろうとする時は高い所に淨水池を設けなければならぬやうなことになる、都會の近くの地では大きな面
積を得難いからサウ云ふ場合は急速式にすれば面積も小さいから従て高い所に淨水池を設ける事が出来て宜
からうと思ひます、日本には餘り例も澤山ござりませぬが氣候が非常に寒冷であつて濾過池に蔽をしなけ
ればならぬやうな場所は矢張り急速式に據つた方が宜しいかと思ひます、夫から今度は濾過効果建設費、維
持費此三つに就て申し上げますと濾過効果に就きましては充分注意して取扱へば兩方共同じ位の結果であ
る但源水が色を帯びて居るやうな場所は急速式に據つた方が宜しいかと思ひます、次に建設費は之れはメー
ソン氏の本で調べて見ましたが先づ緩速の方でやれば之は亞米利加のアルバニー以下八市の研究でござり
ますが緩速の建設費の方は急速の方より約二倍六分程高い急速の方で十であれば緩速は二十六程建設費が
要すると云ふことが出て居ります夫から今度は維持費に就て申しますと之れも亞米利加の七市程の平均を
見たのであります、急速の方は緩速の方より約五〇%程維持費が高いと云ふことである併し之は無論外國
の例である必ずしも日本に之を適用しまして正確であるか否かと云ふことははつきり言へぬでせうが先づ
大體に於ての比較にはなりはせぬかと思ひます、夫れから全工費でありますが緩速式は小さいな工場であ
ると比較的高かうござります、夫で工場の規模が大きくなるに従て單位容量にたいする工費が少くなつて
工費が漸次減じて來ます、夫から急速式は此の減少の仕方が緩速式程早くないと云ふやうなことになる、
先づ斯う云ふことですからつまり之を實際にドチラが優劣かと云ふことを論ずるに方では急速濾過は無論
建設費の方は安いのであるが廉しい元金に對すると利子が急速濾過の維持費の高いのを相償ふや否かと云
ふやうなことも考へなければならぬと思ひます、兎に角各都市の状況に應じて異りますから細かく調査せ
なければなりません一概に孰れを取て宜いかと云ふことは言ひ兼ねるかと思ひます、先づ之れ位に止めます
○二十七番大野廣吉君(堺市) 十七番の御説明の如く詳しく私の方も調べては居りませぬが私の所は緩速濾

過と急速濾過——急速濾過の計畫を立て既に其機械を注文しました其調査の結果に據れば第一に面積が少なくて済むと云ふことは急速濾過が利益であるのと夫から工費は十七番のは亞米利加式で私の方は英吉利式を使う積りで注文したのでありますが緩速濾過より急速濾過の方が約二割モウ少し具體的に申せば緩速濾過で工費が六萬圓掛るものなれば急速濾過の方は五萬圓位で済む、面積が急速濾過の方は廉すく出来る、尤も十七番のおつしやつた通り源水は同じものでした場合で、尙ほ私の方の源水は河の水と地下水とあります地下水は河の水より多少「アンモニア」を含んで居る（此所聞取兼たり）維持費は急速濾過の方であるも多少水の壓力を加へなければならぬから地勢に依て緩速濾過が宜いか急速濾過が宜いかと云ふことを判断しなければならぬ而して維持費の點に於ては急速濾過は其源水に壓力を加えますから維持費は緩速濾過より急速濾過の方が餘計に金が要らうと思ひます、マダ實際に比較したのではありませぬが此次の協議會には夫等のことも御參考に申すことが出来やうと思ひます

○百二十九番粕屋隆次君（臺灣總督府） 緩速濾過が宜いか、急速濾過が宜いかと云ふことは之れは一概に設計の上に於てキメルことは出来ぬ土地の状況水質の如何に依ては急速濾過が宜い時もあり或は緩速濾過の宜い時もあります、經費の點から申しまして色々調査をしなければ孰れが宜いかと云ふことは決定し難いのであります、其孰れが宜いかと云ふことは都市に依て違ふのであります其都市に依て經費——土地とか水質色々調査をして初めて孰れが宜いかと云ふことが出来るものと思ひます、臺灣に於きましては……濾過的水道を設計して居る此中急速濾過の方が宜いかと思つて急速濾過法をやつたことも緩速濾過法をやつたこともあり二つとも多少の經驗も持て居りますので佐世保市の御提案に對して聊か經驗を述べたいと思ふのであります、急速濾過法に依りますと必ず一定量の藥リ硫酸礬土とか明礬とか其都市其水質に依て必ず孰れかを用ひなければならぬ、其量は可なり多量でありまして其水道の水を給水するに付て水を濾すと云ふ時は片時もなくてはならぬ、併し緩速濾過法に據ると或る特別の場合の外硫酸礬土杯は使う必要がないのであります夫れから細菌に對する濾過効力が何の位ある、緩速濾過と急速濾過とは何の位違

ふかと云ふなれば急速濾過は今迄の經驗に依れば緩速濾過に劣つて居るんであります、其原因に就きましては色々ござりまするので詳しいことは報告として御目に懸けたいと思ひますが急速濾過の濾過効力の悪い原因は硫酸礬土乃至他の凝集の奈何に依て生ずるのであります、夫で急速濾過を完全に旨くやるには先づ其水質に對して非常に注意を拂ふ、濁度に對して相當の考慮を拂ふ又水の中のアルカリ性に依て變はるから時々刻々緻密な考慮を拂はなければ急速濾過は今迄の經驗に依ては完全にやつて行くことは出来ぬと信じます、夫から水を濾過した洗ふた水が臺灣の今迄の經驗に依れば使用した水は濾過した濾した水の1%から約2%位の水を費して居ります、之れは設計する上に非常に考へなければならぬことと思ふて居る、此1%乃至2%場合に依て水の濁つた時此濾過して洗滌する爲めに要るのであります、之れは現在少ない量であつても設計者は相當の考慮を拂つて宜いこと、信じます、要するに技術者は建設費とか維持費とか云ふことは其都市に依てしなければならぬ夫れと其都市に依て都市自身が唯急速濾過に技術者が非常な注意を拂ふ許りでなく其以上に對して相當の考慮を拂はなければ急速濾過の方は十分に其効力を現して參りませぬ、サウ云ふ急速濾過法に依て水を濾過すと云ふ方法を御取りになる所は十分に注意を拂つて斯う云ふこと迄念頭に置いて御話にならなければならぬと思ひます、マダ詳しい分析に對する御質問がござりますれば御話致しますが孰れ報告書とか事實に就て御覽に入れたいと思ひます

○議長（阪田貞明君） 大分御經驗談もありましたから此問題は此位に止めたいと思ひますが如何ですか

○百四十九番田村英一君（横濱市） 此緩速濾過が宜いか急速濾過が宜いかと云ふことは勿論水質に據ると云ふことは勿論其通りであります之れは餘程能く研究した上でやらぬと其優劣は一朝にして決すべきものではない一利一害があるものと思ひます、斯う云ふものは短日月では分りませぬから各市研究が必要と考へます

○八十八番伊藤好良君（岡山市） 私は議事の進行上に就て希望が述べたい、只今の問題は私共全く素人でござりまして急速濾過と緩速濾過の優劣と云ふやうなことは水道經營者が調べずに手を附けて居る筈はない

と思ひます斯やうな問題を此短時間に於て迎も説明すると云ふやうなことは出来ぬことと思ひます、互に御遠慮になつて早く結了を告げるやうに議長に於て御取扱を願ひたい實に新問題が五十四追加と俱には五十九、宿題が十六、研究問題が八、報告が三十二總計百十五ある爲めに之れを六日に議了しやうとするに一時間に約六問題を解決しなければならぬ、其邊も御考の上議事の進行を希望致します

○百十二番木村屯君(熊本市) 本問題に就きましては唯今色々の御説も出て居るやうであります、議事を御急ぎになる爲めに不完全不得要領で終ると云ふことは議事の精神上間違と思ひますけれども成るべくは簡略にして戴きたいと思ひます、夫で臺灣の御話の細微の點も我々承知したいと思ひますからサウ云ふ細微の點は印刷にでもして廻して戴きたいのであります、尙ほ面積等の關係から緩速濾過が急速濾過に變りつゝあるとか又濾過の藥品の研究とか非常に重大な問題でありますから尙ほ研究問題として保留されて報告に載せることにして戴きたい

(賛成)と云ふものあり

○議長(阪田貞明君) 段々御説もあり時間經過致しましたから皆さんの研究を願ひたい夫では次に移ります(書記朗讀)

七、緩速砂濾法ニ於テ濁度ノ抑留能力ニ就キ承リタシ

提出者 横濱市

○百四十九番田村英一君(横濱市) 横濱の水道は非常に今迄奇麗であつて水が濁ても直ぐに奇麗になる期間が最も早い夫で緩急で水を濾しても一寸も水に影響を及ぼすやうなことはなかつた、丁度去年の八月源川の奥の方に於て暴風雨の中心示度が丁度中央であつたが爲めに或る部分は非常な影響があつた、夫で山腹の崩壊だとか或は家が流れるとか非常に酷どかつた、夫からと云ふものは源川が濁つて來ることが非常に酷い、夫で其凡そ緩速濾過法に於て濁りを何の位迄取る能力があるかモウ一つ考へれば本市は去年の暴風雨のあつた後源川が濁て來た時から初めて藥物併用を實施した、夫で藥物併用をやるに就て何うも初めて

やつたんであつて之れが又藥物沈澱をやるに就ては藥物を入れる終始と云ふものが最も必要である、何うしても或る程度迄藥物沈澱に於て濁度を取て夫れから之れを濾す、夫で砂で濾せる程度迄濾して清淨にするに云ふことが最も必要である、夫で其砂で濾す濾過池の能力と云ふものが何れ位迄濁度を藥物沈澱に依りて取て仕舞へば普通の此緩速の砂で濾す方法に依り濾過池に於て完全な透明な水を得ることが出来るがモウ一つ換言すると濁度は幾ら迄の濁度であつたなれば砂濾の方法に依る濾過池であつて取ることが出来るかと云ふことの御意見を承りたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 御意見はありませぬか

○十二番仲田聰治郎君(澁谷町) 私は明治四十年以降四十三年東京府の多摩川に於ける源水の實驗に依りますと強雨の後濁度の爲め約九ヶ月位藥品を注入することがあります、最も濁度の甚しき時は白金濁度計の四分の一位位になります、夫れより漸次三時位迄は復舊致しますが夫れ以上は大分日數が掛ります、此源水に適量の藥品を注入して六時間沈澱池に静置して十二、三時になりまして濾過池に引入れるのであります、以上の方法に依りますと藥品の注入は五時を界として六時以上は全然藥品を使用する必要がないと考へます

○十六番安田靖一君(京都市) 濁度の大小其者が緩速濾過と急速濾過には直接の關係ではないかのやうに考へます、元來濁りの度合と云ふものは夫れを組み立てる分子の如何と云ふことが大切なる事柄で非常に分子が粗かつたなれば濁度は大にても無論緩速濾過で宜い、分子が非常に細かいなれば如何に濁度は小さくとも緩速濾過でやると云ふことは出来ぬ、其限界如何と云ふにそれは分子比重の如何によることで水の比重より重いものなれば緩速濾過に據り水の比重より低く小さいものなれば緩速濾過では行かぬ、夫を以て限界とする方が宜いかと思ふ、夫であるから濁度が大きければ自ら細かいものにもなるかも知らんが實際の限界としては分子を研究して見なければならぬと思ひますから其ことを一寸申上げて置きます

○百二十九番稻屋隆次君(臺灣總督府) 一寸臺北水道の例を御参考に申上げて置きたいと思ひます、臺北水

道の源水は臺灣の奥で御承知でもござりませうが上に行て河が二つに岐れます、夏夕立をすると片つ方が濁る硫酸礬土を使ふが引きましても片つ方の方は何うも少し重いやうな濁度のやうに思ひます、其方は順次に退きますがモウ一つの方は退きが悪い、退く方は五時位迄から礬土を使つても能く退きます退かぬ方は可なり早く六時の白金礬土を使つても中々可かぬ、夫で大體のことは分りますが詳しいことは此水道は自分で経験すると云ふことが一番宜いことやうに思ひます御参考迄……

○議長(阪田貞明君) 此問題も此位で止めたいと思ひます如何です、別段御異議もありませんから次に移ります、八番の問題は新問題の五十八番と關聯した同じものやうにも思ひますから八番と五十八番は一所にしたいと思ひます

(書記朗讀)

八、急速濾過法ニ依ル濾過槽前後ノ水質ニ就キ承リタシ

提出者 横濱市

五八、急速濾過法ニ依ル沈澱藥硫酸礬土品位ノ濾過水質ニ及ホス影響如何

提出者 關東廳

○百四十九番田村英一君(横濱市) 本市水道に對してマダ藥物を入れると云ふことは漸々去年から實行したんであつて経験は極めて少い、夫れで此急速濾過法と云ふことに就ては一二回其方法を見た許りで極めて幼稚であるから各市に一寸御伺ひたいと思ふ、夫は急速濾過法に於て四百尺の高速度で濾す濾槽と云ふ殊に濾過槽の上に溜る汚泥層の厚さ即ち水酸化アルミニウムの沈澱の出来る厚さを御伺ひ致したい

○百三十五番對馬定勝君(關東廳) 此八と五十八番の二つを問題とされましたが第五十九番も併せて頂きたい、丁度此問題は詰り急速濾過と硫酸礬土と濁度に就ての問題と思ひます

(書記朗讀)

○議長(阪田貞明君) 御説もありませんから五十九番も併せて議することに致します

五九、源水ノ濁度ニ對スル沈澱劑ノ使用量及其成績並ニ濾過層ニ及ホス影響如何

提出者 關東廳

○百三十五番對馬定勝君(關東廳) 大連水道に於きましては昨年より急速濾過法に依る淨水法を行て居ります、夫に對する沈澱藥として硫酸礬土と水酸化石灰を併用して居ります、其硫酸礬土の品質に就て多少研究の必要あるものと思ひます、夫れが今迄の實驗上品質に依て多少水質に變化を及ぼすことを實驗致しました、若し其點に就きまして各市に於て御實驗がありますならば其成績を承りたいと思ふて本問題を提出致しました

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) の質問及之れに對する百三十五番對馬定勝君(關東廳)の答辯共低聲にして聞取れず

○四十一番曾我長二郎君(尼ヶ崎市) 私は此六番八番五十八番の此急速濾過に就きましては明治三十九年から四十二年に亘つて三ヶ年試驗をして居る、夫から二三之に就て計畫したいこともあつて色々やつて居りますが費用の點其他水質、維持費等のことに依て見合せて居ります、其時の記録は持て居りますので夫を報告したいと思ひますが今茲で報告しますのも長がうなりますから之れは報告書に認めまして差上げたいと思ひます

○百二十九番粕谷隆次君(臺灣總督府) 先刻一寸横濱市から先年出した報告に對して御尋がござりましたから夫に對して一寸御答を致します、汚れた程度は何の位かと云ふ御尋のやうに思ひました、濾過池の汚れた程度は約二寸位汚れます、河が濁ると大部分は沈澱させて濾過して大抵奇麗になつた水を濾過池に送るやうに致します、ヤウ云ふやうに致しまして濾過池の汚れは二寸位を程度として洗つて居ります何故かと云ふと洗ふ時間にも關係し濾過池を洗ふ勞費にも關係しますから、二寸位汚れる時間は大抵十時間経つたらソコで洗ふ、ソコが今迄やつた經驗では一番經濟で先づ事實上から宜いやうに思ひますので斯う云ふやうな具合にやつて居ります、夫から五十八番の硫酸礬土の品位の濾過水質に及ぼす影響之れに就て一寸申上

げます、硫酸礬土を使ひまして一番困りましたのは硫酸礬土の中の游離硫酸であります、此游離硫酸が大
ひに水の中のアルカリ性をなくして仕舞ました、夫が爲めに硫酸礬土は硫酸アルカリに變化した……水
の少い場合此作用で全く取れることがありました、斯う云ふやうに私共の方に於ては硫酸礬土に於ては品
質を濾過水で心配するのは其中の游離硫酸を非常に考慮して居るのであります、一寸此邊丈を申上げて
置きます

○議長(阪田貞明君) 別段御意見も出させぬければ次に移りたいと思ひます六番の問題が研究問題となりま
したに就きましては是れ亦例に依りまして擔任者の方を新に御願ひすることに致します、擔任者は堺神戸
臺灣、満鐵、京都此五ヶ所の方に特別御研究を願ひたい尙ほ外の方も無論御研究を願ひたい夫では第九番
に移ります

(書記朗讀)

九、水量不足ノ場合ニ於ケル給水上最善の方法承リタシ

提出者 佐 世 保 市

○四十五番足立正人君(佐世保市) 水量不足の場合水が無いからと言ふて仕舞へば夫れ迄ですが水道經營者
としては出來得る丈け市民の満足する方法を取りたい、佐世保では時間給水をやつたことがある、時間給
水は費用と勞力と手数を要するのが多い、割合に効果がない夫で現在に於ては流量を制限して夫で約一割
の節約をすることを得るが若し他に適當な最善の方法があるれば意見を承りたい

○百四十一番能見光男君(横濱市) 水道を經營して居ります市は需要者に水を送ることが出來ぬと云ふこ
とは甚だ經營者としては残念な話であります、横濱は明治二十年一番最初に水道が出來ました其の時一人
當りの水量は十八英ガロンで之が少し少なかつた様に思はれます夫れは一方人口は戰爭の影響杯で急激に
増加した爲に中々苦しさ斷水の經驗を嘗めました其の當時色々の方法を用ひましたが最も有効であつたの
は各戸の止水栓で制限したのでした其の時の放水量は一分間二升位迄制限しました市民も充分不自由をし

ました相ですが事情已むを得なかつたのであります其の結果一時斷水して居りましたのが遂に斷水せずに
濟む様になつた事があります

○七十九番今村貫三君(不町) 只今詳しい御話がありましたが、水の不足の時には送水栓で制限をせらるゝ
と云ふ御話でありましたが之れは何軒に何ほど云ふ其量を御量りになつた方法は何う云ふ風になされたの
でせうかモウ少し……

○百四十一番能見光男君(横濱市) 其コックを締めて出が小さいくなるやうにして制限する其上にバケツと
か手桶のやうなもので容積を量て一個の水は何分間掛る其水が何分間掛ると云ふことにしてやつたのであ
ります

○百三十五番對馬定勝君(關東廳) 一寸横濱市に御尋を致しますが止水栓で制限をする其場合に使用者から
餘り苦情はありませぬか

○百四十一番能見光男君(横濱市) 随分苦情はありました、結局何うも仕方がないだらうと云ふて我慢し
ました

○百三十五番對馬定勝君(關東廳) 佐世保市はコックに何か何か御装置になつて居るか、其御装置を簡單に
御話を願ひたい

○四十六番小島米助君(佐世保市) 各戸に總てメートルが附いて居る、其メートルの入口に小さいな一文錢
のやうな金物に穴を明けて其小さいな穴に這入てメートルに出て來るやうなことにして居ります

○百十四番二日市貞一君(小樽區) 此問題に就きましては先程横濱市に於きまして色々報告がありまし
たが、小樽區に於ても本年八月以來水量不足の爲め時間給水を致して居ります、且又制水弁と止水栓等に
て流量を制限しつゝります、節約最善の方法としては水壓關係に依り各戸引込給水管を出來る丈け小口徑
のものを埋設する様取計つたならば自ら使用水量を節約することが出來るであらうかと考へます

○百三十二番大槻壽君(關東廳) 今色々申された二三の方の御話を承るところでは各戸に於て給水栓を加減

して水量を少し出るやうにし、或る所では給水栓に或る装置を施して水が少し出るやうに加減するやうでありましたが、其方法に依りますと非常に御面倒なことと思ひます、夫で私の方では過去数年間非常に水量が不足致しまして断水に断水を重ねた苦がい経験を持て居ります、其際に於ける給水制限はドンナ風にしたかと申しますると給水する區域を制水瓣に依て二三區に分けて配水池に於て配水池の瓣を加減して給水を加減したのであります、其方法に依りますと各戸の給水栓を加減する必要もなく只配水池に於て加減するので非常に簡便に行れるのであります、御参考迄に申述て置きます

○議長(阪田貞明君) 大分御意見を伺ひましたが如何です

(「意見なし」と呼ぶものあり)夫では次に移ります、第十番

(書記朗讀)

一〇、流筏作業ハ水質ニ影響ヲ受ルコトナキヤ

提出者 横濱市

○百四十九番田村英一君(横濱市) 簡単に提出の理由を申し上げます、本市の水道は源水地を一年二回宛見ることになつて居ります、夫で上流を調査したところが急に水質に變化を來したので色々と状況を調査して見ると筏を流す爲めに水が濁ると云ふことが分つた夫れで其流筏は何う云ふ方法で流すかと云ふと河を泥で堰き止めて水を湛へて部分的に筏を流すと云ふ趣向であつたんであります、夫で其筏を流す爲めに水質に何う云ふ影響を受けたかと云ふことは濁度が高くなつたり細菌数が非常に多くなつたりして居る、夫で各市に於て源川の状況を異にするが爲めに斯う云ふ實驗はないかと思ふけれども御調査をせられた所があれば参考の爲めに御伺ひ致したい

○議長(阪田貞明君) 問題は簡単ですが何處か経験になつた都市はありませぬか、別段に御意見がなければ簡単な問題ですから之れは後日御経験になつたら伺ふことにして之れで終つたことと思ひますが如何です——之れは濟んだことに致します、夫から茲で約五分間許り休憩を致しますが此際一寸御報告を

致したいことは此日程の内容を極僅か變更致したいと思ひます、第六日目に講演と云ふことがありますが此講演は京都大學の大井博士に御話を願ふ豫定でありましたが大井博士は此十月一日は外に止むを得ざる御用がある爲めに時間の繰合が附かぬと云ふ御話でありますから九月三十日の午前十一時から大井博士の御講演を願ひたいと思ひます、従つて九月三十日は午前九時から十一時迄議事十一時から十二時迄講演午後は川崎町の御招待と云ふことになりませぬ、之から五分間休憩致します

于時午前十時五十分休憩

午前十一時五分開議

○議長(阪田貞明君) 夫では引續き開會を致します、第十一番十二番十三番は同じ性質のやうでありますから一括して議することに致したいと思ひます

(書記朗讀)

一一、一家屋内ニ世帯數又ハ營業事務所數戸アル場合各自ニ給水栓ヲ設置シ給水スルモノニ對スル給水種別及料金徴收ノ方法如何

提出者 神戸市

一二、「ビルディング」又ハ建物會社經營住宅等ニシテ水槽ヲ設ケ之レニ給水ヲ受ケ水槽ヨリ各室又ハ各戸へ導水セルモノニ對スル各市ノ取扱振承リタシ

提出者 大阪市

一三、同一建物内ニ多數ノ會社商會等ノ事務所アルモノニ對シ如何ナル種別ニ依リ給水セラル、ヤ及其ノ水道使用料ノ算定方法

提出者 東京市

○三十八番關源三郎君(神戸市) 本問題即ち十一番の提出理由を申述べます、同一の建物に三階若は四階の

建物を建てた場合に其中に最初工事をする場合に夫を建てます時には水道の申込は専用として申込をした所が出来上つた後に、其家の室に営業を開始した場合に各室共各別に事務若は世帯を持つたものが出来た場合に如何にして之が料金を算定して取るか、之を算定するに就ては算定方法の基礎を承知したいと思ふのであります。

○二十一番田中源一君(大阪市) 本問題に就きまして御説明を致します、只今問題十一に付て神戸市の御説明がありました。私の方の問題も之れに關係して居りますから序に御説明を申すことに致します、私の方には要は神戸市と同じなのですが私工事と關聯したることです。一寸趣きを異にして居るのであります。私の方には其私工事の解決が付きさえすれば自然片付くことではあります。最近の最も困つた實例に付きまして申上げることには致します、私の方の場合で元一つの共用栓がありました、無論毎月水量水器の點檢をして居りました。相當の取締もして居りますので、サウした所で其使用家屋の道路に而した家を改築することになつたのですが其の栓は別に閉栓するでもなく引續き使用のことになつて居りました。それから別段氣にも掛けずに居りましたところが圖らずも其裏の廣つ場へ約六十戸の家屋が建築されつゝあるのを發見しました。それから直ぐに是等の家の給水設備に付別段市へ申込んだ形蹟がありませぬから取調しましたところがチャンと簡單に且つ便利能く各戸に専用給水装置が出来て居りました、早速と色々取調たところが在來の共用栓の際に可なり大きな煉瓦製のタンクを据付けまして其タンクの下から各戸へ導水する装置がしてあります。而してタンクと共用栓の連絡は護謨管を以て張水するやうにしてあつて必要に應じタンクに張水することにしてあります。即ち此點が私の方の私工事取締法より脱して居る譯でありまして詰り直接水壓を護謨管なりタンクなり各戸へ送る導水管は掛けて居らない、一般共用のものがバケツで水を運ぶのと同じであるとの意味で一寸と手の下しやうがないのであります、尤も是等導水用鉛管は雜用鉛管と云ふ不完全なるものを使用して居るのであります、無論料金關係は其共用栓は加入せしめまして家賃が相當高いのですから専用料率を適用して居りますから唯市の損害としては限度關係だけであります、茲に困つたのが條

例で普通私工事として適確に之を取締る道がないからと云ふて其儘之を放任すると云ふとは近來の如き色々な住宅經營者や大家主と云ふやうなものが工費が安値で比較的急速に且つ勝手放題に出来る簡易なる此様な給水装置をドン／＼するやうになつたらどう致しますか、水道經營をする市町村は丸で馬鹿を見なければなりません、全く經營の權威を傷けらるゝことになりはせぬかと氣遣はるゝのであります、現に前に述べました工事の工費杯は六十戸分を三四百圓で出来ますが之を規定通り市で遣るとしますれば千五六百圓は掛ることゝ考へます、同じ水道の水を飲むに斯のやうに工費に差が出来るとなれば誰でも安い便利な方を取るではありませぬか夫で此のやうなことの餘り蔓延せぬ内に何とか取締る法を考へまして條例の改正も必要ですが此際差當り何等かの取締るべき方法を皆様に教えて頂きたいと思ふのであります。

○議長(阪田貞明君) 東京市は如何です。

○五番大堀佐内君(東京市) 本問題は今の十一、十二と同様のことであります。が概略の説明を申し上げます。本市に於ける實例としましては丸の内内に所在する東京海上ビルディング及び三菱の貸事務所等が重なるものであります。是等は同一の建物内で事業の種類を異にして數多の會社商會等が間借をして各々業を営んで居るのであります、而して是等各種の營業者は其事務室は別々になつて居りますが湯呑所とか洗面所とか便所とか云ふやうなものは同一に使用することになつて居ります。三階以上の部分には水槽で概して給水をするところもありませんが各室には獨立に一個毎に水栓を装置すると云ふやうな向は其だ少いのであります、是れに對しまして本市は從來一ヶ所の専用に供するものとして其給水栓に就ては是認せず一個の量水器を装置して量水器に現はれるところの總使用高に對して所定の使用料金を徴收することになつて居るのであります、是れが單に營業者が個々別々の世帯を營むものであります。特に給水装置は共用栓として使用させるが、適當かとも思ひます。であります。併乍ら此種の營業者は孰れも堂々たる建物内に多額の家賃を拂ひ居りまして而かも營業者各個の事實上の集團であります。が故に假りに是等は共用栓として給水するものとしたら料金の徴收等に就て其性質上如何なるものであらうか、斯かる營業者には社會上

の地位より見て最も高いところの料金率に據るところの給水使用者として取扱ふことに致しますれば結局噴水とか瀧とか其他贅澤用に使用する所のものに準じた特別税と云ふやうなものに據らしむべきものであると云ふやうなことになるかも知れませぬが實際の用途の實際に照らして見ますると云ふと夫れも何うであらうか之れが料金率の決定に付て苦心して居るのであります、若し各所に於て本間の實例がありまするなれば是等は如何なる例に依て給水せらるゝものであるか、又其料金は如何なる算定方法に依て徴收せらるゝか其御取扱振を承りたいのであります

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 之は私の所では聯合専用栓と放任専用栓とあります、サウして給水装置は需要者の請求と家屋所有者の請求とがあるが家屋の所有者を原則とする、給水使用者の範圍は 本位でありますから詳しく云ふと一つの建物の中で其給水の需用者が建物の所有者でありますけれども使用者が若しも一面多數の世帯に分つて居りますならば其世帯を本位として給水使用者を數えます、若しも其二世帯以上のものが或る一つの給水装置に依て給水を利用するならば其世帯の數だけ、給水使用者だけが 一戸の中に居ることになるのでありますから料金の徴收などに就きまして何等面倒でも何でもないのであります、夫から東京方面の御心配の共用栓の使用者に就きまして社會政策上不都合ぢやと云ふものがあります、夫は御尤のことでありますが私のところでは給水栓の共用栓を使用しますと云ふものには制限が加えてあります、夫は拾圓以上の直接國稅若は八圓以上の月額家賃と認むるものには共用栓を使用し得るも使用料に等差を設くるやうにして居ります、サウして二戸以上聯合使用をさせますものに對しても一戸の使用單位が五十石迄は五拾錢、以上一石を増す毎に壹錢貳厘と云ふ料金を徴收して居る夫から放任専用栓のものは一戸の必要單位が一ヶ月四人迄六拾錢以上一人を増す毎に拾五錢斯う云ふことに致して居ります、メートルの使用料は配分負擔でありますが原則としては只今申しましたやうな單位即ち一戸の使用料が五十石と云ふのが單位でありますから夫迄は各戸均等に使用して居るものと認めて居ります、夫から使用料の徴收は幾つありまして其幾つかを一と纏めにしまして一つの配付に依て、一つの領收證に依て

徴收する大體夫丈けのことを御參考に申述べて置きます

○百四十五番板垣龍三君(横濱市) 日本の大都市たる神戸市大阪市及東京市から同様の問題が提出になつたと云ふことは之は日本に於きまするところの都市の發達及都市建築の進歩を爲したるところの止むを得ざる自然の傾向の結果と思ひますのであります、横濱市に於きましては此問題に就きましては近頃大分アップルトメント的の建築物が出来ましたに就きまして非常に研究をして居るんであります、夫が徹底的の方針は立て居りませぬやうな次第でありますから唯今茲に一寸横濱市の實例を御參考の爲めに御話申上げたいと思ふのであります、若し一家屋内に數世帯又は多數營業事務所があると云ふなれば假令小き會社にせよ大きな會社にせよ大きなビルヂングにせよ横濱市の取扱は其部屋の使用者の使用目的に依て、夫が若し放任給水の部屋であれば使用者を放任とし、若し其隣の部屋が運送業とか其他……の場合には計量器を取付けてあつて其ビルヂングの内に放任給水もあれば又計量給水もあると云ふやうな取扱になつて居ります、夫から又居留地杯に於きましては餘程以前からアップルトメント的のやつがござりまして夫れに對しては計量器を附けてあります夫は給水料納付者が此ビルヂングの所有者と云ふことになつて居りますから其ビルヂングに一箇の……計量器を附けまして給水を致して居りますところもあります、夫から大きな建物の中に部屋が澤山ありまして一箇の水栓に據つて給水する東京市のやうな場合もござります、夫れも矢張り課税するには水栓に……課税をするのではござりませぬ其水の使用に對して課税するのでありますから其水栓の有無に拘らず各室に徴收することに致します、又横濱市に於てもサウ云ふ方針やつて居ります、又共用栓の特別給水所謂家賃が制限以上の者は……専用栓の料金を取るやうにして居りますが之れも其の理論から來たところの徴收方法だと考えます、夫で此問題は最近に於きまして前にも申上げました通り都市の人口増加の結果建築物の進歩の結果に依りました新たな問題でありますから夫は所謂日本の建物が歐米の建物化して來た結果斯う云ふ問題が續出する結果でござりまして幸ひに横濱市の水道課長比留間氏が今歐米の視察に行て居られますから多分是等のことも色々研究して居らるゝこと、

思ひますが、近頃比留間課長より送付のセントポール及びロスアンゼルス等の給水條例を見ますと何れも各室毎各別に徴収して居りまする、詰り建物に拘らず其家屋或は又使用者の區別を以て徴して居ると云ふやうな具合に見られまするが是等の問題は大建築に就ては大いに研究して頂く必要がありはせぬかと思ひます

○四十一番會我長二郎君(尼ヶ崎市) 私の方は小サウをござりまするが此十一の問題は一家屋内に數世帯又は營業事務所數戸と云ふのでありまするが、之に就きまして私の方は一つの工場内に職工或は社員住宅を建たやうなもの又事務所も工場内に經營し他の部分にも給水して居るものがある之れに對しては如何なる取扱をして居るか云ふと之れは總て營業用水として料金を徴収して居ります、十二番のビルデングに就きましては建物會社等の經營があつて之れも矢張り會社の職工等も多い夫が爲めに其出入が激しいので一度に數十戸も空家になることもあり又充つることもござりまするので平均數を取て假りに八十戸なれば八十戸居住したものととして料金を取る、其共用栓の料金は各水栓を別に立てまして數世帯なれば(此所聞取り兼ねたり)之れに鍵があつて夫れを持って汲みに来るやうにして共用栓にメートルが附けてありまして料金は割引をして取るやうにして居ります、十三番の問題は十一の問題と同様に計量器を以て計量して營業用として取ることになつて居ります

○百三十八番島野正庸君(南滿州鐵道會社) 私は滿鐵會社の經營に従事して居るものであります、コチラの事情とは多少違つて居るかも知れませぬが、只今の問題と近ひやうに思ひますが滿鐵會社の經營は附屬地に於て十四ヶ所で其内の四ヶ所は鐵道以外の給水を目的とし十ヶ所は鐵道に給水することになつて居ります、現在社員が二萬一千戸許りあります、人口即ち人數に依て一定の使用料を推定し俵給を取る時引去ることにして居るので非常に簡便になつて居ります、外の朝鮮銀行とか他の大會社には井戸がありますが一戸(一)に量水器を附けてやつて居ります

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 此十二番に就て一寸御尋しますが建物會社で水槽を拵へて其水を各室に送

水して各室の使用者から料金を取るのでありますか、夫から水槽迄は何う云ふ風にして送水するのでありまするか、私の方にはないやうであります又追々やることになるか知れませぬが

○二十一番田中源一君(大阪市) 今の御尋に御答致します、之れは水道經營者に取りまして最も大なる問題であります、前にも述べたやうに六十戸の工費が市でやると千五六百圓も掛るものが三四百圓位で出來て居る、サウしてタンクを拵えて夫れに共用栓から護謨の管で聯絡させて居るのを發見した、共用栓の所で按配することになつて居て私の方では何等取締る道がない、最も家主が水を販賣して居ると云ふ譯ではない

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 分りましたがそんなら何も害はないではありませんか、水槽迄は個人が勝手にやつて居るのではないかと思ひますが、サウでなくして各室各戸に料金を取ると云ふなれば違背行為であるが、サウでなければ別に取締る必要はないやうに思ひますが、一人で多量に使用する即ち濫用した行為で水槽へ移送が違背行為と云ふなれば停水しても宜いやうに思ひますが……

○二十一番田中源一君(大阪市) 説明が下手でございますから十分徹底しないと思ひますが元來其栓は共用栓になつて居るが限度關係に於て市が損をする、料金の損は兎に角夫れだけに止まるが、之を大きくすれば大きな會社とか何とか云ふものは總て斯う云ふことになるかと云ふと丸切り市の事業を奪はるゝやうなことになる、會社が單に其方の水を使用するやうなことになる、無論一方に水代を取るにしても確かに市に對して相當の損害がある、即ち私工事が愈々跋扈すると云ふやうなことになりはしまいか、夫で別に私の方も之れに對して販賣讓渡をしたと云ふ譯でもないのではありませんが、一方取締が自然なくなる譯であります、段々サウ云ふやうなことがあつちこち出來ると水道經營者としては困りはしまいか何うかと云ふことが問題であります

○三十三番小林五助君(川崎町) 此三問題に付ては皆さんから色々御意見御提出になり事實上の御話を承りましたが私の方に於きましては此ことに就きましては極新しく設備致しましたものでありますから一歩誤つたら大變であると云ふ考へで大いに注意を拂つて居るんであります、之れは御互に條例を基礎として

頼るより仕方がないが畢竟其身分に依てやる外仕方がありませんかと思ひます、資産階級智識階級も研究して低い方のものには或る程度迄は自由に扱ふことにして居りますが、何うか是等は我々條例等も十分研究はありませぬが兎に角取締方法に就ては條例に依るより仕方がないと思ひますので、若し條例に不備の點があれば改めらるゝやうにして圓滿にやるやうに致したい考えであります

○議長(阪田貞明君) 此三問題は段々御説なり希望等も承りましたから新問題の十四番と五十五番を併せて議題と致します

(書記朗讀)

一四、液體鹽素ヲ簡易ニ製造シ上、下水の殺菌ニ使用セムトス其製法如何
提出者 朝鮮總督府

五五、上水殺菌劑トシテ液體鹽素ヲ使用セル所アラバ其成績承リタシ
提出者 關東廳

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 本問題を提出致しました理由は上水下水に鹽素を使用したい考へであつて昨年来晒粉と液體に致して使用して居るが、鹽素の液體を使用した方が有効だらうと思ひます、就きましては液體鹽素を製造しまして之を上水の方に應用したいと云ふ考えを持ちまして簡単に液體鹽素を得る方法に就て御意見を伺ひ度い考えて提出致しました

○議長(阪田貞明君) 關東廳は如何です

○百三十五番對馬貞勝君(關東廳) 大連水道の大部分たる王家店附近には多數部落が散在してありまして彼等は殆ど支那人でありますのが爲めに衛生上の觀念少く非常に複雑を極めて居ります此取締に就ては、十分警戒を加え出来る丈の施設もしてありますが中々困難次第であります、一朝傳染病杯が流行するやうなことのありました際には實に危険極まる次第であります、貯水池に傳染病患者を抛棄したと云ふやうな實例もありますので、我々水質試験の局に當るものは此水質試験に付て十分なる研究を要さなければなら

ぬ次第であります、就きましてはクロロルの消毒法に就て各市に於て實驗されたる所がありますれば參考として其成績を承りたいと思ふて本問題を提出して次第であります

○二番柿崎信義君(東京市) 報告の二十七か五十五の問題に關聯して居りますから此際極簡単に研究を報告したいと思ひます、御許しを願ひます

○議長(阪田貞明君) 御説の通り此問題は報告と丁度混同になつて居るから此際二十七番を極簡単に御話を願ひます

(書記朗讀)

報告

二七、水道源水ノ鹽素殺菌ニ就テ

提出者 東京市

○二番 柿澤信義君 (東京市) 此液體鹽素を以て水の殺菌清淨劑とすることが近來米國に於て盛んに用ゐられて居るさうでございます、丁度昨年春東京市に於きまして此液體鹽素の殺菌作用を研究する機會を得ましたから其結果を極簡単に御報告申上げやうと思ひます、此液體鹽素を水に溶解せんとしまするには一旦瓦斯狀に變化させて其適當量を水中に注加しなければならぬのであります、此鹽素の一定量を一定時間内に水中に溶解せしむる操作は簡單であるやうでありまするが又極めて簡單ではないので種々な困難が伴ふのであります、今日迄其爲めに幾多の實驗も試みられて居りますが米國に於きましては一九一〇年に至りワールス及チールナン兩氏に據りまして一つの調節裝置即ちコントロール、クロリネートルが考案發表せられて以來今日にては頗る簡単に水中へ液體鹽素の適當量を注加することを得るに至り以て液體鹽素の効果を益々發揮せしむるに至つたのであります、此コントロール、クロリネートルは乾式と濕式と二タ通りありまして乾式は鹽素瓦斯を以て直接に水中に注入するのであります、現今多く用ゐられて居るのは濕式であり

ます昨年の春本コントロール・クロリネートルを手に入ることを得ましたから東京市の源水に試みた次第であります、最初米國に於けると同様の方法にて實驗しやうと思ひましたが設備其他費用の點から其意を果たすことが出来ませぬで先づ本市上水道の源水に試みたのであります、其實驗に供しました所の源水は東京市の源水路にて舊水路と新水路の分岐點和田堀の内に於て舊水路に流す源水であります、此鹽素は源水が其分岐點に於て小さい瀧狀を爲して舊水路に流れ込むところの瀧壺へ注加したのであります、此の舊水路は何等の設備も施さぬところの通常の小川であります、水質検査は源水に鹽素注加開始後三十分乃至一時間後にして十五分間流速の下流に於て行つたのであります、其検査の成績は退々報告書を以て報告致しまするで其結果に依りますると云ふと水棲菌は九八四%に減することを見ました、そこで今申したのは濁度十度乃至十五度の場合であります、濁度が之より段々増加するに従て此の鹽素注加量は漸次増さなければならぬ様であります、夫から水中に於けるコントロールの量はサウ著しく増加を見ませぬ又過マンガン加里の消費量は上流より下流の方が約三分の一ばかり少くなつて居ることを見て居ります、尙ほ夫れに附け加えて申上げて置きますのは私の所では細菌の聚落數を測定しますには培養後低温孵卵器内に全四日間を置きてのち聚落數を計算することにして居りまするが或は又何う云ふ關係で四日以後に於て細菌聚落が其上にも發生せぬとも限らぬからと考ひましたから六日間を経て細菌聚落の測定をしました前申しました通り何等の設備なき小川に於ても此位の殺菌力を見ることが出来ましたから之を米國に於けるが如く管内を流る水に試みたならば一層良成績を見ることが出来るだらうと思ふのであります、此のことを一寸申上げて置きます

○議長(阪田貞明君) 尙ほ液體鹽素を御使用になつて居る所の箇所はござりませぬでせうか、別段御説もござりませぬければ今日午後から液體鹽素に關係ある工場で又講演になる大井博士も液體鹽素の御説があるから液體鹽素のことは議了したものと認めて置きます、御意見がなければ十四と五十五は濟んだものと認めて置きます、十五番に移ります

一五、水質ヲシテ殺菌的ニ清淨ナラシムル目的ニ使用スル「クロール」「クロール石灰」次亞クロール酸ナトリウムノ比較研究ノ結果ヲ承リタシ

提出者 關 東 廳

○百三十四番横山善七君(關東廳) 水質をして殺菌的に清淨ならしむる目的に使用する「クロール」「クロール石灰」「次亞クロール酸ナトリウム」の比較研究をなさつたところがあれば其結果を拜聴したいのであります

○議長(阪田貞明君) 今御説明がござりましたが、百三十四番は……

○百三十四番横山善七君(關東廳) 只比較的研究の結果だけ伺ひたいのであります

○議長(阪田貞明君) あゝさうですか、どちらか御研究なさつたところがありましたが――別段御意見がないやうですが、御提出なさつた所で多少の御研究でもなさつたことがあらば之を伺ひたいと思ひます

○百三十四番横山善七君(關東廳) 提出者にはござりませぬ只伺ひたいのであります

○百五十番山下由尾君(横濱市) 本問題はマダそんなに確實に決定して居らぬやうに思ふのであります、鹽素の殺菌力に必要な意見があると同時に斯う云ふものを研究して置くことも我々水道に従事するものは必要かと思ひますから之は宿題として各市に於て出来得る限り比較研究をして明年度なり御報告あるやうにして戴きたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 只今の百五十番の説のやうに宿題と云ふことに致しますか

○二番柿澤信義君(東京市) 只今百五十番は宿題と云ふ説であります、之は研究問題として残して戴きたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 百五十番の説は宿題として明年度迄延ばすのですか……

○百五十番山下由尾君(横濱市) 宿題と云ふことは撤回致します

○議長(阪田貞明君) 之は研究問題として残して各市に於て詳細御研究を願ひたい之れは研究問題と致しま

す、夫れでは第十六に移ります

一六、水ノ除臭法ノ實施セラレタル所アラバ其狀況ヲ承リタシ

提出者 長 崎 市

○四十四番吉田豊馬君(長崎市) 提出した理由は凡そ水には色々の種類があるのですが、我が長崎市に於きましては六七月頃になれば緑草が蕃殖する爲めに一時的ではありますけれども一種生臭い臭氣を感じた、之れが除臭の方法として硫酸礬を多量に使用して其臭氣を止めたことはありますか其他に何か硫酸礬土以外の薬物を以て完全に出来るものがあれば幸いですから斯う云ふ御研究があれば伺ひたいと思ひまして提出した譯であります

○議長(阪田貞明君) 何處か御研究になつたところはありませぬか

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 別に御説もござりませぬが之れも水質の上から極めて重大の事項であるやうに思ひますが五十五と同じやうに研究問題として引續いて調査するやうに御取扱を願ひます

○議長(阪田貞明君) 十六の問題は之れは別の問題と思ひますが御提出の所から來年度でも……

○百五十番山下由尾君(横濱市) 水の協定法に異臭味のあるものと云ふ條項がありますから、異臭味と云ふので之れに當符りはせぬかと思ひます、其異臭味あるものに對しては最善の方法を加えなければならぬが斯う云ふことは極稀にあることで斯う云ふ問題は特別にサウ云ふことに遭遇して居る所で十分御研究を願はぬと研究問題としても各市とも十分に研究が出来るか何うかと思ひます……

(「ヒヤ〜」と呼ぶものあり)

○十六番安田靖一君(京都市) 京都の方に於きましても昨年藻の臭ひが多少致しましたので之れの除き方に就て多少學者に御相談もし又多少の研究もしましたが特別の方法としてはなかつたのであります、只西洋の學者の御紹介に止るが其學說に斯う云ふことを言ふて居ります、確か亞米利加のスプリングフィールド

ド市は水の臭いを取ることに就て實驗したが普通の濾過と……氣化法とを合せて使つても臭ひが尙ほ取れないので二重濾過をやつた、即前以て氣化法をやつて其中間氣化法をやり尙ほ其次に又濾過池を通し然る後最後の氣化法をやつて臭ひが完全に取れた、ソコでヘーゼンと云ふ人が意見を加へて臭ひを取るには間歇濾過に氣化法に伴ふたものが一番宜しい、只此二重濾過の淨水法を完全に爲る爲に間歇濾過に氣化法に伴ふ淨水法をやらうとすると非常に構造が面倒であるから勢ひ一般的水道にやると云ふことは至極困難でありますから之れが實現は多少考慮すべきことと考へます

○議長(阪田貞明君) 如何です長崎市の方に御相談致しますが、マダ本邦に於ては格段實驗されたところもないやうであります、幸ひ外國の例の御話もありましたから此問題は此位で我慢なすつて又後日研究の濟んだ時にでもなさることにして今回は之れで議了と認めます失れでは今日は之れで議事は終ります、喫飯後自動車は正一時に此前迄參ることになつて居りますから御案内を致します

于時午後十二時二十分

大正十年九月二十九日

午前九時三十分開議

○議長(阪田貞明君) 夫れでは開會致します、第十五番の問題は研究問題と致しましたが其節擔當者を申し上げることを落しましたから只今申し上げます、第十五番の問題は東京、大阪、滿鐵、臺灣、横濱とサウ五ヶ所を擔當者に御願致します

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 私は議事の進行に就て動議を提出したいと思ひます、本會期も既に残るところ僅になつて居ります、議案は非常に多々ござりますので之れを其順序を逐ふてやつて參りますと云ふと仕舞は捨て、仕舞はなければならぬやうになりますので寧ろ之れは部會で分けて戴いたら何うか知ら

んと思ひます、其分けますのは二つに分けまして化學的關係問題を第一部とし事務及土木關係の問題を第二部として議場を別けて別に進行して頂きましたら二倍の事件を済ますことが出来やうと思ひます、之れは昨年一昨年も此問題が出ました昨年は上水協議會なるものは單獨の問題があるから部會に分けることは變則であると云ふやうな御意見も出て兎に角部會に分けることは出来ませぬでした、併し其結果として龍頭蛇尾で始めはダラ／＼長く一問題に時間を費し仕舞にはドン／＼走つて仕舞には重大の問題があつても、夫れは一瀉千里で行くと云ふやうな結果に陥つたやうに思はれますから本會はサウ云ふやうな部會にして頂きたいと思ひますけれども之れも議場の設備其他の關係もございませぬが、主催地の方若でさう云ふことの御設備其他に於て御取扱が出来ると云ふなれば本日からでも、本日出来ませぬなれば明日からでもサウ致しましたなれば都合が宜からうと思ひます、會員諸君の御賛同を得ましたら主催地の御方は御願致したいと思ひます

(賛成／＼の聲起る)

○議長(阪田貞明君) 只今百十一番から動議がありましたして本會の目的を達します上に就て御趣意は至極結構と思ひます、但し此問題は突發的で主催市と致しましては只今直ぐと云ふことは一寸會場其他の準備等もありまして都合が就き難いかと思ひます、併し達て皆さん方の御希望でありますれば或は明日邊りから出来ぬこともないかと思ひます、只困りますのはサウしますと議場が兩方に分れますと速記録等の關係もござりますので、中々御承知の通り六かしい問題が多いので本會の速記者には適當のものが少いので、殊に本會に限て從來此専門語や何かに耳馴れて居るものを頼んで居るのでサウ云ふ適任者は俄かに得悪くいことと思ひますが夫れ等の點を多少御辛棒を下だされましたら明日からでも行かぬこともないかと思ひます、サウすると一應御諮り致しますが明日からと致しますなれば今日は一部二部共通のものがありませんから夫れをやりますか

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 若し明日からでも分けると云ふことに御決定になりましたら今日は一部二

部共通のものを眞つ先に議して頂きたい

○十三番大賀乙次郎君(澁谷町) 今只の動議であります、私は部に分けて御協議になると云ふことは如何と思ひます、或は一名より出て居られぬ市の方は何ちらに出で宜いか困ることになりはせぬかと思ひますサウ云ふことに御きめになるなれば此次の會からでも御實行になる事にして今回は此儘で協議をして歸ることに願ひたい

(賛成／＼の聲起る)

○百二十七番森田松三郎君(臺灣總督府) 此議會を二つに分けて協議をすると云ふ動議が出ましたが、此議會を二つに分けると云ふことは不賛成の方であります、何故かと云ふと全く技術と別々と云ふ問題は先づ寡い、事務の方に關係があると同時に技術の方に關係のある問題がある、殊に臺灣で私が受けて居る高雄州に於きましては技術事務一切のことを土木課長として引受けて居るやうな譯であります、事務をほつて技術だけを聞いて歸ると云ふ譯にも参りませぬ、又事務だけ聞いて技術をほつて置くと云ふ譯にも参りませぬ、高雄州は只私が一人りであるから二つとも私が聞く必要がある、夫れで協議の會場が二個所に分れると一人りで二つ聞くと云ふことは勿論出来ぬから此儘進行されて若し議題全部協議するだけの時間がなると致しすれば會期を一日や二日位延ばしても一所にやつて戴きたいと云ふ希望であります

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 私は熊本さんの御提案に賛成であります、仕事の上から云ふて水質試験化學若は細菌試験に關するものと土木關係のものとは別物で化學方面のことは全く専門の智識に屬するものでありますして普通事務家若は工業技師に於て承りましたところで餘り頭に入れて歸ることは出来ぬやうな話が多いのであります、夫はそれで御協議を願つて矢張り今回の報告書が印刷が出来たら後でゆつくり必要人は熟讀されたら宜しいことと思ひます、何様是れだけの數のものを二三日の日數で協議が出来ぬと云ふて不十分な協議を遂げるより、仕舞に不十分な協議を爲して歸るより寧ろ二つに分れて徹底した協議をして歸る方が一体の利益ではないかと思ひます、之れは無論二つに分けることは此際は變則であります

多少其處の工合が悪るい點がござりませうけれども多少の不便苦痛は忍んでも寧ろ十分にやつて行く方が宜からうと私は信じます、成る可く熊本さんの御意見のやうに致されんことを希望致します

○五十二番川端治吉君(奈良市) 私も熊本市に至極賛成の一人であります、問題は研究問題とか或は宿題とか云ふやうなものが段々後とえ繰延べられて其年出た新問題さえ議了出来ないと思ふやうなことは甚だ以て遺憾千萬であると思ふのであります、此故に部會に分けて専門家は専門家で細菌に關することなり其他夫々研究のことを御協議になるが宜からうと思ふ然らざれば専門以外の分らぬ談を聞かされて居ると遂には議場内にイヤ氣の細菌が発生するやうにならうと思ひます、遂に問題も餘り持ち越されると穢が生えるやうになりますから何うぞ部會に分けて研究するやうに満場に希望致します

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 只今各位からの御意見は相當に理窟があるやうに思ひますが兎に角此儘議事を御進行願ひまして其後に於て明日も明後日と云ふものもありませんから、議事を進行して萬事主催市の方に願ふことにして今日は議事を始めるやうにしたいと思ひます

(「賛成」)と呼ぶものあり

○議長(阪田貞明君) 一寸申上げます百十一番の御説は至極理由のあることと思ひます、主催地側としましては前申しました如く突發的の事柄で今此設備を二つに分けることは實は非常に準備に手も掛りますこととで御免が蒙れば本年だけは此儘願ひたいと云ふ希望であります、如何でござりませうか來年度と云ふことになれば豫め各市は必要のところでは二人り出すやうなことになれば好都合と思ひますから本年は此儘進行したいと云ふのが主催地の希望であります

(「賛成」)の聲起る

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 何うぞサウ云ふことに御承知を願ひ本年は此儘進行を願ひます

(書記朗讀)

一七、腐植質並遊離腐植酸ヲ試験セラレン所アラバ承リタシ

提出者 横濱市

○議長(阪田貞明君) 簡單に説明を願ひます、

○百四十九番田村英一君(横濱市) 此試験方法は多數ありますが何か御やりになつたところがあれば承りたいと思ひます、夫で本市に於てやりました簡單なることを一寸参考に申上げたいと思ひます、本市水道に於きましては源川の水質を一年に四回か五回試験をして居ります、之れに就て去年の八月暴風雨の爲めに非常な崩壊をした個所がある、其個所の重なる三個所許りの土壤に就て試験をしたことがある、其土壤中に重要なところのものは色々あるけれども主にも水質に影響を受けるものは腐植質或は遊離腐植酸である、凡そ腐植質と云ふものは腐植帯の朽敗であつた土壤中に有機物を混入するのが主要なる原因であります、夫れを總括して腐植質と名けるんであります、夫れで試験した方法はミエインツ氏の方法に依て之を定量した譯である、夫で或る所は腐植質が三、九遊離腐植酸が〇、四六又少いところでは腐植質が〇、五九遊離腐植酸が〇、〇七五ありました、夫れで斯う云ふ土壤を試験せられた所があれば之れが試験方法を承りたい

○議長(阪田貞明君) 御経験のある個所がありますれば承りたい(「進行」)と呼ぶものあり)夫では之れに對する確たる御研究もないやうですから夫れでは此儘終りまして次に移ります、第十八……

(書記朗讀)

一八、水道ニ關スル法令並各市給水條例及同施行細則ヲ毎年一回取纏メテ印刷シ各加盟所へ配布スルコトニ致シ度シ

提出者 奈良市

○五十二番川端治吉君(奈良市) 問題の趣意は此文字以外に餘り申上ぐることはないのでありまするが現今水道に就て各市各様に給水條例を定めまして色々な取扱振りをして居るので他の都市の取扱振りを知て居ると云ふことは甚だ有益なことであると思ふのであります、現に此間岡山市の御方が自分のところの

給水は第何條に依て斯やうになつて居る、之れに依て斯やうに處理して居ると云ふ御説明がありましたので益々此感を深ふるのであります、併し之を印刷して加盟者に配布すると云ふことは相當經費が掛るからして若し一樣に印刷して戴くことが可けないなれば一定の時機に各都市が持寄つてサウして自分の所ものを各加盟所に差上げるやうなことにしたら甚だ有益なことと思ふのであります、出來ますなれば其大きさを一樣に致したい爲めに一定に印刷する方が宜しいと思ひます之が提出致しましたる理由であります

○八十五番關谷新造君(福井市) 私は奈良市の提案に對しまして希望條件を附し且修正して賛成の意を表したいのであります、希望條件としましては我々は今迄如何なる事件が議了されて居るか報告されて居るか分らぬのであります、從て斯う云ふ問題を提出したいと思ふのであります、之れは如何に議了したら宜いかと云ふ疑念が起ります、此水道整理は總て夫の先進の方が苦心されたことを我々後進のものは手本と致したいと思ふのであります、夫で特に希望條件と致しましては前に議了されたもの及報告されたものも取纏めて入れるやうな方法にして戴きたいのであります、夫から毎年一回取纏ると云ふことは面倒ですから加除し得るやうにしましてサウして變つた時に夫を變更し加除し得るやうにして配布して戴けば結構だと思ひます

○議(長阪田貞明君) 五十二番に伺ひます、之れは協定事項にありませぬか

○五十二番川端治吉君(奈良市) ありませぬです

○七十九番今村貫三君(平町) 私も此提案に就ては賛成の一人でありますが一寸私も希望を申上げて此問題に賛成したいと思ひます、此條例は各市に於て多少都市特殊の事情の爲めに設けられたものであるのではあります、夫で特殊の條例を定められた場合には夫れに對する取扱方法とか或は其條項を設けられました理由と云ふものを一寸説明書を加えて報告を願つて夫れを俱に載せて戴くやうに願ひたいと思ひます

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 此問題は至極結構であるが毎年一回取纏めて印刷するやうにする

か又只今の御希望のやうな夫れに註釋を加えると云ふやうなことは甚だ困難な事業のやうに思ひます所で今迄の協定事項にあつたやうに考えますが、兎に角此協議會にでも毎年各市の給水條例又は施行細則見たやうなものをお互に持寄つて交換する慣習になつて居る、夫れを續けて交換し合ふと云ふ位のところ御幸抱を願ひたいと思ひます、水道條例水道に關する法令と云ふやうなものはお互に官報を注意して御覽になることにして銘々の給水條例は今迄通り銘々持ち寄つて交換し合ふと云ふことに願ひたい

(「賛成」の聲起る)

○議長(阪田貞明君) 協定事項にありませぬや否やと云ふことは調べた上でないと確とは申上げられませぬが私の記憶に依れば是れ迄はお互に各市の條例を交換するやうになつて居つても其交換でさへも却々實行が出来なかつたのでありますから、夫れにそれを纏めて一緒にするとか追加するとか色々六ヶ敷いことになりまするとヨリ以上實行が困難であらうと思ひます、如何でありませうか各市で印刷が出来れば毎年一回やれば尙ほ結構ですが、新しい印刷が出来れば其協議會の時に交換なさつたら如何です(「賛成」の聲起る) 然らばサウ云ふ風に取計ふことにして進みます第十九……

(書記朗讀)

一九、本年度ニ購入セル量水器ノ種別數量及試験成績等承リタシ

提出者 名古屋 市

○五十六番高橋仁作君(名古屋市) 此問題は名古屋市に於きまして今後量水器購入する上に於て必要でありますから十年中今迄に御買入れなされた御方より参考として承りたいと思ひまして提出致しました次第であります、而して私の方で十年中今迄に於て購入しました所の數量を申上げましたならば一分半以下僅かに六千十個であります、之に付て試験の成績を申上げますれば、パファロー會社製デスク式二分の一時五百個購入の内に手直し數は百二十八個即ち購入數に對する手直し數の割合は二割六分となまりす八分の五時五百個購入の内に手直し數は百九個で即ち購入數に對する手直し數の割合は二割二分となりま

す、一時半十個購入の内には手直しはありませぬ、大阪機械工作所製旭印翼車型乾式二分の一時九百個購入の内には手直し数は三百七十五個即ち購入数に對する手直数の割合は四割二分であります、四分の三時五十個購入の内には手直し数は十九個で購入数に對する手直数の割合は四割となり、一時五十個購入の内には手直数は八個で購入数に對する手直数の割合は一割六分となります、金門商會製翼車型乾式二分の一時四千個購入の内には手直し数は千二百七十三個即ち購入数に對する手直数の割合は三割二分となり、ます明正製作所製福山式翼車型乾式二分の一時百個購入致しましたのは全部不合格で更に納入した百個の内手直し数は七十個で購入数に對する手直しの割合は三割五分となります、以上申上げました手直し数の内には排出水量に對して公差以上の増減、文字硝子板の破れ其他容易に直し得べきものも含んで居るのであります

○議長(阪田貞明君) 此問題の意味は説明する迄もなく分つて居りますから各市の御成績等がありましたら此場合……

○八十二番佐藤昇君(秋田市) 本問題は時間の進行上各市水道より書面を以て御答することに願ひたい
〔賛成〕の聲起る

○議長(阪田貞明君) 後で議事録にでも載せるのですか

○八十二番佐藤昇君(秋田市) 名古屋市に向つて……

○議長(阪田貞明君) 承知しました、御意見がないやうですから其やうに願ひます、第二〇……

(書記朗讀)

二〇、各市ニ於ケル水量水器ノ検査方法承リタシ

提出者 大 阪 市

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 提出者が缺席ですから撤回致します

○議長(阪田貞明君) 第二十一

(書記朗讀)

二一、水道使用條例ノ變更ハ府縣知事ニ委任セラルル様其筋ニ建議シタシ

提出者 佐 世 保 市

〔二十二番も併せて願ひたいと〕と呼ぶものあり

(朗讀せざるも参照として掲ぐ)

二二、水道條例ニ基キ布設シタル既設水道ニシテ其後市内配水管ノ延長若クハ配水管ノ布設替等輕易ナル
工事ニ對シテハ地方長官ノ認可ヲ得テ施行スルコトニ改メラルル様其筋ニ申請スルコト

提出者 福 島 縣 郡 山 町

○七十五番大森吉彌君(郡山町) 本年七月勅令を以て發布になりましたから此問題は撤回致します

○議長(阪田貞明君) 撤回ですか

○七十五番大森吉彌君(郡山町) はい、尙ほ此場合御願致したいと思ひます、町村の水道敷設費に對して國庫の補助を受くることに致したいと云ふことからして其ことを申請するやうに致したいと云ふ點から昨年十七回の上水協議會に川崎町から提出致し速かに本會の御賛同を得まして主催者から夫々御運び下さつたやうであります、マダ何等の御取運びがないやうであります、今日町村と致しまして此水道の必要を認め既に計畫も致し或は計畫致さんとするものが多々ござりますが、何分費用の上にて其實行を見ることが出来ぬやうな状態で甚だ困難と思ひますので、願くば主催地横濱市より尙ほ其筋に就て相當手續をなさるやうに内務省の方に御迫りを願ひたい、此ことを此場合に於て特に御煩雜を顧みだ御願を致して置きます

○議長(阪田貞明君) 佐世保は如何です

○四十五番足立正人君(佐世保市) 此二十一の問題に就ては別に説明を加える必要もなからうと思ひます従來各市の水道條例は總て主務省の許可を経ることになつて居ります、比較的地方の事情に疎いと云ふと語

弊があるが精通して居らぬ主務省の許可を経るよりも地方の事情に精通した地方長官に許否の權を握て貰ふ方が水道經營者としては甚だ利便である、變更、更正一々主務省の許可を経ると云ふことは甚だ煩はしい、成るべくは之を府縣知事に許されるやうに満場の御賛成を得て主権地より宜しく御運び願ひたい

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 本問題に就ては双成を擧げて賛成を致します

○議長(阪田貞明君) サウ致しますと主権市から建議をするのですか

○八十八番伊藤好良君(岡山市) サウ願ひたい

議長(阪田貞明君)ソレでは協議會でサウ云ふ御説があると云ふことを主権地から其筋に申請することに致します、二十三、二十四、宿題の六番十四番と四題を一括して議さうと思ひます

(参照)

二三、量水器ノ取付部及長サヲ一定スルノ可否

二四、量水器ノ形狀寸法一定ノ必要ナキカ

六、各戸引込用給水用具鉛管給水栓等ノ形狀及仕様書標準ヲ定ムル必要ナキヤ

宿題

提出者 名 古 屋 市
提出者 大 阪 市
提出者 臺 灣 總 督 府

附託委員 熊本市、東京市、函館區、神戸市、名古屋市

一四、給水装置ニ於ケル水栓類ノ統一

提出者 横 濱 市

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 二十四番も提案者不參の爲め前同様撤回致します

○百四十一番能見光男君(横濱市) 宿題の十四に就て簡単に申上げて置きます、給水装置に於ける水栓類が區々になつて居る、夫で全國には十餘種の水道があつて製造者は皆マチ／＼の給水栓も止水栓拵えて居る譯で、夫を考えて見ると云ふと各地からマチ／＼のものを注文があるので製造者は非常に困難をする又遠方の人がサウ云ふ止水栓を欲しいと云つても一寸特殊の形で各會社が一致でない、從て注文しても何時も希望するものが得られない、之れは國家的にも非常に不利益と思ふ、夫れ故に之を統一すると非常に全國の水道が便利でサウして廉すいものが買入れ從て工場の能率も上がらうと思ひます、けれども之れが斯う云ふものが比較的宜いとか悪いとか云ふことは中々銘々色々な考えもあらし一致は出来まい、先年の鐵管の寸法を一定した爲めに鐵管の製造者が其ことに依て非常に利益を得て居るやうでありますから成るべくは栓類に對して臺灣は臺灣、滿洲は滿洲、北海道は北海道、内地は内地と多少の要求はあらうと思ひますが多數の都市の代表の方が寄つて統一のものを拵えて全國に發表したなれば電報一本で何千本の水栓でも出来ることにならうと思ひます、何うか上水協議會確定水栓と云ふものを拵えたいと思ひますから御賛成を願ひます

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 量水器に關する二十四は撤回になさつたやうですが

○議長(阪田貞明君) 量水器ではありませぬ宿題の六と云ふ引込線のこと、宿題の十四の給水装置のことで

○百四十一番能見光男君(横濱市) 新問題の二十三、二十四から宿題の六も十四も皆同じことになるだらうと思ひます、要するに同一に夫れに當符めることにすれば宜いことと思ひます

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) サウしますと宿題の六「各戸引込用給水用具鉛管給水栓ノ形狀及仕様書標準ヲ定ムル必要ナキヤ」と云ふことに就ては昨年迄出て居りました夫が委員附託になつて居るのでありますから委員の方から何か御報告を得たい

○議長(阪田貞明君) 御尤です

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 之れは其次の異形管と兩方を合併して委員附託になつて居ります、委員附託の結果は工學會に頼むと云ふことになつて居ります、工學會が果して無償で引受けて呉れば宜いが、金が要なら幾ら要るか調べなければならぬから其調べは東京市に御願することにして置きました、委員會として報告を致します、夫で決定して居りますが生憎マダ東京市の方で現在其交渉がはつきり結了して居りませぬのですから來年迄繰延べて置いて頂きたいのであります

○百十四番二日市貞一君(小樽區) 異形管の追加のことに就ては昨年小樽に於て工學會に照會することになつて、工學會の方に照會しましたところ受諾されました其費用が一千五百圓掛ると云ふことを申し参りましたから此事だけ申上げて置きます

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 只今小樽からの御話がありました、只今記録を見れば東京市に御願ひすることになつて居ります、夫れで此委員會としては東京市からは承りませぬが今の御話で小樽の方から御交渉になつたやうですから前言は取消します

○議長(阪田貞明君) 如何です此問題は重大問題と思ひますが委員でも拵えますか

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 昨年の異形管に本年又給水用具と云ふ別の項が這入て來たやうであります、矢張り前年の異形管と給水管なり量水器の長さの規定を一所にして工學會に依頼すると云ふ意味で委員附託にやつて頂きたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 如何でせう宿題の六番に關係もありませんから此委員に更に御願ひすることにしたら……

(賛成)と云ふものあり

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 只今委員附託と云ふ説が出まして議長の御宣告があつたが何を委員附託にする……

○議長(阪田貞明君) 工學會や何かと交渉をする……

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 小樽からの御話で千五百圓を要すると云ふ回答があつたと云ふことであるから、千五百圓金が掛かる、サウすると此協議會で支出すると云ふことを工學會に頼むれば決定しなければならぬ……

○議長(阪田貞明君) 一千五百圓は異形管と云ふものだけだす

○八十八番伊藤好良君(岡山市) サウすると何程掛ると云ふことは分らぬ異形管は千五百圓……

○議長(阪田貞明君) サウ云ふ意味です

○百四十一番能見光男君(横濱市) 地方水道關係者の皆有力の方々でありますから皆集つて前に設置の委員に委託して明年の協議會で斯う云ふ風な形にしたら宜いかと云ふ水栓類を各市に相談して圖面を書いて來年御諮りすることにするかと却て金も掛らぬではないが昨年小樽へは私は参りませぬから知りませぬか……

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 今議題になつて居る所宿題の六と夫から工學會に依頼すると云ふのは何う云ふ關係がありますか七の方は加つて居らぬ、六に就ては工學會に關係はない、ソコで六に就ては前年から委員附託になつて居るから其委員から報告を承ることにして十四と夫から二十三、二十四は横濱の仰せの如くサウ云ふやうな本會に於て委員を擧げて來年迄に審議を願ふと云ふことになれば誠に結構だと思ひます

○議長(阪田貞明君) 横濱へ各都市から持て寄つて研究して來年持出さうじやないかと云ふ御説も出ましたか……

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 横濱市の説なれば賛成です、蓋し斯やうな費用が要ると云ふことである千五百圓と云ふやうな小さい金ではあります、此上水協議會にア、云ふやうな費用を持出すと云ふことは只今の組織では何うかと思ひます、小樽の方で略ぼ纏つて、主催地の小樽の方で着々御取運ひ下さつて居ることでありますから、引續いて横濱市の方へ多分夫等のことも纏めて御報告になつて居ることとござらませうが、本會では横濱市の方から經過及其結末を報告して頂くわけで、此組織變更が從來私共希望して居

る通りに出来れば斯やうな費用も出し得るか知れませぬが、只今の所では何うも斯う云ふ費用を出すことは疑問として居ります、只今横濱の御希望のやうに實際取扱て居る水道屋が寄つて是等の給水用具給管給水栓等の總てを統一せられて、夫等を委員でせらるゝなれば御厄介ではあるが別に金が要らずに出来ること、考ふる

○議長(阪田貞明君) 夫れでは御説も多々出ましたが工學會に頼む一つの方法として只今横濱へ各市で研究したものを相談する寧ろ其方が宜い夫で宿題の第六番も委員附託になつて居りますから五ヶ所の方に更に御厄介を掛けて詳細打合せをして頂きたいのでありますか如何です

「賛成」(聲起る)

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 小樽では六と七と合併して居るやうに……

○百十四番二日市貞一君(小樽區) 之れは七丈けが費用が掛ると云ふことを申して來ましたから……

○議長(阪田貞明君) 工學會は七丈けですか六にも關聯して居りますか

○百十四番二日市貞一君(小樽區) 七丈けです

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 昨年は六と七と同時に合併して委員會に附託して、委員では確定してやつたものであります、工學會には合併して御願すると云ふことに昨年はきまつたやうであります、一寸其處らのイキサツもあり此水栓類の純一と云ふことを六に入れるか七に入れるかと云ふことを先きにきめて頂く方が宜くはあるまいかと思ひます

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 七も議題になつて居りますか

○議長(阪田貞明君) 段々伺ひますと七も同一に議する方が本統だらうと云ひますから夫では只今の議題に七も加えることに致します

(参照)

七、上水協議會ニ於テ協定シタル鑄鐵管標準中異形管ノ種類ヲ増加スルノ件

説 明

上水協議會鐵管標準ノ協定以來各市其ノ便宜ヲ得ルコト多大ナルモ同標準中異形管ハ曲管技管片落管及接キ輪ノ四種類ナルヲ以テ凹形管凸形管(ティルピース)消火栓取付用丁字管鐘口管(ヘルマルス)帽管(キャップ)等一般ニ必要ナル種類ノ異形管標準ヲ増加セントス

提出者 熊本市

委員附託 (第六ト併合)

○五十三番富野鏡次郎君(名古屋市) 只今委員附託説がありましたが至極私の方でも其説に賛成するのであります、就きましては尙ほ委員の中へ大阪と横濱を加えられんことを希望致します、其理由と致しましては問題の提案者にもなつて居りますから之れも加えらるゝのが正當であらうと思ひます

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) サウ致すと第六と七は未決定の儘尙ほ來年に送致さるゝと云ふことになるか、夫れで六、七の委員會の委員が別々と云ふことなれば全く意見が二ツに分割される譯であります大變問題が混雜するやうに思ひますが六、七と夫れ以外の問題は委員からして違つて來る、六、七だけは此際に附託委員から報告されて結了して六、七以外を新たに附託する夫れに横濱大阪が加ると云ふなれば結構ですが、六、七も這入ると云ふことになるかと昨年から本年迄附託して重ねて審議を受けると云ふことになるかと大變混雜するやうに思ひますが

○議長(阪田貞明君) 別々にしても斯う云ふことは關聯して來るんですが、夫では御説もありませんから大阪と横濱を更に入れます、皆纏めて願ふやうにしたら宜しい「異議なし」賛成と呼ぶものあり夫れでは然るべく取計い致します

○百四十一番能見光男君(横濱市) 委員に寒い所の滿鐵の人も御願ひしませぬか……

○議長(阪田貞明君) 滿鐵を加えると云ふことも一理由ありますから滿鐵も加えます

○七十九番今村貫三君(平町) 新問題の二十三と宿題の六の問題と七の問題とありますが、御話が能く分り

ませぬが宿題の十四は矢張り同様に扱ふべきものではないかと思ひますが如何です

○議長(阪田貞明君) 十四番を何うするのです

○七十九番今村貫三君(平町) 宿題の十四番と宿題の六と一緒にして……

○議長(阪田貞明君) 夫では改めて申し上げます、新問題の二十三と宿題の六と七と十四と此四つを合せまして六、七は熊本、東京、函館、神戸、名古屋に附託してありましたが更らに大阪、横濱、満鐵と夫れを加えた委員に御願したいと思ふのであります、二十五、二十六と一括して議題と致します

(書記朗讀)

二五、給水戸數ノ計算ハ一世帯又ハ一家屋何レヲ以テ單位トナス歟統計上一定スル可否

提出者 名古屋 市

二六、水道統計ニ要スル使用戸數ハ世帯戸數ヲ標準トスルヤ得タ家屋臺帳面登載シアル(一戸)戸數ヲ基準トスルヤ

提出者 神戸 市

○五十六番高橋仁作君(名古屋市) 給水戸數計算は「大聲に願ふます」と呼ぶものあり一世帯又は一家屋何れを以て單位と爲す歟統計上一定するの可否と云ふことを提案しました理由は(此時八十八番伊藤好良君理由は宜しい分りましたと呼ぶ)一般統計上の戸數は世帯數に依つて居るのであります、之を給水戸數と直ちに觀ることの出來得ないことは勿論であります、常に懸隔が甚しいので一見奇觀を呈するのであります、夫で何とか一定の方法を設けたなれば或は此奇觀を除き得やうかと思ひまして提出した次第であります

○三十八番岡源三郎君(神戸市) 本問題は名古屋市と同様の理由ですから説明を省略致します

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 一昨日も或る問題に就て申上げましたやうに之れは水道の計算を致しまする戸數と云ふのは文字に拘泥すると一世帯に適するのであります但し使用者の世帯數に據るのが適當と思ひ

ます

○議長(阪田貞明君) 外に御説はありませんか……なければ議了したものとと思ひます第二十七

(書記朗讀)

二七、配水池ノ角形ト圓形トノ優劣

提出者 佐世保 市

○議長(阪田貞明君) 之は説明を略します

○四十六番小島米助君(佐世保市) 説明は致しませぬが簡単な問題でござりますから、土地の状況にも依りませうが大體どちらが優さつて居るか何ちらか劣つて居るか云ふことを承りたい

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 此配水池は角いのと圓いのと何ちらが宜いかと云ふことは之れは地形や又其状況に據ること朝鮮には非常に小さい水道が方々に澤山ありまして一萬立方尺乃至五六萬立方尺になると其大きさが直徑三四十尺時には七八十尺深さが十尺乃至二十尺あります、私共の経験から云ふとサウ云ふ特殊のもの一個丈けの角形のものに對し七割乃至八割位……である、構造は只最初混凝土でやつて家の形の板の屋根を冠ぶせ覆を造るので大分込み入居る、最初一つ二つは大工杯も面倒のやうであつたが其後大分馴れて都合能く行て居ります、御參考迄に我々の方の實況を……

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 此二十七の問題は二つの見やうがある夫は一つは構造の問題で一つは細菌の問題であらと思ふ、構造上の問題は只今朝鮮の方から御經驗談を伺ひまして幸福でありました、細菌に就きましては角形のものが多い餘計あるやうなことがあらうと思ひますから問題に就ては細菌上の方面を研究問題として研究したい

○百十五番小野基樹君(函館區) 京都の御所の水道に於て圓い形のものがある、四十三年頃私が作ったことがござりますが、夫は直徑が百八尺水深が九尺の池を大文字山と云ふ山の一番峯の高くなつて居る所に造りました、地形上サウ云ふことに致しました、圓形の關係から隔壁を設けることに非常に困難でありまし

何うも角形よりも遙かに水の流れが不平均であると云ふことを経験致しました、従て細菌の上に就ては其後研究は致してありませぬけれども角形よりも多くはあるまいか、朝鮮には圓形の隔壁を設けられて居りますが参考迄に伺ひたいのであります

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 朝鮮の、は最初西洋人が造つたのであります、直徑百二尺の隔壁のものでありますから何うも水質上面白くないと云ふので夫れに蓋をなした、マダ隔壁の圓いのはない、夫で水が渦巻のやうに廻つて真ん中から出るが角形と餘り變りなからうと思ふ

○議長(阪田貞明君) 段々御説も出ましたが百十一番の研究問題説もありますが如何です

○四十六番小島米助君(佐世保市) 實驗談を承りました有り難うござりました、之れは新問題の六と併せまして御研究を願つたら宜からうと思ひます

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 此問題を研究問題として残す價值は何うか、之れは一旦結了した問題として精々我々研究した上尙ほ報告することがあれば報告することにして議了と云ふことにするのが整理の上宜からうと思ふ

○議長(阪田貞明君) 夫では百十一番の御説もありましたが十分各市で御研究を願ふとして此問題は議了と認めます第二十八

(書記朗讀)

二八、各市ニ於テノ給水装置修繕料徴收ノ取扱振りヲ承リタシ

提出者 京 都 市

○十九番松原一君(京都市) 京都市は申込者に依て家主から取ることも借家人から取ることもあり、所が其家主と借家人との間に紛義を生じたる場合其飛ばつ尻が水道に来ることになりますから各市の取扱振りを承りたいのであります

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 私の方では給水装置の申込者は家主に限り、従て料金の徴收も家主か

ら徴收して居ります

○十六番安田靖一君(京都市) 提出者としてモウ一應申上げて置きます、給水装置は無論家主が請求する、修繕は所謂使用者借家人が電話を掛るとか或は口頭を以て申出る、サウ云ふやうな火急の場合は工事係が直ぐに行て修繕して其修繕料の告知書を家主に發すると何にも知らぬ夫は借家人から申込んだものなら借家人から取て呉れと云ふやうなことで争いが起る、モウ一つ落しました、第三者の過失であつた場合修繕料は如何にして御取りになつて居りますか

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 私の方の扱ひ振りは假令修繕と雖も申込が口頭であるなしに拘らず、借家人から申込がありましたも申込に應じて修繕は致しますけれども後で書面を出させます、其書面は必ず家主の名義にさせる、従て修繕料は家主から取り、けれども事實は家主と借家人との間に適當の解決を付けて借家人が事實負擔して居ると云ふ例は多々あります、けれども市と被修繕者との關係は今申述べたやうな次第であります、夫れから何でしたか……

○十六番安田靖一君(京都市) 第三者の過失場合……

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 第三者の過失は何うかと云ふことでありますが、夫れは破損させたならば家主の所有物に對して損害を與えたことになるから家主に對して相當賠償の責任がある、サウ云ふ場合と雖も尙ほ市は家主に對して料金を取ることに致します、事實は家主に對して損害を與えたものに對しては辨償するのであるが市は家主のみの關係であります

○四十一番曾我長二郎君(尼ヶ崎市) 私の方の扱ひ振りは總て共用栓の如きは總代人がござりまして其總代人から修繕料は取るのであります、夫から専用栓は總て使用者から取て居ります、尙ほ第三者が過失をして傷ためた或は遞信省がケーブル線を敷設する場合の失策或は電氣會社とか或は瓦斯會社が瓦斯管を敷設する際工事の過ちから起つたやう云ふな時は其過ちをしたところから直ちに修繕料を取ることに致します

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 四十九番の問題と一所にしたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 中頃迄議しましたから之れできめたいと思ひます、モウ御意見がなければ議了したものと致したい向ほ水道條例交換のことは協定事項を調べて見たのに第六に加盟箇所は毎年水道條例を交換すると云ふことなつて居りますから何うぞ然るべく(於茲能見横濱市技師グラントホテル午餐會並に午後視察個所の報告を爲したり) 夫れでは約五分間休憩致します

二時午前十時五十五分

午前十一時五分開議

○議長(阪田貞明君) 引續いて開會致します、夫からは迄は問題を朗讀致しまして提出箇所から一々説明して戴きましたが、拜見する所モウ一讀明瞭な問題が多いのでありますから説明を略しまして進行することに致したいと思ひます第二十九

二九、給水工事施行ニ際シ徴收スル勞力工費ハ實費ニ依ルカ又ハ一定ノ増率歩合ヲ基礎トスルヤ否

提出者 神戸市

○三十八番關源三郎君(神戸市) 三〇も併せて願ひます

○議長(阪田貞明君) 夫れでは三〇も併せてやります

三〇、給水工事材料代價徴收ハ購入原價ニ依ルカ又ハ一定時ニ於ケル在庫品ノ平均價格ニ依ルガ將タ一定ノ歩合標準ヲ基礎トスルヤ各市ノ取扱振如何

提出者 神戸市

○百四十六番小川米喜君(横濱市) 横濱市にありましては勞力實費を取る、實費と云ふのは出發點から遠隔の地に參りて非常な時間を要すると一定の歩合制度を定めまして水管の延長に依て工費を取る、夫から第三〇の問題は原價に一割を掛けて取ると云ふことになつて居ります、若し購入數量が多くして使ひ残りが

出來た場合、例へば安い時代に購入して現在は高くなつたサウ云ふ場合は平均をしまして單價を計算する

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 本問題は各市共區々でありますから時間上各市から報告して記録にして頂くことにしたら何うかと思ひます

(賛成ノ)の聲起る)

○議長(阪田貞明君) 別に御意見もござりませねばサウ取計ふことに致します第三十一

三一、濾砂洗滌方法ニ付承リタシ

提出者 横濱市

○百四十九番田村英一君(横濱市) 一寸説明しませぬと分り悪くから簡單に説明致します、本市水道に於きましてはゼット式電力の洗滌、電力に據る洗滌、水壓利用の洗滌に依て砂を洗て居ります、凡そ此水道に於て濾砂の洗滌の成績と云ふものは絶対に不明のものであるが夫で砂を洗ふと云ふことが一坪を二日も三日も掛つて洗て居れば清淨を期すと云ふことが出来るけれども連もサウ云ふことは出来ない、夫で各市に於て洗滌後の濾砂の清淨の度を規定して執行して居らるゝところがあれば其方法に就て承りたいと思ふのであります一應簡單に理由を申上げて置きます

○百二十九番粕谷隆次君(臺灣總督府) 臺灣に於きましては穢たない泥のやうなものが取れて、其程度は口で申すことは一寸出來ませぬが、大體に於て穢たないものが取れば再び使ふと云ふ風にやつて居ります

○議長(阪田貞明君) 別段御意見はありませぬか、夫れでは議了したものと認めます第三十二

三二、現今水道條例ニ於ケル給水ノ設備ヲ家主ニ限レルハ給水普及上影響ナキヤ各市ノ實況承リタシ

提出者 長野市

○六十六番佐山節生君(長野市) 簡單に説明をさせて頂きます、現行の水道條例第十一條に「其費用は水道の給水を受くる家主の負擔とす」とありますので之れは現實にやると云ふことは出来ない果して十分に行

くや否やと云ふことである、他の市はイザ知らず本市に於ては出来ない事と思ふのであります、左様でありますから此水道を取て居る家主に掛けても負擔せぬと水道の給水を受けるものゝ負擔としなければならぬのではないか、借家人は家主が承諾せなければ此規則の上から云ふと何人が負擔すれば宜いのであるか……

○十九番松原一君(京都市) 京都市に於きましては提案者の御話の如く家主と限つたが爲めに大變に困ることがある、水道の給水設備を家主と云ふことに限定するなれば水道は非常に價値のないものであると云ふことを明言しなければならぬ、現在京都に於きましては四と六と云ふ割合になる、夫れは詰り水道を創設した當時家主であるか家主でないかと云ふことを充分調べずして遣つたが爲め家主が約六分借家人が約四分と云ふものである、夫れに對して今回内務省から警告を發せられたのであります、借家人に給水装置の請求權と所有權を認めたるは市條例に反するから修正すべしと云ふのであります、所で私の考へて致しましては何故に内務省が斯の如き時代後れの警告を發したかと云ふことを考へて居るのであります、其本旨は恐らく内務省の立場では法律即ち水道條例の十一條と云ふものを根據にせられぬものと思ひます、此十一條の規程なるものを内務省では嚴格に解釋すれば家主でなければ給水装置の設備は出來ぬものと解釋したのではないかと思ひます、夫れは解釋如何に據ることであり得るが論理上亦文理解釋上に於ても決して十一條は禁止規定ではないのである、家主にあらざれば給水装置を所有することが出來ぬと云ふ禁止規定ではない筈だ、只配水の本支管は自治體の負擔であるとか給水装置は個人の負擔であるとか云ふことを明かに示したので水道装置の費用の歸屬を明かに示した條文である、然るに内務省が該條文を非常に嚴格に解釋して居るのである現に京都市の如き昨年條例を改正したる際借家人にも装置の請求權を例外として認められぬことを稟申しましたが遂に容るゝ所とならなかつたのである、此の結果として本市水道の普及と云ふことが非常に振はぬ方の側になつて居る、之れは都市の實情に適應せざる結果であると云ふことを十分に御認めを願ひたい、家主なる字句があるから認めることが出來ぬと云ふので市の改正條例を

更正して認可したと謂はれて居る、斯の如くにして押し行けば水道衛生の衝に當る者は非常に困難なる境遇に立たなければならぬ、單に字句の上に拘泥し條文の上に限局して妨げらるゝと云ふことは其だ遺憾なことであると思ふ、尙ほ提案者御尋ねの「給水普及上影響なきや」と云ふことは非常に御遠慮の詞である漏聞く所に依れば御膝下の東京市の如きも非常に多數の借家人に装置をして居ると云ふことである、若し嚴格に一々家主なるや借家人なるやと云ふやうなことを詮索するなれば何れ位の歩合に達するか分らぬと云ふことである、従て私の考えとしては此際内務省の方で水道の法律即ち水道條例の解釋を何とか御改めを願ひたいと云ふ希望を持って居る、サウせぬと餘り限局されては面白くないことがあります、尙ほ承りますれば本年の議會に水道條例に改正を加えて出された中に借家人も認めることと云ふことと原案を出されたやうであります、尙ほ法制局で否決になつた爲提案するに至らなかつたと云ふやうに漏れ聞いて居るのであります、尙ほ此上に法制局の賛同せらるゝやうに十分なる説明を與へられ改正方を促進するやうに御盡力を願ひたい、モウ一つ私は法律を改めぬでも家主に非らずんば給水の設備が出來ぬと云ふやうなことにせず装置の費用は只家主の負擔とし借家人は之れに準ずると云ふ風に解釋を擴張して頂けば宜い法律の改正は素より希望する所であるが必ずしも改正せずとも現行法律の儘でも省議を改めて頂けば優に廣き解釋を爲し得るのである依て尙内務省の御考をモウ一つ改めて頂きたい然らざれば佛を造て魂を入れざるを招くであらふ

○百四十一番能見光男君(横濱市) 此問題は水道の經營者として最も大切な問題である、只今十九番の御話の中にありました、昨年四十四議會に借家人も認めることと云ふことにして出て居つたのが、又可かぬことになつたのであります、其時に方て内務省に到て少し様子も聞きましたが内務省の衛生局の方では是非サウ云ふことしなければならぬ夫が本統であると云ふたが借家人も入れるやうな話であつたところが法制局が家主なるものが其家の中に水を通せぬと云ふやうなことは不都合である、夫は借家人に……是非家主にやらすやうにして借家人は……して置く方が宜いと云ふことになつたと云ふことでもあります、……

内務省に押掛けて行つたら宜からうと思ひます

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 私は只今迄の御高説には不幸にして御同意致し兼ねます、此問題が給水普及上影響があるか何うかと云ふ御尋ですが影響はありますが誰でも彼れで申込さすれば給水設備が出来る云ふことであれば普及上には便利でありますけれども給水普及と云ふこともサウ極端に考へると甚だ危険と思ふ、ソレは水道を普及せしむる理想としてはサウであるが、但し普及のみでは可かぬ必ず條件を備えてやらなければ只誰であらうが彼れであらうが装置をしさへすれば普及が出来ると云ふことを考へることは輕卒ではないかと思ふのであります、夫で理窟の上から考へれば今横濱から仰せの如く住宅である以上は夫れに對して下水なり流し元なり給水場所なり夫れ、の日常總ての必要な装置は當然完備して居るべき筈である所が或る一種の利己心のある家主は水道を設置することを怠なむ場合がある、夫れは何處から起るか云ふと家主一人の利己心からサウ云ふ結果になるのであるから一般から云ふと甚だ不心得である、只家主一人の利己心の爲めに多數のものが便利な水道の供水を受けることが出来ぬと云ふことは迷惑なことである、夫れも法律上何うとか云ふことなれば兎に角之れは家主一己から出来て来る不都合な現状である、兎に角家主の便宜を圖て居ると斯やうに申し之れを借家人に於ても認めて居るが之れは全く家主の思ふ壺であつて家主は喜ぶに違ひないが益々所謂完全に給水する方法が何時迄經つても出来ないものであります、今日はサウ云ふやうな家主の横暴の爲めに一般の水道の設備もせぬと云ふやうな現状を呈して居つて、之も一時の現状ではなく漸次現れると思ふ、又我々實際の取扱者から見ても借家人は今日茲に居ても明日何處に行くかも知らぬサウ云ふ居所の一定しないものだ、之に市が定着したる設備に對して所有權を認むることは甚だ取扱上將來に於て大變な面倒を貽すことがあるんであります、現に借家人が自費で水管を拵えた、事實に於て我々の方でも多少借家人が所有して居る水道があります、今日サウ云ふものは取扱上非常に困つて居る、借家人が所有權を抛棄して行衛不明の其後の家に住み込んだものが其當時の水管の權利の移轉も何事もしてないから徒らに給水装置があり乍ら正式に利用することが出来ぬと云ふや

うなことがある、是れ等は無主物として我々が行衛不明として法制の手續をすることも出来ず、夫等は實際の取扱者としては非常に困つて居るんである、ソコで要するに單に水道の普及と云ふことのみに重きを置いて考へると却て將來に禍根を貽すことと思ふ、一時は不便な憾のあることも事實ありますが寧ろ根本から改善して行くこと云ふ方面に考へべきものではなからうかと思ふ、之れは一昨年頃に其筋から各市に通牒がありまして私共の方も通牒がありました、斯やうな意味合で宜いやうに認むるか何うかと云ふ意見を徴せられました今申上げたやうな趣旨を回答して置きました、之れは實際上完全なる世帯をして給水の普及を圖ると云ふ意味からは寧ろ今日の内務省の意見が私は適應の意見と考へて居ります

○十六番安田靖一君(京都市) 先刻十九番が京都の意見を申述べましたが尙ほ附け加えて申上げたい、先程申した通り今回京都市は此問題に就て内務省から警告を受けました、詰り借家人若は借地人の所有權を認めると非常な弊害を醸すと云ふことではありますが、私共の方に於ては夫れに對する所の弊害は寧ろ反對に解釋して居る、何となれば今日各市の囂々たる住宅難と云ふやうな場合に於て從來の如く住宅に十分餘裕があれば家主が相當な給水装置をしなければ貸せぬと云ふので相當なこともやつたが、今日のやうな住宅難の時には水道がなければ借らぬと云ふやうな譯には行かぬ、ドンナ家でも借らなければならぬ、サウすれば家主としては夫れに給水装置をしない、従つて水道の普及が出来ぬと云ふ家に於きましては、使用料の徴收は何うしても家主を本體とする家主は夫を口實として家賃を騰げる、現に京都は其點に就て少なからぬ抗議を申込まれて居る、元來水道事業なるものは公益上多少便利に解釋して十分水道を普及する方が宜い、夫故に本會即ち上水協議會に於ては各市に適當するやうに各市必ず同一にサウ云ふやうに借地及借家人の必要を認めるやうに内務省に於ても相當の考慮を加えるやう建議して下ださることに願ひたいと思ひます

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 私は其建議をすると云ふことは何うかと思ひます、成る程此目先のことを考へると誰でも彼れでも考へずに給水装置をやらせると從て普及は出来るが夫が却て將來市民に迷惑面倒を

與ふる事になりはせぬか、今は便利であるが所有權の分らぬやうな水道装置が澤山出来る借家人は其土地に停着して居るものにあらずして始終流浪するものであるのにソコに定着したもの、所有權を認めると云ふことになる必す將來多少の混雜を生ずる其場合には家主に於ける給水装置の必要と云ふ事實が起つて来るだらうと思ひます、將來のことを深く考へるなれば今日の不便は忍ぶとも漸次善良なる習慣を養成すると云ふ趣旨を以てサウ急激に普及／＼と云ふ單純に考へず完全に普及する希望で進んだ方が宜からうと思ひます、實際から云ふと不便です、不便の事實は實際我々も認めて居るが今申上げたやうな趣旨から實はサウ無制限な普及と云ふことは希望しないと云ふ意味であります

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 私も只今四十二番君が種々御述の如くに建議をされると云ふことは少しく同意出来ぬのであります、其理由は四十二番君の述べた通りでありますから再び繰返しませぬが特に一言附け加へて置きたいのは如何様普及上便宜を與ふることが宜いことの方でござりますが之れは我々水道行政家としては餘程重大なことであると考えなければならぬことであらうと思ふのであります

○六十六番佐山節生君(長野市) 此問題を建議されると云ふことに就きましては實は問題を提出後上水協議會の議事録を調査すると第八回か第九回に給水装置は家主に限ると云ふことは普及上影響があるから今少し範圍を廣くしなければならぬと云ふことを本會に於て建議を提出された事實があるのであります、夫れでありますから又更めて建議するのは屋上樓を築くの感がありますから見合せても宜しいが出来るならば「家主に限らず給水設備を爲すことを得借家人は家主の承諾を要す」と云ふやうなことにでもして何人でも給水設備の申込を爲し得るやうにすることにせぬと不便である、之れが爲めに何等の弊害支障を來したと云ふ實例も聞きませぬ、然るに事實上に於ては國民衛生上重大なことでありますから不便のことのないやうにしたい、殊に内容に就て二三の方の御説に依れば内務省の衛生局の方では異議はないが法制局の方で通過しないのであると云ふことであるから内務省にも異議はないのでされば輿論であると思はれるのであります

○十六番安田靖一君(京都市) 只今六十六番は建議云々に就ては前會に建議を致した、サウして昨年の議會に若し此建議なるものを御入れ下されたやうなことでならば今は斯やうな問題を出す必要はないので、今回此提案を爲したと云ふのは内務省の御反省を願ふと云ふ譯で出したもので……

○百四十一番能見光男君(横濱市) 各市から益々内務省へ向て御話ですが前例から推して一つの市から申出たところで本省の方でも餘り重くは見ないか知れませぬから、幸ひ東京の近くに開會された場合であるから委員でも選んで建議するとか書面を持って上水協議會を代表したものが行て御交渉にでもなされたら如何と思ひます

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 唯今斯の如き弊害があると云ふことは四十二番から縷々述べられました第一水道なるものは普通の考へでは斷定は出来ぬ、家具に取付けたり家屋に取り付けたりしてあるものを借家人に所有があると云ふやうなことになつて仕舞うと借家人が動く場合にも之れは賣れぬものであるサウして之を使用することが出来ぬと云ふことになるから住宅難の折柄随分困ることが出来る、夫で誰にでも附けさせさえすれば所謂水道の普及である云ふやうなことは危険の卵を拵る譯であるから輕々に借家人に水道の所有權を認めると云ふことは之れは重大な問題であります、之れは其危険を忍ぶと云ふ方針にしなければならぬ内務省に運動をなさつて法令を御替なされることは夫は拒みませぬ御自由ですが水道會議から内務省に云々と云ふやうなことは絶対に反對する

○議長(阪田貞明君) 段々御意見がありますから極簡單に願ひたい
○百四十五番坂垣龍三君(横濱市) 此水道の敷設を家主に限らず借家人にも許すすやうにと云ふことに就て別に弊害はないと云ふことを京都市其他からござりましたが横濱市に於きましても別段其弊害を感じて居らぬのであります若し弊害としますなれば其装置所有者たる借家人で他に轉居した場合であります夫は唯の借家人許りでなく家主からも届をせず他へ行つたりするものが随分あります、或る方の御説では借家人は今日あつてアスないと云ふ御説であります、横濱市に於きましては借家人が大多數で家主な

ぞと云ふものは極少いので殊に此横濱市に於きましては借家人の異動が甚しくありますが決して今日あつて明日行衛の分らぬと云ふやうなものは甚だ寡いのであります若しサウ云ふものがありとすれば家主も又今日あつて明日ないと思ふ人も或はあることだらうと思ひます夫れでありますから此の水道と云ふものが今日の文明、文化生活に必要なものである以上は何人にも一刻も早く使用を許すと云ふことが水道の目的であるだらうと思ひます、六ヶ敷のことを言ふて居るのは水道の目的に反して居りはせぬかと思ふのであります、其目的を達せしむるには家主でも借家人でも差支ないと思ふことに内務省の解釋を是非直して頂きたいのであります、我々の解釋に依りますと文理解釋からしましても論理解釋からしましても之れは唯り家主に限るに非ずして自治團體即ち水道經營者と給水装置の工費負擔者とを區別したに過ぎませぬから是非ソウ云ふ解釋にして頂きたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 段々御意見があります但つた御説なれば格別ですが何うか簡単に願ひます

○五十二番川端治吉君(奈良市) 色々御説もありまして長崎、岡山邊よりは弊害があると云ふことを申されましたが、之れは多分想像の弊害ではなからうかと思ふ、京都、横濱等に於ては事實を根據しての御説がありましたが、私の市に於きましても湯屋散髪業者の如き夫れ、自己の好みに應じた給水工事を施して居るが夫れを一々家主にやらすと云ふやうなことは中々六ヶ敷のことでもあります、故に本會の決議を以て其筋に建議すると云ふことは機宜に適したる處置と思ふのであります、何うか滿堂の御賛成を以て建議をすることにしたいと思ふのであります

○三十四番阿部秀吉君(川崎町) 諸多の御議論は孰れも承つて御尤と思ひますが、併し私は京都の御説に賛成を表する一人であります、自分等の方は目下夫々給水装置の工事を施行して居る際でありますが此問題に就ては頗る困難を感じて居るので非常に普及上に支障を來して居るのであります、其議論に就ては最早私が申す迄もなく皆さんは御分りになつて居りますが、結局建議と云ふことにするか委員を設けると云ふことにするか二つでござりますが、私は百四十一番の御説に賛成致しまして是非實行委員を設け

られて其筋に陳情するとか又委員會の状況を能く御話を願つてサウして其趣意の徹底するやうに實行委員を擧げられんことを希望致します

○四十二番畑捨次郎君(長崎市) 一寸一言、今奈良市から御説があつたが私の弊害と認むるのは想像の弊害であらうと云ふことでありましたが、夫は奈良市がサウ御思ひになるなれば何とも申しませぬが私は決してソんな想像の弊害は申上げない、實際上若くは意見に依て申上げたのであります、決して茫漠たる所の宜い加減のことを申上げて居るのではないから夫れ丈けは特に一言申上げて置きます

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 議長……

○議長(阪田貞明君) 何か變つた御説ですか……

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 想像とは怪しからぬ實際である、私の方から旅費も出しますから見に御出なさい之れは神戸とは申しませぬが京都のやうな上水の有様では御困りのことは私は思ひやります、之れから給水する昨今に出来上つた水道を持つて御出の所はマダ御考へがありますまいが思ひやります、併乍ら私共多年とも申しませぬが二十ヶ年近い水道給水行政をやつて居るから利弊共能く分る、デ此給水装置は家主若くは地主に掛けると云ふことにして置かぬと凡ふる萬事の設備が市の水道經濟に損害を來すのみならず市民相互間に所有權の争ひを來すと云ふ虞れがあるから飽迄賛成しない

○百四十六番小川米喜君(横濱市) 横濱市全體借家人が引いて置くのが大部分であります、別に何等弊害として認むることもありません、若し家主採と云ふことにして家主が装置をしなければ借家人に於て家主の名前を利用して金を出すと云ふやうなことになる、故に横濱市に於きましては家主と云ふことは弊害があると思つて居ります

○議長(阪田貞明君) 段々時間も経ちますが之れは水道普及上必要な問題であります併し最早十分に御研究もせられたことと思ひますから、又之れには反對の御意見もありませんが此れは協議會のことでもあり幸ひ内務省から當局の方も御臨席になつて親しく御聞きになつて居られますから特筆大書して復命して

戴くことに願つたら如何です(賛成)又「然るべく」と呼ぶものあり然るべく取扱ふことに致します、議事の進行上順序は狂ひますが最後の頁の報告二十二を此際やつて頂きたいと思ひます

(書記朗讀)

二二、本會組織に關する件

提出者 横濱市

○百四十三番妻木俊夫君(横濱市) 本會の組織に關しましては嘗て委員會に修正案を前回の開催地に御回答のありました市は二十二ヶ所で其他の都市からはマダ何等御回答がありません。マダ提出になつて居りませぬ之は相成るべくは此會議に於きまして速に御回答を願ひまして大分長ひ宿題でありますから此際解決を告げたいと思ひます、小樽の方に回答のありました市は大阪、臺灣總督府、南滿鐵道、甲府其他共二十二ヶ所から報告に接したることを小樽から得ました何うか相成るべくは此會議中に於きまして此件を議長から御報告あらんことを希望して置きます

○議長(阪田貞明君) 夫では今日の議事は之れで閉會致します
午時午前十一時五十五分

○大正十年九月三十日

午前九時二十分開議

○議長(阪田貞明君) ソレでは引續き開會致します

○百四十三番妻木俊夫君(横濱市) 昨日の終りに日程を變更しまして報告の二十二號を議題となしましたが「本會の組織に關する件」に就きましては其必要は申す迄もないことで確か第十六回の協議會に於て提出されて夫から委員附託になつて委員會は非常な修正を加えました。が満場一致で之を可決致しまして第十七

回の協議會に於て單に各市よりの御答を待つ位であります、夫れで一々皆さんが市に歸つて承諾の分を開催地に御回答下さることに願つて置ゐたが昨日も申した通り二十二個所よりしか回答がなかつたのでありますから此儘経過しましたら何時迄経ても本會の組織を見ることは出来ないと思ひます、最早會議も本日を除くと僅かに一日しかござりませぬ、此議場に於て御即答を願ひまして若し御答がない市は脱會と見做すより仕方がないやうにも思ひます、種々なる問題が本會があつてこそ協議も出来るのであります、本會の成立しないのは根本の問題で外は枝葉の問題と云ふても敢て過言ではなからうと思ふのであります、本市は第十八回、催地の責任上何うしても解決を告げなければならぬ責任がある、以上のことより思察致しますれば雲煙過眼に終りはせぬかと思ひます、各市の代表者諸君に於かれまして是非即刻御答を願ひたいと思ひます、夫で昨年も豫算の關係上茲に於て御答が出来ぬと云ふやうな御議論もあつたやうに記憶する次第であります、之れが先決問題と致しまして兎に角本會の組織を承認せらるゝや否やと云ふことを先づ御答を願つて置きたい、財政のことも其御答が基を爲す次第であります議事の進行上御答のない各市は御承諾になつたのとも見做して議長に於て御處理を願ひたいと思ひます

(「異議なし」と呼ぶものあり)

○議長(阪田貞明君) 今百四十三番の申します通り此問題は本協議會の生存問題にも關係する問題であります。すが只今申しました如く御答のないところは御異存がないと云ふ風に認めまして宜しうござりますか

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 之れは變更されて議題に供されたのでありますか

○議長(阪田貞明君) 只今申上げましたのは昨日の報告の二十二の補足と御承認願ひたい

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) サウすると只今御話のことを議題と見做して宜しいのですか

○議長(阪田貞明君) 昨日の報告……

○百四十三番妻木俊夫君(横濱市) 昨日議事の終りに日程の變更を願つて報告の二十二を議題に供されまし

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 本問題は昨年小樽の會議に於きまして協議會の組織を變更すると云ふことは既に決定して居る問題と思ひます、決定して居ります以上は變更を決定して之れに就て脱會を申込まな

いところは皆加盟されて居るものであらうと思はれる(「同感」)と呼ぶものあり)何れ加盟されて居るとするなれば、夫れなれば承認を得なければならぬと云ふ御話があつたが、勿論承認も必要でござりませう

けれども其承認に付きましては色々不參のところもありますので只今茲で我々が會議中に其結果を知らなくとも歸りましてから後で之れを脱會するものなれば脱會して夫れを次の開催地の方へ引継ぎをすれば宜からうと思はれる

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 今堀江さんの説がありましたでしたが之れは昨年もサウ云ふて歸つてから返事をするに云ふことになつてサウして返辭をしたところがあるが返辭をしないところは異議がないものと認めると云ふことは、成るべくなれば多年の懸案となつて居ることですから成るべくは本會にて何とか決定がしたいやうに思ひます

○議長(阪田貞明君) 段々御説もござりますが、夫れでは御返辭のないところは御承諾下さつたものと致しますが

(「異議なし」)と呼ぶものなり) 只今御話の通りですが、夫れでは御返辭のないところは御承諾下さつたものと致します

○議長(阪田貞明君) 決定はして居るのであります、所が昨日申上げた通り御返辭のありました所は二十二ヶ所よりなかつた

と云ふことでありませうから御返辭のない所は御同意と見て差支ないかと云ふのであります

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 就きましては私は夫れは成る程コチラに出席して居る方々は今電報で問合せることも出来ませうが出席せざるところは孰れ承認を御通知にならなければならぬ、左すれば同一手數であるが私達の方の市は返辭のないものは異議のなきものであると云ふことを故らに市の方へ市長宛に出

して戴きたゞ

○議長(阪田貞明君) 夫は承知しました、尙御出席のないところは電報若は他の方法で出すことに致します

夫れでは今日は三十三番から初めます

(書記朗讀) 三三、上水協議會に於て決定したる水道用標準直管の各承口接手に要する材料及職工歩掛りを普通壓管と

低壓管とに區別したる標準を定むる必要なきや

提出者 福島縣郡山町

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 私は此標準を定むると云ふことは必要がないかと思ひます、夫は此直管の接手に要する材料は區々であつてヤアン或は鉛の如きものは職工の手加減或はスコッチの形狀總ての點に於て色々相違するものであらうと思ふ、夫れで標準をさめることは餘程六ヶ敷い問題でありませうと思ひます、無理に造るなれば其鐵管の中に這入るべき容積を計算して夫れの中に鉛が何分ヤアンが何分と云ふことを分けてする丈けの問題と思ふ、夫は鐵管が極つて居る以上は夫は極つて居る、夫から出せば直ぐ出る問題だ、特に何う云ふ標準を極めると云ふやうなことを無理にやる必要はないと思ひます、又職工の歩掛りの如き話は程度問題で職工の腕を一人前の腕と認める程度は見る人に依て違ふので夫は長く經驗して居る人が其自分の經驗から割出した打算に依て各人共見地が違ひます、標準と云ふものが區々になるので又標準にすべき性質のものでなからうと思ひます

○七十六番本橋卯之助君(郡山町) 之れに就て簡單に申し上げます、大體此水道の異形管に就ては昨年の會議に於て決定して居る譯であります、水道の經營並に設置等に就きまして大なる不便を呈して居ります夫に要する所の材料に就ては未だ一定の標準はありませぬので夫れの標準を定めると云ふことは又一層總ての點に利益があらうと考へるのであります、尤も此接手材料に就ては今御話の通りでありますけれども各市の使用材料を御聞して見れば皆區々になつて居るやうであります

○議長(阪田貞明君) 別に御異議はありませぬか——御異議がなければ百十一番の説もありませんから之れは議了と致します三十四番

(書記朗讀)

三四、軟水又ハ過軟水ナルガ爲人爲的ニ硬水トナシ給水セシ實例アラハ承リタシ

提出者 長野市

○六十六番佐山節生君(長野市) 提出問題の理由を簡単に説明致します、本市水道の水が製絲用に適するや否やに就て嘗て上田製絲専門學校教授井上柳悟氏に之れが水質試験を致しましたのでありますが其報告に依りますると製絲用水に適する水は水道として必ずしも良好なりとは言えない製絲用水に適する水は何づれも過軟水に屬するものであつて過軟水は過硬水と同様一般家庭用の水としては佳良であるとは言へぬので、現今家庭用水として最も適當なる硬度は十度内外として居るのである、水道布設の目的は善良なる飲料水を供給するを以て主眼とするものであるから之れには相當の考慮を要する譯で本市水道の硬度は一度内外でありまして過軟水は過硬水と同様に飲料水として良好でないとするれば人爲的に或る作業を施して給水する必要のないものであらうか、此硬度の高い水をば人爲的に軟水として給水して居る實例は随分外國杯では其例が少くないと云ふことであるから、其反對に過軟水を化學的作用を以て適當の硬水として給水し得るものか何うか、其効果方法等に就て實施されたるがあるなれば參考の爲めに其方法を承りたいのであります

○百二十三番樋下田謙次郎君(朝鮮總督府) 提出者に伺ひます、軟水又は過軟水と云ふものは何う云ふ成分：
○六十六番佐山節生君(長野市) 私は水質試験のことは能く存じませんが兎に角カルシウムの……
○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 今御話を承ると製絲用水と云ふものは飲料水としては不適當であると云ふ御話は甚だ意味が違ひは致すまいかと思ひます、只硬度が十度もありますと單に飲料用水として不適當である許りでなく化學其他工業用水としましては、十分な水でなからうと考える、夫から軟水

であること云ふ其判定が極まらなければ飲料水に適當とか不適當とか云ふことは極らぬ、軟水と云ふことが茲に書いてあるのは硬度がアルカリ性の……其場合に軟性の水であると云ふと多くの場合腐敗の炭酸瓦斯が多量に含んで居る、之れもある場合もない場合もある長野市の水質試験をして十分に取調べた上でないと分りませぬが斯う云ふ水道の水質試験は全國協議會の水質試験の上に現はれて居ないやうに思ひます

○六十六番佐山節生君(長野市) アルカリ性が軟性であると云ふ結果ではありませぬ私共の方の試験の結果は……

○百五十番山下由尾君(横濱市) 一寸提出者に伺ひますが長野市の水道の硬度は大體に於て何の位ですか

○六十六番佐山節生君(長野市) 能く調査して居りませぬが總て一度以上であると思ひます

○百五十番山下由尾君(横濱市) 最前長野市から御話のありました硬度が十度内外を以て人體に適當であると云ふことは何う云ふ例を以てサウ云ふことを言はれるのでありますか

○六十六番佐山節生君(長野市) 夫は先程申した通り井上博士が水質試験の結果を報告されたと同時に夫れに附記してあることに基ひて申上げたのであるが茲に其全文を持って居りますから讀みます、サウすると誤解がないから……

(佐山節生氏朗讀)

製絲用水ニ適スル水ハ水道トシテ必スシモ良好ナリト謂フコト能ハス製絲用水ニ適當ナル水ハ何レモ過軟水ニ屬スルモノナリ過軟水ハ過硬水ト同様一般庭用ノ水トシテ佳良ナルモノト謂フコト能ハサルナリ現今家庭用水トシテ最も適當ナル硬度ハ十度内外トセラル、ナリ然ルニ我邦ノ上水ノ硬度ハ多ク軟水及過軟水ニ屬スルモノニシテ是ニ就キ近重博士カ嘗テ論セラレタル所ナリ(工業化學雜誌第二十一編第二百四十三號)此點ニ注意ヲ要スルヲ以テ附記ス

(參考) 分析結果供試水一立中魁ヲ示ス

反	中 性	
全 固 形 物	九〇、五	七、六
有 機 物	(酸化ニ要セシ過滿俺酸加里ノ量ヲ以テ示ス)	
全 灰 分		四〇、〇
熱 灼 消 失 物		五〇、五
全 硬 度 (獨逸法ニヨル)		一、一五
石 炭		三、五八
苦 土		三、六五
鐵 素		微 量
鹽		八、九

斯う云ふのであります。が爲めに一般上水道に携はる方々の御経験を御承り申したいと思ふのであります。○百五十番山下由尾君(横濱市) 第十五回の臺灣に於て協議會開催の際全國で神戸の硬度が一番高いと云ふことを近重博士がしたと云ふ報告を神戸の森崎技師より發表されましたが、之れに就ては遺憾なる説もありますが恐らく我邦に於て三度乃至四度以上の硬度はなからうと思ひます。工業用としては硬度の少いのが宜いが飲料水としては硬度が高くて害はなからうと思ひます。昨年小樽の協議會の際に大井博士よりの講演にも硬度の高いところの水を使用して居るところがあるが別に害はない寧ろ宜しいと云ふことを話されて居る、無論工業用としては低いが宜しいと思ひます。夫で我國の水としては一度内外二度位の處が適當だらうと思ふのであります。併し人爲的に故らに硬度を高くして與ふる必要はなからうと思ひます。横濱水道としては何うしても故らに硬度を高くする必要はないと思ひます。又自分は特別に我邦に於ける現今の時代に於ては人爲的に硬度を故らに強くして使はなければならぬと云ふやうなことはなからうと思ふのであります。

○議長(阪田貞明君) 別段御説がなければ之れは議了と認めまして三十五番……

(書記朗讀)

三五、水道布設後年所ヲ經ルニ從ヒ鐵管内部の腐蝕若ハ酸化物等ノ發生ニ依リ流速及流量ニ及ホス關係如何

提出者 甲 府 市

○六十番植村倉藏君(甲府市) 簡單に提出致しました理由を述べます。私の市の送水管に於きましては昨年に於きまして流量が約三〇%減じました、之は色々比較して見て少し減じ方が早いやうに感じました若し他市に於て御實驗のところがありましたら御示しを願ひたい

○百三十二番大槻壽君(關東廳) 此問題は水道を設計するもの、殊に唧筒を設計したり夫から揚水機を用ふる水道は非常に重要な問題である、夫で此唧筒を設計される夫れに磨擦水頭の計算する時に誰の方式を探つたら宜いが實際に於て實驗したことが餘り少いので非常に困つて居るものである、夫れでダルシー氏の公式に依つて計算するのが普通であるが、大概の人が其公式に依て居ります、或る機會に於て私はドンナ風に磨擦が何の位増加するか調べたいと思つて居つた、夫れで大連水道に於ては第二期擴張に方て右の管に沿ふてモウ一本の鐵管を増設することになつた其機會に於て古い鐵管と新しい鐵管と試驗して見たところ、其實驗をしたのは同じ唧筒を用いてしたのであつて新しい鐵管に於てはダーシー氏の公式中の磨擦係數Fの値はダーシー氏の定めたところに依りますと〇、〇〇五になつて居るが實驗の結果に依りますと〇、〇〇四一夫から古い鐵管に於ては即ち十三ヶ年經過したところの夫に置いて居るFの値は〇、〇〇七になつて居る併し詳しいことを茲に述べますことは非常に面倒なことでありますから後日報告するか或は他の雜誌に掲載して皆様に御目に掛けるとに致しませう、運轉費に就て申し上げますと古い鐵管に於ては一噸を揚するに約壹錢五厘位掛りますが、新しい鐵管を使用すると壹錢位の運轉費で足るのであります鐵管内部のスケール附着を掃除すると云ふこと又は之を附着せしめないやうにすることは非常に重要な

問題であると思ひます、尙ほ一例として鐵管内の附着物即ち酸化物或は其他のものを取りまして計量したものを見まするに十六吋鐵管一本に對して大きいのは一貫百多少いのは四百目平均六百目位附いて居りました之れは淨水したる水を送つた鐵管であります、或は源水に於ける鐵管に於ては非常に大きい數に上ばるだらうと思ひます、尙ほ一寸一例として源水を送くる鐵管内の酸化物を取て計量しましたのに一平方尺に於て既に百八十夕の酸化物乃至附着物が着いて居つたのであります尙ほ其他の詳細のことは報告書で御覽下ださるやうに願ひます

○議長(阪田貞明君) 之は大變有益な問題であるから後で詳細報告して頂いたら何うです

(「同感」と呼ぶものあり)

○百四十九番田村英一君(横濱市) 提出の御方に一寸御尋したい此「鐵管内部の腐蝕若は酸化物等の發生に依り流速及流量に及ぼす關係」と云ふ此問題を御出しになつた經驗上のことを一寸簡單に説明を願ひます

○六十番横村倉藏君(甲府市) 何分鐵管を藏つて見ませぬから分りませぬが内部の方の何が透き通り流の太さが約半吋位(不明)一部に止るか能く分りませぬが要するに之れ位のものであるだらう位の程度であります

○七十九番今村貫三君(平町) 本問題は大變重要な問題であらうと考えますので提出の方に御尋したい、鐵管の性質及長さ腐蝕の關係、此鐵管の中の水が通つて居る其内徑も大變影響があらうと思ひますから何うか鐵管の延長内徑と云ふやうなことを簡單に御伺ひしたいと思ひます

○六十番植村倉藏君(甲府市) 鐵管の延長は約二里十町徑が十四吋……

○七十九番今村貫三君(平町) 勾配、モウ一つはどちらの製造でござりましたか、モウ一つは製造所から到着して四ヶ月も五ヶ月も雨晒しにして埋設されたか何うかと云ふことを承りたい

○六十番植村倉藏君(甲府市) 私は布設時代のことは能く知りませぬのでござりますが……

○六十二番飯高新君(甲府市) 甲府市の水道は東京の砲兵工廠で拵えて甲府市に送つて參るので、夫から試

験を致して布設致した、夫で拵え上げて早いのが半ヶ年位遅いのは一ヶ年位で布設したものであります、甲府の水道は濾過した水を通して居るので、總延長は先きに申したやうに二里十町内外落差が約二百八十尺であります

○百十五番小野基樹君(函館區) 此鐵管の中は大きな管を用ゐても極小さい管の能率しかないと云ふことになつて、中々此水道通水上に及ぼす影響は非常に多いのであります、夫れで大正八年に東京の水道で四十四吋半のものを約一里許りに二十八本拵えましたが、夫れに電氣板を以て現在腐蝕されて居る何がドンナことになつて居るか綿密に調査した所が約二〇%減じて居ることを發見した、甲府市邊りの御參考にならうと思ふ、函館水道は之は布設以來約三十二年を経過して居りますが其流量の割合は三%非常に流量を減じて居ります、斯う云ふものを其儘にして置けば非常な不經濟で百萬圓の金を掛けても六十八萬圓の價値しかないと云ふやうなことを言ふて居る色々亞米利加の「タイプライン、コンパニー」と云ふやうなところで試験か機械を賣るやうでありますが十五吋十二吋半と云ふやうなもので十五吋のものは約六千圓と云ふやうな高い機械であります、此問題は各市共相當苦心してゐるところのもので何か鐵管に装置をなすつた市があらせらるゝなれば此機會に是非伺つて置きたいと思ふのであります

○六十番植村倉藏君(甲府市) 一寸百十五番に伺ひます、三〇%減つたと云ふことでありますましたが何う云ふ風に減つたのでありますか

○百十五番小野基樹君(函館區) 今の御尋に御答致します、最近に於て二三回計つた丈けであるが、掃除した際に管を弱くし段々に取り戻す割合が早くなるが考え物であるので迷ふて居る次第であります、之れは大切なことでありますから委員でも選んで研究でもすることにしたら何うかと思つて居ります

○百四十九番田村英一君(横濱市) 此問題は最も必要な問題であります、夫で今迄の協議會に於ても研究問題として鐵管に就て研究すると云ふことがあつただけども何時の間にか無くなつて仕舞つた、斯う云ふ問題は流速及流量に最も大關係があるのであるから研究問題として研究したいと思ふ、夫で本市水道に

於て二十ヶ年経過した鐵管中に、又函館水道の十五ヶ年経過した後の鐵鑄に於て化學試驗其他を調査した
ものもあるから明日持て来て御覽に入れても差支ない

○議長(阪田貞明君) 研究問題にしたいと云ふ御説がありますから如何です、研究問題と致さうと思ひます
が……

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 必要は必要でありますが此問題を研究するにはタイプラインとか適
當なものがなければ研究は出来ませぬ、之れは各水道に於て必要なら銘々御實驗になつてサウして次會の
際に御報告を願ふと云ふことにして此場合は必要と云ふことにして置きたい

○議長(阪田貞明君) 只今の御説もありませんが大分研究問題にしたいと云ふ御説もありませんから研究問題に
したいと思ふ、其方法は擔任各市に於て研究して頂くことに致しまして研究を願ふことに致します第三十
六番……

(書記朗讀)

三六、各市ニ於ケル市街配水鐵管ノ漏水量ノ調査狀況承リタシ

提出者 横濱市

○百四十一番能見光男君(横濱市) 議長百四十一番……

○議長(阪田貞明君) 説明なら略します……

○百四十一番能見光男君(横濱市) 當市は放任給水に依て出した水は分りますが市内で使用した水と使用し
ないものと鐵管の中で漏水した水の量と何う云ふ風になつて居るか分りませぬから夫れだけを一寸承りた
す

○百三十二番大槻壽君(關東廳) 私は大連水道の方に於きまして此問題は重要な問題として居りまして昨年
調査した結果は各戸に於けるメーター約三割内外と云ふことになつて居ります

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 大阪市は約四百哩の鐵管を布設してあります送水量と市内計量の差が二

割位の結果となりますが併し此の内より無料給水防火用水等を控除しますと恐く一割五分位の漏水と思は
れます

○四十六番小島米助君(佐世保市) 當市は各戸に附けて置く量と比較して約七八分位で——九年度は此間表
を拵えて見たが約一割位は差があります、其一割の中には無論鐵管を掃除するとか何とか云ふやうなこと
も含んで居る、夫から仕舞に鐵管の漏水調査を致しました其量を一寸申上げますが四時が二二六六ヶ所、
二〇時が四三三、地下線一七四ヶ所、共用栓が三十五ヶ所ありました、一部の調査であるが僅かに五分間
に三合位のもので餘り少いから其区域内の共用栓の水を一斗出した矢張り量水器も一斗現れましたから其
處は其儘にしました斯う云ふやうにしまして私の市は二十七ヶ所に於きまして時々漏水調査をして居りま
す……

○百十五番小野基樹君(函館區) 此漏水調査は私が東京市に於きまして大正二年以來色々の方法に依て調査
を致しましたところが東京市に於ては多い時には三割三分平均二割と云ふやうな結果を見ました、此漏水
をメートルで量て夫を直して更にメートルで計て確かに漏水が止つたと云ふことを確實に認めた、夫で一
晝夜間斷なく一晝夜水が通て居るものとして平均二割位である、マダ繼續してやつて居らるゝと思つて居
りますが大體そんな工合に思つて居ります

○百三十八番島野正庸君(南滿洲鐵道會社) 滿鐵の水道經營は十四ヶ所あります、最近一ヶ年間に於きまし
て給水した結果で見れば三百四十萬立方で漏水が二十五萬立方で其割合は一割七分四厘許りである之は大
正六年度の結果であります

○百〇四番花田要一君(門司市) 門司市に於きましては全部計量に改めましたが餘り日にちが経つて居らぬ
ので一ヶ年を通じた統計は待ちませぬけれども本年の四月から八月迄五ヶ月間の——昨年計量器にならぬ
前配水量と各戸のメートルに改めました結果は一割二分七厘と云ふことになつた居ります
○議長(阪田貞明君) 大變各市の御實際を承りまして満足であります、三十七番に移ります

(書記朗讀)

三七、エスカレー氏ノ報告セル亞硝酸檢出方法ノ價值

提出者 神

戸市

○百五十番山下由尾君(横濱市) 之れは報告に入るべきものが這入つて居る……

○議長(阪田貞明君) 之は報告ですか神戸市は……

○三十九番前山良策君(神戸市) 此儘濟むならば濟まして頂きたい

○議長(阪田貞明君) 如何ですか茲で報告を願ふことに致しますか(「異議なし」と呼ぶものあり)夫では神戸市から……

○三十九番 前山良策君(神戸市) 之れの擔當者が出席することが出来ませぬから私から簡單に申上げることに致します本法は最近(書名は聞取れず)報告せられたるものでありまして一五c.c.の檢水に二c.c.の一〇%アンチピリン溶液と四滴の硫酸水銀溶液(五瓦の酸化汞を二〇c.c.の濃硫酸と一〇〇c.c.の温液に溶解したるもの)を加へ振盪し更に一滴の赤色血滴鹽溶液を加ふれば亞硝酸の存在に於てはキルシロートを呈するものである、本法はアルツア、ナフチールアミン並にスルファニール酸のアッオ色素を化生する方法の如く過敏ではありませぬが尙より一リリテル中〇、〇五ヨを檢出し得るものでありましてリグラー氏の方法に比して遜色なく沃度鉛澱粉法より鋭敏にして直ちに反應を認識し得べく且つ亞硝酸特有の反應なりと稱せらるゝを以て推賞するに足るが如くであります各地の實見あらば承りたく若しなければ實見の上其成績を今後御實見の上發表せられんことを希望する次第であります

○議長(阪田貞明君) 之れは報告として宜しいか

○三十九番前山良策君(神戸市) 結構であります

○議長(阪田貞明君) 此三十七は報告に這入るべきものであります、三十七の問題は報告に這入て濟んだものと御承認を願ひます、三十八

(書記朗讀)

三八、鐵管継手材料トシテ「リीडایت」ノ成績如何

提出者 朝

鮮總督府

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 何處か御使ひになつたところがあれば伺ひたい

○四十一番曾我長二郎君(尼ヶ崎市) 鐵管継手材料としてリीडایتを使用しました方法と成績に就て申述べますリीडایتの成分は硫黄と鉛の粉末を化合したるもの、様に見受ます其色は黒色にして之を溶解するのには瓦斯コンロの如きものに鍋をかけ其鍋の暖まりたる時リीडایتを入れ能く攪拌すれば熱の加はるに従つて恰もアスファルトの溶液の如きものになりす之を(普通)鐵管を鉛にて接合するが如く前きにヤーンを能く充填しソケットの外部にはクリツツにて流出を妨ぎ)接手の個所へ流し込むのであります其成績は自らが使用して最早十年餘になりますが當初流し込みたる時より非常に堅くなつて居ります此リीडایتの特徴は氣候の寒暖に依り鐵管の伸縮するも接手に緩みのことぬ事と又布設替の場合にはトーチランブの如きものを以て其接手の部分を溶解すれば容易に取替をなし得る事が出来す又高賃の職工を澤山使用せざる事唯注意を要するのは溶解の際火は鍋中のリीडایتに移り燃焼することです

○百十五番小野某樹君(函館區) 私も七八年前に經驗がござりますから概略申しますが、マダ之が使用が出来るものか出来ぬか分りませぬから管を繼いで置いて水壓試験に附して何の位の壓力を持つか何うかと云ふことを約三十本許りの管に對して試験をして見ました、ところが最初は中々火の加減が六ヶ敷で殆どトロトロのものになつて結合口が甘く行かぬ十本十五本とやる内に火の加減が出来其結合も上手になつて參つた夫から二百二十五磅の試験をして見たところが其壓力に堪ふことの確信を得ました、其當時試験をした鑄鐵を五六年其儘にして置いて斷面を調べて見たら赤褐色のリीडایتが確かに現れて居ります之をやるには温度の調節を十分にしなければ効がないと此時考えました、夫れだけのことを申します

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 大變有益なことを伺ひました

○議長(阪田貞明君) 夫では第三十九

(書記朗讀)

三九、クーベル氏法ニ依ル有機質定量ニ於ケル煮沸時間ヲ七分間トスル必要ナキヤ

提出者 關 東 廳

○百三十四番横山善七君(關東廳) 何が爲めに斯う云ふ限度を現したのか若しも御心當りの個所でもあれば教えて頂きたいと思ひます

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 有機物を定量致しまして煮沸時間に依て有機物の決定量の違つて居ることは先年來の報告に依て明かになつて居ります、曩きに三十分間煮沸することにした方が宜いと云ふことは爾來研究中になつて居りますが、之れは宿題の四、五の協定方法の改正は一切御任せして改正すると云ふことにして置きたいと思ひます、幸いに關東廳南滿鐵道尚ほ横濱市を加えますると……一、二及四、五俱に皆水質試験に關係する問題でありますから之を東京大阪神戸京都朝鮮總督府と云ふ從來の委員の外に擔當員を南滿鐵道關東廳横濱市を加えまして此水質試験の方法の改正をすると云ふことに致したいと考へます

○議長(阪田貞明君) サウ致ましますと宿題の一、二とは今回解決しない譯ですな

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 先年來委員に附託してあります、此水質試験の改正事件の主査は京都市であります、御報告がありませんから、解決すれば結構です

○議長(阪田貞明君) 此試験方法の解決が出来ぬれば更に此問題を次の會議迄委員に附託したい斯う云ふ意見ですか

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) サウです

○十八番藤原九十郎君(京都市) マダ報告のないところがござりますから本年は……

○議長(阪田貞明君) 夫では御話の通り之れを委員に附け加えることにします(「何うするのです」と呼ぶも

のあり) 宿題の委員に附託することにする……

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 宿題の一、二、四、五を全部水質試験方法と云ふ中に入れて先刻申しました委員に附託したのであります

○百五十番山下由尾君(横濱市) 之れは理由が違つて居りますから宿題の一、二は別にして頂きたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 御説の如く……

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 水質試験に關する件を引きくるめて委員に附託したい

○議長(阪田貞明君) ソレデハ一、二も同じ委員にですか

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 一、二も此内に這入る譯ですか

○議長(阪田貞明君) 一、二、四、五と同じ委員に更らに此問題を附け加えて……

○二番柿澤信義君(東京市) 御提案の滿鐵を此委員に加えると云ふことは私も希望する……

○議長(阪田貞明君) 一、二の方は……

○二番柿澤信義君(東京市) 試験方法協定に關する件の内に……

○議長(阪田貞明君) 一、二の委員と四、五の委員に這入つて居らぬところは這入て頂くことに致します、サウ取り計ひまして次に移ります、第四〇……

(書記朗讀)

四〇、「パイプロケータ」ヲ使用シ居ル所アラバ其種類並成績承リタシ

提出者 朝鮮總督府

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 御使用になつたところがあれば承りたい

○議長(阪田貞明君) 何處か使用されたところがありますなれば御意見を出して頂きたい、別段御意見がないやうですが如何です(此時百二十二番鈴木坂鐵君「無ければ仕方ありません」と呼ぶ) 夫れでは之れは

濟んだものと認めます、夫から三五の研究問題の擔當者を申します、函館、秋田、甲府、關東廳、横濱市の五ヶ所の方に御依頼することに致します、四十一……

(書記朗讀)

四一、鐵管内に棲息スル魚類ノ生存期間及之ヲ死滅セシムルノ方法ニ就テ實驗若ハ御意見ヲ承リタシ

提出者 熊本市

○百四十九番田村英一君(横濱市) 提出者に伺ひますが鐵管内に何う云ふ魚が居りますか、若し居るとすれば水質を承りたい

○百一十一番堀江勝己君(熊本市) 鐵管内に居ります魚は何う云ふものが居るか分りませぬから、夫れで御意見を承りたいと思つて提出しました、近く新聞で見れば時に鰻が出たり色々出たりするやうなことがあるそうですから……

○二十二番行徳直誠君 (大阪市) 最近大阪市に於て管内より鰻の出たることを新聞紙上に於て御承知でありませうが此原因は新設三十六吋鐵管洗滌の爲め河中に放水其排水管の口より浸入せしものでありまして決して管内に發育したものではありません、元來管内に於て微生物の發生することは絶對にありませぬ必ず他より浸入するものと考えます、或る學者の言に依れば水道の設計は多くは魚類の習性等を少しも考へないで只經費の安上りと云ふ點許りを考へると云ふことであります、夫故に撲滅方法よりも將來微生物を管内に浸入せしめざることをの研究を必要と認めます、尙ほ鐵管洗滌等の爲め排水する場合は淡水魚の移動期即ち春夏の候には特に注意を要すること、信じます

○百二十三番樋下田謙治郎君(朝鮮總督府) 若し鐵管内に魚類が棲息するやうなことがありとすれば恐らく水中の魚類の棲息を助ける食料がないと思ひます、従て一時生存は致しましても永遠に棲息すると云ふやうなことは出来ないことと思ひます、若し鐵管内の水中魚類が蕃殖するやうなことがあれば化學的方法として申上ぐれば現行行れて居ります鹽素消毒の如きは最も魚類を死滅せしむるに宜からうと考える夫から

一步進んで危險が幾分かあります硫酸銅の三〇〇萬分の一位の溶液を注入したら如何と思ひます

○十六番安田靖一君(京都市) 京都大學の川村博士の著書の日本淡水生物學と云ふもの、中にも鐵管内の壓力と同じ壓力の水中に棲息せる魚類は矢張り棲息すると云ふことを言ふて居り又其實例もあると云ふ意見であるから、之は各市共此點に就ては餘程研究しなければならぬ問題と思ひます

○議長(阪田貞明君) 段々御意見も出ましたが之れは議了と認めます、第四十二……

(書記朗讀)

四二、水道ノ布設ニ伴ヒ蛭蝨等特殊動物ノ蕃殖セシコトナキヤ竝之ガ驅除法ニ就キ各市ニ實例アラバ承リ

提出者 長野市

○六十六番佐山節生君(長野市) 簡單の問題であります、近年蛭蝨が非常に發生しまして其原因は勿論水道ではありませぬが市民の中には之れは水道に原因するものと考えるのであります、而して蛭蝨は多い時は一晩に四十も五十も勝手元等に現はれ市民は之を汚穢とするのであります、色々之が撲滅に對する研究をして見ましたが到底石灰位では驅除し得ないのであります、段々之れが研究をして彼等の好きなやうなものを集めて熱湯を掛けて見たのであります、他にも斯う云ふ實例がありますれば此際豫め法なり驅除法に就ての御研究を承りたい

○百四十九番田村英一君(横濱市) 一寸質問致します、臺所が濕潤するに從て蛭蝨が蕃殖すると云ふことは水道や濾過水に何等關係ないことと思ひます

○六十六番佐山節生君(長野市) 只今の御質問の通りと思ひます、只水道が出来まして水の使用が激しくなつたから彼等蛭蝨の生活を助長した結果と思ふ、併乍ら之が蕃殖する爲めに市民が非常に困つて居る、之れは何等害はないやうに思ふが、不潔な場所邊りに住んで最も大切な勝手杯に出て來ると遂には傳染病の媒介をも爲すの疑があるのであります、夫等の點から見ても多少講究する必要があると思ふのであります

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 毎年ですか

○六十六番佐山節生君(長野市) 最近になつてから著しく殖えて臺所ばかりではない座敷迄も現はると云ふ有様であります

○四十七番清水新吉君(新潟市) 私共の所でも蛞蝓は出ますが、多く出て困るのは蚯蚓のやうなものであります、夫は鐵管の中に出て来るが共用栓の和田式の木製の箱の底が腐て来ると汚たない虫のやうなものが出て来ると云ふ考から夫以來木で造つたものは全部改めました其後蚯蚓のやうなものは出て来ませぬか一寸御参考になるか何うか知れませぬが……

○議長(阪田貞明君) 此問題は議了と認めます、第四十三四十四之れは種類が同じ問題でありますから一括して議題と致します

(書記朗讀)

四三、配水管埋設ノ最低深度及配置ノ個所(道路ノ何レノ側カ)ヲ規定スルノ必要ナキヤ

提出者 小樽區

四四、各市水道管ト他ノ地下埋設物(瓦斯下水各種電線路)トノ整理狀況並水道管トシテ最良布設方承リタ

提出者 横濱市

○百十四番二日市貞一君(小樽區) 此問題は地下整理及水道維持保存上必要であること、考へます、尤も各地の氣候や風土に依りて多少異なること、は考へますが或る程度迄一定するやうに致したいのであります、新道路法に依りますと夫々規定は出来て居りますが尙ほヨリ詳しく極めたいのであります、道路法に依る本支線は各都市の給水人口又は主管の大きさによりて其管徑を定め何時以上は本線に何時以下は支線と云ふ具合に定められたらば何うであらうか次に私の前任地大連水道にては八吋以下の支管は歩道の一側より八尺のところに埋設しました、尤も車道の側溝の直下になるやうなところでは適應に埋めることにしました、瓦

斯鐵管は反對の歩道に埋設せられたやうに考へます

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 四十四の問題に就て大阪市に於ては將來の鐵管整理方法は街路構造令に準據せしむる方針であります、併し現在では道路鋪裝工事の施行に伴ふて逐次鐵管の整理と布設をして居ります、夫故に將來鋪裝道路面を掘り起す様な必要は絶対にないと思ひます尙ほ電車の通つて居る道路の人道には兩側に各配水支管を布設して給水及防火の便を計つて全線路の約二割餘は完成して居ります

○百四十一番能見光男君(横濱市) 近來都市計劃は非常に將來の繼續費で中々困難なことであります、之れを少くすると云ふことは困難であつて、甚が残念なことでありますが當市に於きましては道幅が狭いので廣くしたいと考へることがあります、殊に道路に取居るところの如きは一帶になつて居りまして將來も現在もありませんが非常な困難な來して居ります、夫故に茲に規定を設けると云ふことは困難なること、考へます

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 私は此際斯う云ふ規定を設けると云ふやうな必要はないと認めます、夫は各都市の狀況に依りて埋設して居るのであります、後に之を取換へて右側にやるとか云ふやうなことは始めに規定すれば兎も角も又人道の如きに至ては温度即ち氣候の如何に依りて人道を定めますので之れを規定すると云ふと技術者が仕事をする上に拘束さるゝやうなことになつて面白くない依て之は規定するの必要なし……

○十六番安田靖一君(京都市) 政府は道路法を制定し内務省に於ても之れに伴ふ根本的方針が極めらるゝことになつて居ります、例へば瓦斯管が何づれにあれば電氣に關係する方は反對の側に附けるとか或は歩道車道は何うするとか概括的方針がきまり我々としては甚だ何うも瓦斯管と水道管との距離は何程離せどか下水管は何うするとか各市に應ずるやうに適當にきめなければならぬ従て道路法の結果水道のものが色々協議の結果京都市としましては兎に角大體のことはきめて居ります……

○百三十二番荒井録君(南滿洲鐵道會社) 私の方では一般の御参考にはならぬと思ひますが、私の方の狀況

○に就て最も適當の方法と云ふものを定めたいと思ふても困るのは寒き場所に依れば地下七八尺も凍ることがある、成るべく日の當たる南は上げるやうにし蔭になる方は成るべく下げるやうにして居ります
○議長(阪田貞明君) 京都市大阪市等から色々御説もありましたが尙ほ其必要の方は京都市等から御調のとを伺ふことにして此兩案は終ることに致します、四十五……

(書記朗讀)

四五、營業ノ目的ヲ以テ設置シタル噴水泉池用給水装置ニ對シテハ如何ナル料率ヲ適用徵收セラレツ、アリヤ各市ノ實例承リタシ

提出者 大 阪 市

○二十一番田中源一君(大阪市) 本問題に付きまして一寸御説明を致しますが之れは私の方の條例を元として御意見を伺ひたいのであります、私の方の條例の使用料區分に他の都市では大抵娛樂用として表はれて居るやうですが特に私の方では「噴水、瀧、泉池の類に使用するもの」として最高の料金を課することに於て居るのであります、ソコで同じ噴水其他でも目的に種々ありまして單に娛樂を目的とするもの營業を目的とするものと夫々趣きを異にして居るのであります、私の方の條例では前申上げました通り其の點が何等の區分なしに只水族館の水漕とか料理屋の生洲等水其ものが營業の根底となつて居るものは例令噴水瀧、泉池等の形は備つて居ても營業用として取扱つて居りますばかりで其他は何でもかんでも噴水等に使用のものは最高率を課することになつて居ります、實際から考へて見ましても演藝用水とか遊技店用の噴水とか其他直接間接營業に使用するものは普通營業用として安い料金を擴げるのが至當と思ひますのですが前申上げました通り私の方の條例を基として單なる娛樂用と一方營業用とは全然區分しまして夫々料金を課して差支ないでせうか皆様の御判断を願ひたいのであります尙ほ皆様の方では此娛樂用と營業用の區別を主觀的に見られますか客觀的に見られますか御序に其の見解を御伺ひ致したいのであります
○八十八番伊藤好良君(岡山市) 大阪の方の御話を承りましたが私に遠慮なく言はせれば之れは條例のきめ

方が悪いのではなからうかと思ひます、私の所は廣義に營業用と夫から庭園用は噴水とか瀧とか純然たる娛樂用に供するもので税率から申せば最低限が一ヶ月五十石迄貳圓以上一石毎に四錢、營業用なれば一ヶ月五十石迄五拾錢以上一石毎に壹錢貳厘と斯う云ふ風に分けて居りますから御参考に……

- 議長(阪田貞明君) 外の御實驗は如何です
- 十六番安田靖一君(京都市) 京都の方は營業用と家庭用と云ふことになつて居ります
- 議長(阪田貞明君) 段々御實驗もござりましたが本日の議事は之れ丈で……
- 百四十九番田村英一君(横濱市) 之れから大井博士の「鹽素殺菌に就て」の御演説があります受附に之れに關する小冊子がありますから御希望の方は……
- 議長(阪田貞明君) 午後の行程を申し上げます(於茲能見光男君川崎町水道視察其他同町招待會に關する件を報告す)それでは其儘暫く……

干時午前十一時五分

○大正十年十月一日

午前十一時二十五分開催

○議長(阪田貞明君) 夫では引續き開會致します、議事に先つて横須賀市及川崎町より一場の御挨拶がある
そうですから……

○横須賀市助役栗田萬五郎君挨拶
私は横須賀の助役であります、本日市長が参りまして皆さんに御挨拶をする筈でありましたが本日は正午迄一寸出惡くことがありますので私が代て御挨拶を申し上げます
今回の上水協議會に於て皆様が連日の御疲勞の中を横須賀迄態々御出下ださつたけれども設備不完全又總

て不行届で遺憾のことが多々あつたのであります、幸ひに天候が晴れた爲めに幾らか宜かつたのでありますけれども誠に皆様様に御迷惑だらけで申譯のない次第であります、茲に不行届の段々を御断り致して置きます(拍手)

川崎町長小林五助君挨拶

私も一寸御挨拶を申し上げます、私は川崎町長であります、昨日は生憎雨天でありましたに拘らず御運びを願ひまして誠に本町の光榮と致す處であります、尙ほ御歸り下ださるに就きましても雨も止みませぬで嘸御難澁であつたらうと思ひます、ア、言ふ邊土まで御出下だされましたことは誠に光榮に存する次第で町一般に代りまして厚く御禮を申上ぐる次第であります

百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 數年來の本會組織變更の件も過日本會で議長からの御宣言に依りまして確定になつたものと私は認めます、就きましては其會の組織の變更をした以上は夫を運用する爲めに理事の選舉が必要であるやうに認めますから此方を御さめを願つて早速に改正の會則に依て尙ほ本會を永遠に進んで行きたいと思ひます、何うぞ其御取計を願ひます

(賛成)と「呼ぶものあり」

○議長(阪田貞明君) 只今百二十二番から新規則に依て理事の必要があるから此際選舉したら宜からと云ふことで御賛成が多數のやうであるから……

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 私の動議に多數御賛成のやうでありまするが理事の選舉は手數でありますから尙ほ最初のこととありますからサウ云ふ点は議長の方へ御一任致したいと思ひます之も皆さんの御賛成を得たいと思ひます

(賛成)の「聲起る」

○議長(阪田貞明君) サウ致しますと先達で申し上げました御回答のあつたところ並に御回答のないところも

總て此際議長に御一任なさつて下ださるのですか

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 私は理事の選定に付て一應……

○議長(阪田貞明君) 確答になつたことですか

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 確答でも確答ないのも、今日理事の選出のことに就て一應御尋を致しますところのことは……

○議長(阪田貞明君) 只今御賛成の聲を聞きましたが、御出席になつて居らるゝところが確答があるにせよなきにせよ皆御賛成があつたやうに思ひますが、果して夫なれば御出席になつて居るところは皆這入つたものとするか、若しサウでないと思ひます、其時分には分らるゝとして後から加入して頂くとして此際は加入の中に入れないと云ふ考へであります

○十六番安田靖一君(京都市) 議長の御意見御尤と思ひます、兎に角本會が成り立ましたたら豫算と云ふ問題が起る若し理事と云ふものが出来ましても豫算と云ふものが確定にならぬと非常に差支を生じやうと思ひます、夫で改めて茲で指名点呼でも願つて各市の御回答を願ひ出席會員及此席に居らぬところは何處と云ふことを念の爲め明かにして置くのが宜くはないかと思ひます

○議長(阪田貞明君) 御尤の説と思ひます

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 私は只今途中からで能く分りませぬが理事の選定と云ふことの發案でござりますか

○議長(阪田貞明君) 左様でございます

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 理事を選定すると云ふことであると理事は東京市が理事になることになつて居るではありませぬか

○議長(阪田貞明君) きまつて居りませぬ會員で選舉すると云ふことになつて居ります

○四十一番曾我長二郎君(尼ヶ崎市) 只今京都市の御説は至極穩當の御意見でございますが、早速此無回

答市の方の指名点呼を御諮り下ださつたら如何と思ひます、既に豫算も組んで居り大賛成であると云ふ向
きもありませんから……

○議長(阪田貞明君) 御尤であります、只今点呼を致しますから御確答を願ひます
(点呼)

澁谷町

○十二番(仲田聰治郎君) 新しい規則を設定加入

玉川水道會社 (加入)

堺市 (承知致しました)

横須賀市

○三十番(栗田萬五郎君) 自分は一寸意見があつて本市から意見を提出して置きましたけれども主催地の横
濱市から御承知がありましたのが爲めに加入に賛成します

川崎町 (賛成します)

尼ヶ崎市 (賛成)

熱海町

○五十七番(内田市郎左衛門君) 規約も十分存じませぬから後に伺ひまして歸りまして早速御挨拶申上げま
す

○議長(阪田貞明君) サウすると御答辨が出来ぬと云ふのですか(此時五十七番内田市郎左衛門君「歸つた
上回答致します」と答ふ) 夫では未確定のところは後から加入下ださると云ふことに御心得を願ひます

長野市 (賛成)

上野市 (賛成)

上田市 (賛成)

上諏訪町 (賛成)

福島市 (「電報で問合中であります」と答ふ)

郡山市 (承知)

平町 (加入)

山形市 (賛成)

秋田市 (賛成)

福島市 (未定)

鳥取市 (既に承諾の回答がしてありますと答ふ)

廣島市 (賛成)

吳市 (賛成)

福山市 (賛成)

和歌山市 (賛成)

門司市

○百四番(花田要一君) 一寸伺ひます、経費の負擔は何年度から負擔することになりますか

○議長(阪田貞明君) 今日成り立ましたら來年度から……

○百四番(花田要一君) 夫れなれば賛成します

若松市 (「歸つて相談した上で」と答ふ)

大牟田市 (賛成)

熊本市 (賛成)

鹿兒島市 (賛成)

室蘭區 (賛成)

朝鮮總督府 (「既に回答した筈だ」と答ふ)

○議長(阪田貞明君) 尙ほ念の爲めに御回答の既にあつたところ或は只今あつたところを讀みまして照會致します、既に回答ありました所と全部順を追ふて申します

(書記朗讀)

東京市、澁谷町、玉川水道會社、京都市、大阪市、堺市、横須賀市、川崎町、神戸市、尼ヶ崎町、長崎市、佐世保市、新潟市、宇都宮市、奈良市、名古屋市、甲府市、長野市、上田市、上諏訪町、仙台市、福島市、郡山町、平町、青森市、秋田市、鳥取市、岡山市、廣島市、吳市、下關市、和歌山市、高松市、門司市、小倉市、大牟田市、熊本市、鹿児島市、小樽區、室蘭區、朝鮮總督府、臺灣總督府、關東廳、南滿鐵道會社、横濱市

○議長(阪田貞明君) 只今朝讀した以外に洩れはありませぬか、サウ致しますると只今朝讀しました四十六ヶ所を以て現在の會員を認めたら如何です、「今日別府、福岡、函館、釧路が欠席した」と呼ぶものあり尙ほ只今申した中に那覇市、峰山町が洩れて居りましたから追加を願ひます、サウ致しますと只今未定と御返事のあつたところと只今出席して居られない所、今迄御出にならないところは取消しまして四十七丈の御同意を得ました、夫では先程百二十二番の御説に従て四十七ヶ所で規則に依り理事の選舉をすると云ふことに致します、只今四十七ヶ所から議長に御一任下さると云ふことで、差支ありませぬか、「異議なし」と呼ぶものあり、夫では諸般整理上の關係と言ひ又總ての點に於て東京市に御願するのが便利と思ひますから東京市の水道課長を理事に御推選したいと思ひます(拍手起る)サウ致しますと其規則に依りて豫算案を極めねばならず又統計類及議事録配付の數の決定と云ふことも會員の御意見も承らなければならぬことになつて居る、此經費のことも第二十六條第二號の決定も此會員の御意見に依て決定しなければならぬが第一回のことでもありますから是等の點は總て理事に御一任したいと思ひますが、「贊成異議なし」と呼ぶものあり、夫では豫算丈は大變關係しますから出して載きたいですが

○百十番石崎貞二郎君(別府町) 少し遅刻して参りましたが本會組織に就ては何うなりましたか別府ですか

○四十二番畑捨二郎君(長崎市) 此理事は水道課長と云ふ御宣告でありましたが、水道課長と云ふと個人の資格になりますが、東京市なら東京市と云ふことにしないと何うですか、規則は何うなつて居りますか

○議長(阪田貞明君) 原案を見ますと東京市と云ふことの決定でありますか……

○四十二番畑捨二郎君(長崎市) 市を選舉すると云ふことになつて居ると思ふ

○議長(阪田貞明君) 東京市と云ふのですか「結局市だ」と呼ぶものあり、東京市の土木課長と云ふのが、穩當ですか

○四十二番畑捨二郎君(長崎市) 水道課長は内裡のことです、東京市と云ふもの、内裡に於ては事務を執られるにしても……

○議長(阪田貞明君) 第五條には「本會ニ關スル事務ヲ掌理スル爲メ理事一名ヲ置ク」理事ハ會議ニ於テ會員中ヨリ出席會員之ヲ選舉ス」云々とござりますか

○四十二番畑捨二郎君(長崎市) 此會議に會員として出席するものは市町村である市町村内の何某ではない私が假りに御引受したなれば夫は長崎市である、即ち東京市と云ふことにならなければならぬ

○議長(阪田貞明君) どちらでも差支ありません、如何でせう東京市と致しませうか「東京市の土木課長として御願しませうかドモラでも結局水道課長がやられることになるのですか……」

○三十一番石黒弘毅君(横須賀市) 今規則を見ると少し……

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 之は昨年の小樽の會議に於きまして多少修正せられて只今議長の御宣告になりましたやうであつた所の規則が修正になりました「會員中ヨリ會員之ヲ選舉ス」と決しました、サウして第十三條に「會員ハ其代表者ヲ會議ニ出席セシムベシ」とある、夫から後に戻りますが第三條に「本會ハ官廳市町村會社等ニシテ上水道經ヲ營スルモノ及上水道敷設計劃中ノモノヲ以テ會員トス」と斯う云ふ風にありますから、サウしますと個人を指名せらるゝと云ふことは穩かでないかと思ひます、之れは實際に

於ては何うでせうか、理事の選定は「東京市」と云ふことになるのが至當かと思ひます

○議長(阪田貞明君) 夫では「東京市」と云ふことに訂正致します

○十二番仲田聰治郎君(澁谷町) 水道協議會ノ費用は計劃中は「二分ノ一」となつて居るか計劃中とは何處迄が計劃中でありませうか

○百四十三番妻木俊夫君(横濱市) 通水しないものを計劃中と致します

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 此規則に疑義が起つたやうであります但し自分は前年此協議會規則の編成委員に選舉せられました昨年小樽の會議に多數會員から修正説が出て修正しました、修正の字句のことは小樽から報告に接しましたが其報告中に修正された條項に只今御尋ねの趣旨の「計劃中ニ係ル會員ノ按分率ハ二分ノ一トス」と云ふことがあるやうであります、此水道敷設計劃と云ふことの見解は自分の解釋する所に依ると工事に着手すれば既に計劃中ではないと考へます、設計調査を致したりして居る際に水道敷設計劃中で、工事に着手する以上は計劃中に屬するのではないと解釋致します

○百二十二番鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 岡山市の説は御尤である、計劃と云ふことは字に拘泥すると何ですか、百四十三番の通水の前後を以て分界をしようと云ふことは如何なるものであらうか、此水道として初めて世の中に出るのであるから一年前か其邊で何したら宜からうと思ひます

○三十番栗田萬五郎君(横須賀市) 只今の議題は何を御議しになつて居ますか伺ひたい今の會則の云々と云ふことは議題外のことである、マダ議了すべきものが澤山あるのに下だらぬことは後廻しになさつた方が宜からうと思ひます

○議長(阪田貞明君) 今三十番の御説の通り之は議題外と思ひますから後で御質問になるなり、又此規則を編成されたところの精神等は後から御研究下さつて之は此儘御承認下さることに致したい

○九十八番横山信君(下關市) 只今議長からの御話でござりますが今の計劃中と云ふやうな事柄の見解は最も必要な事で夫れは一ツ御きめを願はぬとならぬ、計劃中と云ふことは何う云ふものか本會の決議に依て

御極めを願ひます、此計劃中と云ふことに就て疑義があるやうであるから此解釋は明確に決めて置きたいと思ひます

○三十番栗田萬五郎君(横須賀市) 斯の如く多數の議案が残つて居るのに一二名の人の意見に依て議事日程を變更すると云ふやうなことは宜くない速かに豫定の議事に移られんことを希望致します

○議長(阪田貞明君) 多々御説もござりますが計劃中と云ふことだけを此際きめて置きます、如何です通水位のどこを限度にしてきめるやうにしたら「賛成」の聲起る) 夫れではサア御承認を願ひますそれでは來年の開催地は名古屋と云ふたとに御承知を願ひます、名古屋か御引受下さつて居りますから、明後年の開催地は甲府で以て引受けても宜しいと云ふ御報告でありますから甲府を豫定地と致します、夫から今日の問題に移ります

○五十九番松本角太郎君(甲府市) 只今御報告になりました大正十二年に甲府で上水協議會を開催すると云ふことになつて多數の實驗談を承るこの出來ることが出來又實地に就て御指導を頂くこの出來ますことは誠に仕合且光榮とするところであります、併乍ら段々大都市が誠に能く行届きたる御世話なされた後を引受けてやるのでありますから色々行届かざる点があり勝だらうと強かに懸念致しますが、若も不行届の点がござりましても何うか寛大に思召下さる様偏に御願を致して置きます、尙ほ上水を使用しまする製糸工場もござりますから夫等の点も御参考に願ひ、觀光的のところとしては甲府の御嶽の勝景あり尙ほ會議の季節に依りましては國産として居る葡萄園の實況も御覽に入れることが出來やうかと思ひますから成るべく多數御參會下さるやうに希望致して置きます(拍手起る)

○議長(阪田貞明君) 夫では問題の四六に移ります

○一番小川織三君(東京市) 一寸其前に一番……

○議長(阪田貞明君) 一番……

○一番小川織三君(東京市) 先刻の議題になつて居りました上水協議會規則の改正に伴ひまして東京市が其

理事に選任せられましたことは甚だ光榮とする所でござりますが到底不行届で御満足の結果を得らるゝか何うか甚だ懸念に堪えませぬ、就きましては會員各位の御援助に依りまして出来ませぬ大過なく其事務を執り此上水協議會の發達の爲めに力を盡したい覺悟を持って居ります、其邊は何うか皆さんに宜しく御願するところでござります、夫から豫算に就きましては理事に一任すると云ふ先刻の議場の御決定でござりましたが大體の調は致して居りますが、却々初めてのことでもござりますから内容に於ては尙ほ十分研究する必要あるものと考えまして茲に金額等に就て確定的のことを申上ぐることは出来難いのであります、殊に今回新規則を御承認になりました市とマダ未決のところもござりますので夫等の加盟奈何の多寡に準して豫算も變更しなければならぬ、是等の事情もありますので、結局理事に御一任なりました以上相當豫算案を定めて書面に致しまして會員各位に御廻したいと考へて居ります、只今手許にあります、豫算を參考の爲めに申述べますと會員は六十七ヶ所と致しまして年額約八千圓其會費の割合は此規則の第二十六條でござりますたが此負擔率に依りまして之を按分致して見ますると東京市が貳百七拾貳圓、京都が百八十七圓、大阪市が二百五十一圓夫から……

○議長(阪田貞明君) 一寸——大變必要なことではありますすがモウ御一任致した以上は規則等を御參酌下だすつて……

○一番小川織三君(東京市) 直ぐ濟みます一々は讀みませぬが此の位の金高になるが宜しいかと云ふことを申述べた次第であります、其程度から段々遞減致して居ります、此豫算に就ては會議費とか、印刷費でござりますとか其邊に對しては會議に於きまして此御決定を願はなければならぬやうな問題もありませんやうに考へまするので、夫等の点は其問題のところ申述ることに致しまして、豫算に對する方針に就きまして此際御參考迄大體を申述べて置く次第であります

○議長(阪田貞明君) 四十六……
(書記朗讀)

四六、公設共用栓ニ計量器ヲ附シタル所アラバ其各戸ノ給水量並料金算定ノ方法及計量器設置後ニ於ケル効果承リタシ

提出者 朝鮮總督府

○百二十四番難波半藏君(朝鮮總督府) 簡単に提出の理由を申述べ、朝鮮に於きましても京城全部計量制にしたら非常に都合が宜からうと考へもありません、其内で京城は貧民地域の方丈けであるが此公設共用栓に計量器を附したところがありますれば加入者は料金を何う云ふ風に負擔をして居るか夫を承りたいのであります、夫から設置後に於ける効果が何れ位の水量を節約し得たと云ふやうなことが重なる効果でござりますか御實見のところがあれば夫を承りたいと思ひます

○三十八番關源三郎君(神戸市) 簡単に神戸市の例を申上げますが貧民と云ふ方の意味で給水して居る現況は一戸に對する給水が二百立方尺を以て定限として居るサウして一戸に付て二十五錢の割合で尙此上に百立方尺を超過する毎に十三錢の超過率を取て居ります、計量器設置後の効果と云ふことは無論宜いと思ひます

○三十三番小林五助君(川崎町) 私の方は餘程新しい方でありますが、私の方は公設共用栓は同じ單價で其單價は一戸二十石を單價とし夫れ迄は四十錢夫から一石を増す毎に貳錢を増して居るのであります、夫で算定方法は始めました當時當横濱市の吉田助役さんに伺ひましたところ夫は矢張り組合制度にして組合其ものに取扱せた方が宜からうと云ふことで、施行細則を設け組合制度でやつて居りますが、只今のところ一向苦情もなく速かに行つて居るやうな次第であります

○四十七番清水新吉君(新潟市) 本市に於きましては本年の四月から始めてメートルを附けて計量制度に變更しましたが給水量は確實に分りませぬが三年以前共用栓の或るものに就て、尤も改廢の免れないやうなものにメートルを附けて其使用料は三ヶ年平均に依り一ヶ年の總消費額二十石、夏の給水量の最も澤山にある時〇、七一、年の平均の消費料に比べて六割位になつて居ります、御承知の通り冬になると、随分寒く

なる所ですから大坂若くは東京等の温度の高い所よりは朝鮮に於ても何か御参考にならうかと思ひます餘り確實ではありませぬが、夫から給水料の料金の徴收法は本年制定しまして内務省の方へ認可の申請を致しました私共の方は少し他市とは違つたやり方であるが爲めに一應十分調査を要すると云ふので調査されて認可されましたが其方法或は共用栓の改廢とか或は給水して居る共用栓に加入したとか、脱退するとか云ふやうな細かい所は印刷した使用條例にありますから後刻御手許に差上げます尙ほ設置後の効果と云ふことは今日では申上げ兼ねます

○百四番花田要一君(門司市) 門司市は大正九年の十月に計量器を用ゐることに致した、夫で公設共用栓に對しては一戸二十石として料金を二十錢、夫から超過すると一石に對して一錢取ることにして居ります、設置後に於ける効果は公設共用栓の計數を持ちませぬけれども料金は約一割六分の増である、御斷りして置きますが本年八月のメートルの出来ぬ以前の數で極正確の數字ではありませぬから……

○議長(阪田貞明君) 之れは議了と認めます第四十七……

(書記朗讀)
○四七、公休日又ハ雨雪等ノ場合ニ於ケル水量水器点檢狀況及獎勵方法等ヲ承リタシ
提出者 東京市

○五番大堀佐内君(東京市) 簡單に申上げます

○議長(阪田貞明君) 一寸申上げますが時間がありませんから其問題に就て一目瞭然たるものは省略され其變つた重要な点丈けを願ふやうに致したい

○五番大堀佐内君(東京市) 別段變つたことはありませぬから省略致します

○議長(阪田貞明君) 各市の御實驗は如何です

○四十二番畑捨二郎君(長崎市) 私御尋したいのですが此雨が降つたり雪が降つたと云ふやふなことに對して東京市は特別の獎勵方法と云ふのは何う云ふのですか

○五番大堀佐内君(東京市) 御答致します、別段公休日の出勤雨雪等の出勤に對して改めて獎勵すると云ふやうな方法はマダ附いて居らぬのであります

○四十五番足立正人君(佐世保市) 私の方では公休日はやつて居ります、夫から雪が降るとか雨が降るとか云ふやうな場合は何等方法について居りませぬ、只雨具或は防寒用の着物を支給する、点檢に行くのに傘をさして歩く譯には行きませぬから雨具をやり雪の降つた際等には毛で拵えた防寒外套を支給するにとにして居る其他何等方法はありませぬ

○議長(阪田貞明君) 別段御意見もないやうですから議了と認めます

○二十一番田中源一君(大阪市) 本問題に付きましたは私の方の現在の實狀なり其他之れに付きまして相當の意見を持って居りますが一々御話して居りますと時間が取れますから後で直接東京市の御方に御話することに致します

○議長(阪田貞明君) 四十八は都合があつて撤回致しました

(參照)
○四八、水道設計ニ際シ戸數ヲ標準ニスルト人口ヲ標準ニスルト何レカ是カ
提出者 横浜市

○議長(阪田貞明君) 四十九……

(書記朗讀)
四九、給水装置ニ屬スル地下鉛管ヨリ漏水シ舗装ヲ爲シタル道路又ハ電車軌道等ニ損害ヲ及ホシタル場合

ニ於テ其ノ復舊費ハ道路費又ハ軌道費ヨリ支出セラルルヤ將又給水装置所有者ニ負擔セシメラルルヤ各市ノ實例承リタシ
提出者 大阪市

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 茲に給水装置と申しますのは表の配水管より引込める給水管を總稱し而

○して其費用は申込人の負擔である場合があります、そこで此問題に就て假りに一つの例を擧げて申しますると或る本塊舗装道路が突然陥落致しました、是が原因を調べました所引込鉛管より漏水して土砂が押流され内部に空隙を生じて遂に外力の爲め其の舗装面が陥落したのであります、其處で之を復活するに就て費用の点に於て此問題が生じたのであります、假りに其陥落した面積が十平方尺あるとしましたならば鉛管修繕に必要ある堀鑿面積假りに二平方尺の復舊費と鉛管修繕費とは所有者に負擔せしめませんが残餘の八平方尺の損害は果して何人の負擔となりませうか此所謂損害言葉を替へて言ひますと天災と認めらるゝ部分の復舊費を全部所有者は負擔せしめらるゝか此点に關して東京京都横濱神戸岡山各市の實際の取扱振或は御意見を伺いたいのであります

○議長(阪田貞明君) 御實験のあります所は……

○三十八番關源三郎君(神戸市) 斯う云ふ場合の神戸市は例がありませんから申上げませぬ

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 岡山市への答辯を要求されたやうですが岡山の方では支水栓を限界として支水栓より家屋の方に屬する所の給水装置は使用者の負擔と致します、でありますから地下鉛管から漏水すると云ふやうな場合尙ほ夫が爲めに他に損害を及ぼすやうな場合は之は實際問題でありまして鉛管から漏れるやうなことがあれば道路の管理者がやるべきものとして取扱て居る或は何かの事情で鉛管を破つたと云ふやうな場合は其破裂の原因を來したものに負擔させるやうになつて居ります

○百四十六番小川米吉君(横濱市) 横濱市に於ては問題に該當する様な例は今日まで遭遇したことはありませんが要するに給水装置の漏水が原因して舗装道路を破損した場合と雖も之が修繕費用は水道費を以て支辨することとなつて居ります夫れはドウかと云ふと可及的給水装置所有者に修繕費用の負擔を輕からしむると云ふ目的からで、そうして成るべく早く修繕の申出を早からしめる方法を取つて居る次第であります其の他大岡山市の取扱振と同様であります

○議長(阪田貞明君) 只今御意見も出ましたから議了と認めます第五〇……

(書記朗讀)

五〇、動水壓力高層建築物上層又ハ高地ニ達セサル場合ニ於テ配水鐵管ニ唧筒ヲ直結セシムルノ可否如何

提出者 大 阪 市

○議長(阪田貞明君) 説明は簡單に……

○二十二番行徳直誠君(大阪市) 將來都市計畫に伴つて高層の建築物が建つやうになります若し其附近の動水壓力が低いときは防火及給水の爲め止むを得ず唧筒の力を借りなければなりません、此場合に於て配水管に唧筒を直結せしめるは支障なきものであるか各市の實際の例と御意見を伺ひたいのであります

○十六番安田靖一君(京都市) 都市が段々に發展して來ると水を高い所に持つて行くと云ふことは實際問題として起て來る問題と思ひますが、此設備費は何うするかと云ふことに就ては大ひに議論があるだらうと思ひます夫れの唧筒の取付と云ふことに付てはモウ議論はない譯であらうと思ひます

○議長(阪田貞明君) 別段外に御意見がなければ議了と認めます、第五十一……

(書記朗讀)

五一、町村水道布設補助ノ儀促進ニ關スル件

提出者 川 崎 町

○三十三番小林五助君(川崎町) 簡單に申します、此ことは既に十七回協議會に皆さんの御決議に依て建議を提出されましたが然る所只今迄もマダ其恩澤に浴さぬと云ふことでありますから尙ほ一應此會としてやつて頂きたいと云ふのと、之れは休憩中北海道の區の御方に御尋を致しましたが、區の方も矢張り恩澤がないと云ふことでありますから之れに區と云ふことも入れて戴きたい

○七十一番木村正義君(上諏訪町) 本問題は前回小樽の協議會に於て滿場一致の決議を以て建議したのでありますから茲に御出席の内務當局の御方の御意嚮を伺ひましてから其上促進に就ての御報告を願ひたい

○百十四番二日市貞一君(小樽區) 小樽に於て昨年協議會を開催し建議致しましたが昨年の其結果に就ては

○何等達して居りませぬから……

○七十九番今村貫三君(平町) 只今小樽の方から報告を伺ひました。が只書面を御出しになつた丈で何等内務省の御方針も分つて居ないやうであります。然るに國民の保健と云ふ上にしたなれば町村であらうが何等區別のないことは勿論のことと思ひます。然るに市のみが補助を受けて町村は補助を受けないと云ふことは穩當でない實際の負擔の上の苦痛は市よりは酷いのであります。何うしても國庫の補助を頂きませぬと甚だ困難を感ずるのであります。夫で内務省の方の御意嚮を伺つて見ると補助はしてやるか至當である夫は認めて居るが、國庫の經費の都合で町村迄及ぼすことが出来ぬので條例が改正にならぬやうに仄に承つて居るのであります。併乍ら我々意見としては國民の保健は市町村變らぬものであるなれば何とかして此補助を頂くやうにして貰ひませぬと公平ではなからうと思ふのであります。段々御厄介を掛けて恐縮であります。か地理の關係上當開催市及理事に御願して口頭なり書面なりを以て近き將來に於て具体化するやうに御盡力をお願いしたいと思ひます。何うか満場の御賛成を願ひます。

○議長(阪田貞明君) 夫では及ばず乍ら横濱市は東京市にも御願して左様取計います五十二……

(書記朗讀)

五二、硫酸礬土檢出法ヲ協定シ置ク必要ナキヤ

提出者 臺灣總督府

○百二十九番粕屋隆次君(臺灣總督府) 一寸申上げて置く方が此問題の進行上便利かと思ひます。から簡單に申します。申上げる前に二字問題の中の字の訂正を願ひます。「檢出法」と云ふのを「檢査法」と訂正して置きます。硫酸礬土の品質を此會で協定して置くことか便利なこと考へまして問題を提出した次第であります。デ今直ちに之をさめると云ふことも困難と思ひます。から之は宿題として數名の委員に附託せられんことを希望致します。サウ致しましたなれば臺灣總督府は此問題を提出しました責任者として此檢査法に對する案も持て居ります。から此委員の方々に其案を提出してサウして來年の會に此問題を協定してきめたら至

極宜からうと存じます

○議長(阪田貞明君) 御異議がないやうですから左様取計らふことに致します。「賛成」の聲起る。夫では五十三……

(書記朗讀)

五三、全部計量給水ニ改メタル各市ニ於テ其改メタル理由並ニ結果ノ良否ニ就キ承リタシ

提出者 臺灣總督府

○二十一番田中源一君(大阪市) 大阪市では全部計量によるのが現代に適合した最も宜き方法と考へて居ります。無論良いと認めましたから改制したのであります。計量制に致しますと第一、一般が注意して有効に水を使用します。から無駄使い等が一切なくなり。従て送水量が減少します。から自然經費節約が出来。斷水杯もなくなり一方擴張期が延期されることになり。料徴收の上にも最も公平なる取り方が出来ることになり。其好結果なることは計量制を採用して居ない他の都市と比べましたなれば直ぐ御判りになること考へます。一人一日當りの水量でも大阪市は可なり大きな工場なり停車場杯があります。すが放任制の所よりは遙かに下位になり。又大阪市でも計量制の前と後とを比較しまして著しく一人當りの水量を減じたことになり。居ります。之れ等に付比較表杯出來たのがあります。から御必要なれば歸りましてから御送り致しまして宜しいのです。兎も角水道經營は計量制を以て最善の方法と考へるのであります。○百四番花田要一君(門司市) 門司市は夏期に於ては往々不足を告げて困りました。から水道の擴張を致し一面には水量節約の意味を以て大正八年に於て從來の放任給水を計量制に改める計書を立て大正九年に於て公設共用栓を計量に定め、現在に於きましては工業用の共用給水或は市の學校とか云ふやうなところ迄全部計量器に改めました。其後の成績はマダ使用期間が近いので甚だ確實ではないか知れませぬが専用給水に於きまして約五割共用給水に於て一割六分許り水量を節約し得たことになり。ます。

○議長(阪田貞明君) 之れは議了と認めます第五十四……

五四、水道収入カ經常費ヲ償フコト能ハザル場合ニ於ケル不足額ヲ給水區域内戸數或ハ人口ニ應シ持別ニ賦課セラルル所アラハ其ノ賦課率等ニ付承リタシ

提出者 臺灣總督府

○議長(阪田貞明君) 御意見ありませぬか——御意見のないものと認めまして議了と致します

○百二十九番柏谷隆次君(臺灣總督府) 各殖民地の御取扱振りを承りたいと思ひます

○百三十八番島野正庸君(南滿洲鐵道會社) 滿鐵の状況を申し上げます、滿鐵の經營して居るのは過日も申し上げたやうに十四ヶ所ありますが其經費は四十三萬圓から使つて居ります、収入は三十六萬圓でありますから四萬圓位収入不足になつて居りますが他の市街地に於けるやうに特に夫れが爲めに費用を多くするやうなことはして居りませぬ

○百二十四番難波半藏君(朝鮮總督府) 朝鮮に於きましても斯う云ふ場合に水道収入を以て水道支出を補ふと云ふことにして居るのですが水道収入が支出に不足があつても其經費の足らぬ分を人口或は戸數に割當て賦課すると云ふやうなことには今なつて居りませぬ

○議長(阪田貞明君) 之れは議了と認めます、第五十二の問題を願ふ所は臺灣、朝鮮、滿鐵、京都、横濱此五ヶ所に願ひます、此際一寸申上げますが本協議會に最も關係の深い内務省の小橋次官閣下の御臨席を請ひましたところ御多用中御繰合下ださつた次第ですから乏れから一場の御挨拶を願ひたいと思ひます

内務次官小橋一太君挨拶

私は只今御紹介になりました小橋であります上水協議會は明治三十七年に開かれたと思ひますが私は其時に衛生局に居つて東京に於て開かれた第一回の協議會に臨んだことを記憶して居ります其後二回程出たことがあるかと思ひます、さう云ふやうな次第で本上水協議會には私一個としては縁故のない譯では無い

のであります、而して本日茲に参りまして見れば朝鮮とか關東洲邊りの方々も御會合に爲つて而かも百五十人と云ふ多數御會合で此の上水のことには對し御研究になると云ふことは本會の益々盛なると同時に又其效果の偉大なることを思はなければならぬのであります、且又私が此席に於て只今一言の御挨拶を爲し得ることは誠に光榮に存ずる次第であります

水道の必要であり又國民衛生上から申し又一般保安上から申しまして水道の必要であり殊に都市人口密集の市街地に於て水道の必要なることは今更私がこの席より申す迄もありません從て此の水道に就て御承知の通り明治二十三年に政府に於ても水道施設に適當なる法令を制定し即ち水道條例を定めたのであります、此の水道條例は市町村の公營修理に依つて一個人には許さぬ水道なるものは營利の爲にすべきものに非ずして一般衛生上若しは保安上の必要からすべきもので個人や營利會社に許すべきものでないと云ふ方針の下に制定せられたもので此の水道條例の制定に當り此議論は餘程あつたので廣く公共團體に迄許すべしと云ふ議論が其當時既にあつたのであります、然るに段々を経過して此市町村の公營のみでは水道の時勢の發達に伴ひ十分でないことになりまして明治四十四年私衛生局長の任に當つて居りました時に根本の主義を失せざる程度に於て企業を認るとしたのであります、之は必要なる都市の開發上から見て到底公共團體の力を以てやれないと云ふやうな場合には市町村以外の企業も認めると云ふことに致しまして大正二年に至つて更に其範圍を多少擴めたのであります、水道條例の沿革は簡單に申し上げますれば其通りであります、現在水道普及の状況を見ますのに已に工事竣成して給水をなしつつあるものが本年六月末迄の調に於きましては八十四あるのであります、布設の認可許可を受けまして工事に着手せんとして居るものが四十二合計百二十六と云ふ數を數えて居ります、其工費は壹億九千萬圓に上つて居ります、此外に目下布設の申請を内務省に出して居りますものが十四でありまして、是等のものが已に完成するとして夫れを數へますと、其給水區域が日本の内に於て何うなるかと申しますれば四十八市四區百二十七町村に亘つて居りまして、其水道使用戸數は大正八年末の調査に依りまして約百十二萬戸と云ふ數

を示して居ります以上の事實に依りまして水道の實況を考へまするのに近年に至つて各市とも著しく計劃の進捗を見るに至つたのは國家の爲に公衆衛生の爲めに慶賀に堪へない處であります、併乍ら此以上の布設區域に付て全國に亘つて如何なることになつて居るか云ふことを比較して見ると云ふと、この水道の布設の必要を認る處の市と區である其市區に對しては六割餘に亘つて居る、併し町に於ては未だ五分位ひにしかなつて居らない、普及の程度は全體から見れば未だ微々たるものと言はなければならぬ、從て今後水道の普及に付ては尙ほ各地方に於ける當事者諸君の努力を切望して止まぬのであります、夫れからこの既設水道であります、之に付ては今回の協議會に於ても段々御研究を盡されたこと、存じますが、此は未だ十分ではない、給水戸數は其區域内の總戸數に對する六四%になつて居ります、其普及は全國の狀態から見れば十分ではない、給水戸數の其普及に付ては十分諸君のお力に依つて促進するの餘地があると思ひますが、將來此點に於ても諸君の御盡力を煩はし既設水道に於ても普く各戸數に亘るやうに希望して置きます

先般議會に於て水道條例の改正致しましたことは御承知の通りで之も又水道の普及を滑かにしたいと云ふ趣旨を以て比較的規模の小なる水道の布設其規模計劃に於て給水人口一萬を超えざる水道で工費參萬圓以内のものは其手續きを簡單にし地方長官の權限に一任して繁雜なる手續きを避け以て簡易に水道の普及發達をせしめると云ふ考へから四十四議會に於て水道條例を改正した、勿論之は本年八月に公布致しましたので皆様のよく御存じのことと思ひますが、只其要點を御參考に申上げて見れば規模の小なる規模計劃に於て給水人口一萬を超えざる水道の認可許可は地方長官の許可を以て爲すことを得ると云ふことにしましたもう一つは總ての水道に付きましては其規模計劃の變更を加へなければならん場合其工費參萬圓を越えざる程度のもは地方長官に一任して事務の敏捷を圖ると云ふことの趣旨であります夫れから從來各市とも希望に依つてやつて居つたことでありませうかこの給水場及本支水管の施設之は家主がやると云ふことになつて居つたが之は必要なる場合に於ては市町村團體の公費を以てやり得ると云ふ途を開かれたので

あります、京都邊りは已に從來から實行して居つたと記憶して居ります、改正の點は尙ほ細目もありませんが夫は略しまして、要するに四十四議會に於て改正致しました、趣旨は從來多年水道關係者の輿論ともなつて居つた點を參酌しまして水道普及上適切なる事項に付て改正したのであります、之等の改正も本協議會の御意見等を根據として詮議をしたことでありませうから、之も亦本協議會の効果と認る一つであります何うか各位はこの水道條例の改正の趣旨を諒とせられまして各位は益々水道の各地方に普及發達するやう此の上ながら御盡力を煩はしたいのであります

この上水道は其設備に就て多額の費用を要し近年工費の増加と共に此費額の巨大になつたことは非常なものであります、一面には地方團體の財政状態も益々困難を加へて居るのであります、今後に於ても可成之に對する補助の途を講じたいと思ひます、けれども是又財政上から見まして中々困難なる次第であります、三十七年に第一回上水協議會を開かれた時分は國の水道補助費が約五拾萬圓と記憶して居ります、今日百六拾萬圓になつて居りまして現に今日の三倍強になつて居るがなれども文化の度合から工事の度合と云ふ様なものを見て見れば三十七年の補助額と實際の補助の力は大差なしと云ふて宜ひ、或は減じたと云つても宜ひ、水道普及發達を希望する點から云ふと誠に遺憾に思ふ去り乍ら如何に云ふても國庫の財政も中々容易ではありませぬから補助増額のとも中々困難と考へます、夫れで補助の方法に於ても將來何んとか有効の方法を取りたい、今では水道の補助は市區若は接續町村に限つて居つたのであります、將來は衛生上の見地から町村の負擔力の點から考へまして必ずしも市區及び接續町村に限らずして、町等に於て衛生上から見ると其設備の急務を訴へ資力の點から申しまして補助しなければならぬと云ふやうなものには補助の範圍を擴げたいと云ふ考へを以て目下研究中であります、未だ確定致しませぬやうな次第で國の補助の方は中々さう地方に迄及ばすことが困難と思ひます、私はこの水道は下水と違つて其經營方法も宜敷を得たなれば存外有益な事業で、餘程成功した實例もあるもので岡崎市と記憶して居りますが之等の如き數年を出ずして獨立經濟として十分賄ひ得た上にこの収益を以て市の一般収益に與へて居

るやうになつて居ることを記憶して居ります、他に於ても相當の期間を經過して相當經理經營宜敷を得た
なれば相當なる處の有益なる事業と變つて來ることと思ひます、無駄に濫費すると云ふやうなことを各所
より監督するなれば水道經營は有利な事業と認て居りますから、將來は國庫補助に於てもこの點を考慮致
しまして一方水道を普及する爲には各地方に於て、詰り起債でもして又補助の方法も或は形を變へて利子
補給の方法の途もあり、或る部分の補給方法を講ずるなれば水道普及のことも餘程旨く行きはせぬかと思
ひます、之は確定案ではありませぬがさう云ふやうな譯で、水道普及上に就ては出來得る限り適當の考慮
と力を盡したい考へで居ります、何ぞ諸君に於ては各地方に於て水道の普及に付ては十分御盡力があり
たいと思ふのであります、而してこの協議會の如きは即ち水道の維持管理に關しまして平素諸君の御研究
と御研究の結果を本として十分なる研鑽を盡されることであります、故に將來水道經營上本會が多
大の効果を與へ得ることは信じて疑ひませぬのであります、各位連日熱心なる御研究の結果を齎らされて
御歸縣の上はこの協議會の効果を十分實地の上に擧げらるゝやうに切望致す次第であります、以上を以て
今日罷り出ましたる御挨拶に代へる次第であります、何卒水道の發達を特に希望する次第であります
(拍手起る)

○議長(阪田貞明君) 時間もないので甚だ御迷惑と思ひますが引續いて議事に移りたいと思ひます、新問題
の五五に移ります(之れは十四と俱に議了と呼ぶものあり)それでは五十六

(書記朗讀)

五六、上水中病原菌ヲ檢出セシ際給水ニ對スル應急處置如何

提出者 關 東 廳

○議長(阪田貞明君) 如何ですか御實驗談を——別段なければ議了と致します五十七……

(書記朗讀)

五七、藥物沈澱法ニ依ル濾過水中病原菌ノ生存期間ニ付調査セル所アラバ其成績承リタシ

提出者 關 東 廳

○議長(阪田貞明君) 御意見がなければ次に移ります、五十八、五十九も濟んで居ります、續いて宿題に移
ります、宿題の一、二、四、五、六、七と濟んで居りますから宿題の三

宿 題

(書記朗讀)

三、給水装置ノ法律上ノ性質如何

提出者 京 都 市

○十九番松原一君(京都市) 之れは昨年一寸協議會に於きまして一年間許り研究したら如何であらうか
と云ふことで宿題に遺された問題であります、何分問題其ものが法律の議論に亘るが爲めに非常に面倒
なもので、少くとも夫れに對する概念だけは頭に入れて置きたいと思ひます、提案者は何分微力の爲めに
果して適當なりや否やと云ふ疑を持つて居ります、要するに皆さんの教えを拜借しまして私の意見も述べた
いが先づ皆さんの御教えを伺ひたいのであります……

○百二十四番難波半藏君(朝鮮總督府) 此問題は随分浩汎に亘つて居るのでありますから提案者は御研究に
なつて居ることと思ひますから提出者の方から御調査の内容を伺ふことに致したい

○十六番安田清一君(京都市) 提出者は昨年我々の見解だけは申述べて置きましたから昨年の議事録を御覽
下だされたい……

○議長(阪田貞明君) 重大問題とも思ひますが時間も追つて居りますから更に一年宿題となすつたら如何で
す

○十九番松原一君(京都市) 自分の考へで仕事をして行ても一向差支ないが成るべく廣く法律上の解釋を
伺つて間違ひのないやうにしたいと思ひましたが御説がないと云ふことなれば撤回致します

○百三十八番 島野正庸君(南滿洲鐵道會社) 何の點が疑義に亘つて居りますか私は初めて來ましたので又昨年の速記録も手許に參つて居りませぬから……

○十九番 松原一君(京都市) 夫では私の考丈けを申しまして御質問があれば御答致します、形の上から見ると何うしても之れは不動産ではあるまい、土地に定着して居るが爲めに不動産として取扱ふべきものであると云ふ見解も出來ます、ソコで給水装置は土地に定着して居るが不動産と云ふ意味にて當該め惡くい之れに付て民法上の解釋と一致するやうな解釋を見出す必要があつて色々研究した結果大體の形に於て不動産ではない、有形物の動産の方に屬すべきものであると云ふことに考えを持つ其意味は客觀的に見れば家に着いて居る、土地に着て居るとも言へる、主觀的に見れば其水栓は家屋内に取り着け得られる寧ろ家に所屬して居る物である、從て土地とは離れて居ると云ふ議論が百人の内九十九人迄サツである、大體に於ては家との關係のやうに思はれるが當る當らぬは分らぬのであります

○議長(阪田貞明君) 十九番に御諮り致しますか更に一年宿題としては如何です

○十九番 松原一君(京都市) モウ宜しうござります

○議長(阪田貞明君) 夫では撤回なさるサツですから次に移ります第八……

(書記朗讀)

八、上水道水管橋被覆ノ經濟的工法承リタシ

提出者 松江市

○一番 小川織三君(京都市) 第六、第七は何う云ふ風になつて居りますか

○議長(阪田貞明君) 之れは濟みました、新問題の二三と一所になつて延期になりました

○四十番 櫻井忠剛君(尼ヶ崎市) 之れは濟んでない筈です、一、二、四、五と同一問題の何ですから宿題にして……

○十八番 藤原九十郎君(京都市) 一寸宿題の一、二、四、五御報告申し上げませうか

○議長(阪田貞明君) 一寸御待下ださい

○百四十一番 能見光男君(横濱市) 之は昨年小樽で出した問題です、提出者が出て來て居らぬ

○百二十二番 鈴木坂鐵君(朝鮮總督府) 此問題整理の爲めに斯う云ふ例がありますから帳消しにして仕舞つて返上するが宜い出す許りで何時も出て來ぬから……

○一番 小川織三君(京都市) 正式に言えば委員に附託されましたり、委員が委員會で決定して之を議長の御手許迄報告してサツして議題にされるかも知れませぬが、或は六、七の如き會の實際に出して決定せず議長の御手許迄報告して居りませぬから本日御報告をし尙ほ御諮りしたいと云ふことになつて居りますのであるから議題に供せられんことを希望します、六、七……

○議長(阪田貞明君) 夫れでは先に問題にならぬで濟んだと思ひますけれども尙ほ一應簡單に御報告を願ひます

○十八番 藤原九十郎君(京都市) 前の委員の御相談がありました其結果改正項目は各自研究した上で意見を提出する、京都の方は便宜上取消して來年の協議會に御諮りしますと云ふことになりました、尙ほ委員會の改正項目を申し上げたい、「何號です」と呼ぶものあり一、二、四、五……

○議長(阪田貞明君) 一、二、四、五は六、七に籠めて……

○一番 小川織三君(京都市) 六、七は第十七回協議會で調査を工學會に依頼する、夫で其交渉することになつて居りました、當時の主催地たる小樽區から工學會に御照會下ださつた結果を伺ひますと工學會から調査を引受けても宜しいが、調査費用として千五百圓掛ると云ふ回答でありましたので、小樽區からは之を依頼すると云ふやうな回答をマダなさらず尙第十八回協議會に於て此問題を決定すると云ふ積りで居らるゝと云ふことが分りました、所が當時の議事録を見れば六、七共工學會に依頼するやうに小樽の意見が出て居る第六の問題には觸れて居りませぬ、夫で委員會は色々協議の結果第六の問題は委員自身が調査をして何等かの報告をされるが併年ら第七は費用が掛りまして從來鐵管の標準に就きまして工學會に依頼して

制定した関係もありません、夫から今後標準を本協議會が決定するに就て工學會に依頼して調査して貰つて審議した方が進行上恐く宜からうと云ふやうな關係から第七の調査は之を工學會に依頼するのが宜からう斯やうに委員會では決定致しました、

○議長(阪田貞明君) 夫れでは第八、九、一〇は御欠席ですから之れは撤回したものとして第十一に移ります

(書記朗讀)

一一、本市計量給水料ハ前以テ豫納セシメ納期末ニ於テ精算ニ過不足アルトキハ次期ノ給水料額ヲ増減スル方法ヲ取り甚ダ複雑ヲ極メツ、アリ各市政振振ヲ承リ度シ

提出者 鹿 兒 島 市

○百十二番木村屯君(鹿兒島市) 此問題は十二番と一所に願ひたい

○議長(阪田貞明君) 夫では十二番も併せて議題に供します

(書記朗讀)

一二、給水設備費ハ概算ヲ以テ前納セシメ工事終了ノ上精算シ其過額ハ過誤納下戻ノ手續ニ仍リ下戻シ甚ダ不便不少各市政振振如何

提出者 鹿 兒 島 市

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 十一の問題に付て御答をして置きたいと思ひます私のところでは慣行上官立學校の外は給水を開始するに先立三ヶ月分の給水料を豫納して置きます、但し市長の考へで之を増減することが出来ます、其豫納せしめて受けましたものは据置きまして給水を開始する場合に其豫納金を給水使用料に充て過剰のある場合には其過剰を返付致します、斯う云ふ取扱を致して居りますから極く複雑は極めませぬ、サウせぬと何うしても複雑を極めるであらうと思ひます

○百十二番木村屯君(鹿兒島市) 八十八番の方に御尋ね致しますがサウすると三ヶ月分一遍に納めさせて過不足があれば御還しになりますか

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 剩餘金があれば夫は据えて置いて三ヶ月経つてメートルを調べまして其メートルに出ましたものに依て給水使用料を計算しまして……

○百十二番木村屯君(鹿兒島市) 過納の場合……

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 過納の場合は(聞き取り兼ねたり)給水を廢止する場合に餘れば還えす……

○百三十八番島野正庸君(南滿鐵道會社) 滿鐵に於ては前納させて工事竣成後に差引計算をして餘りがあれば十一の問題は月の二十日頃に計量器を調査して二十五日迄に告知書を出します、其都度實際の使用料を徴收し豫納させるやうなことはして居りませぬ

○百十番石崎貞二郎君(別府町) 十二の問題に付きまして私の方の取扱のことを申し上げます最初工事の申込があつて設計に掛ります、其全額の二分の一を納めて初めて通水工事に掛ります斯う云ふことにしまして竣功すると計算通知を出して更に以前に納めました額の不足額を納めますと云ふことにして居りますが何等複雑のことも感じて居りませぬ

○議長(阪田貞明君) 段々御意見も承りましたから兩問題とも議了と認めます、第十三……

(書記朗讀)

一三、流末装置トシテ許サレタル種類ヲ承リタシ

提出者 鹿 兒 島 市

○議長(阪田貞明君) 御意見はありませぬか——御意見がないやうですから之れは済んだものと認めます、第十四は済みました第十五……

(書記朗讀)

一五、上水道法改正調査ニ關スル提議

提出者 大 阪 市、新 潟 市、廣 島 市
附託委員 岡 山 市、大 阪 市

- 二十四番野村禎一君(大阪市) 大阪市のものが欠席して居るから延期願ひたい
- 四十二番畑捨二郎君(長崎市) 大阪市の擔任者が御出がなくても委員附託になつて居るのでから委員の御方から御報告を願つて結了を告げたら如何です
- 議長(阪田貞明君) 委員から御報告を願ひたいが如何です
- 二十四番野村禎一君(大阪市) 委員に於て纏つて居るやうなれば済ましたいと思ひますが其邊がはつきりして居りませぬ
- 議長(阪田貞明君) 大阪市を除いた委員の方は如何です、別段御報告がないやうですから今の御意見の通り更に延期致します、研究問題に移ります第一……

研究問題

(書記朗讀)

一、急速濾過方法ニヨル淨水方法ニ於テ源水ガ澄明ナル場合硫酸礬土ノ作用如何

提出者 京南滿州鐵道株式會社
擔當者 京都市神戶市

○八十八番伊藤好良君(岡山市) 宿題の一五の問題が延期と云ふ御説であります、之れに就て大阪市の方へ質問致したいと思ひますと考へますが、自分の方も附託委員に選定されて居ります、元來大阪市は具體案を作て我々に御示しになることになつて居つたやうに心得て居る、然るに今日迄何等具體案を我々の方に示されぬのであります、夫故に我々は委員でありませすが何うすることも出来ぬと云ふ事情になつて居る其邊は會員の方に御諒解を得て置かなければならぬと思ひます……

- 議長(阪田貞明君) 研究問題の第一……
- 百二十三番樋下田謙次郎君(朝鮮總督府) 研究問題はひつくるめて其内で擔當者の研究濟のものだけ終りたいと思ひます

○議長(阪田貞明君) 御研究のありましたものだけ御報告を願ひます、御報告ありませぬか一、二、三番迄一括して御報告ありませぬか、更に研究問題として残すと云ふことに致します、其他は如何です御報告がありませぬから總て残すことに致します

○三十番栗田萬五郎君(横須賀市) 只今は研究問題全體に對してですか

○議長(阪田貞明君) サウです

○三十番栗田萬五郎君(横須賀市) 此委員附託になつて居る件は研究問題として重要な問題と思ふのであります、此重要問題が委員の手にあつて斯う云ふことであると提出者に對して何うも誠意を欠いて居るやうに思はれるのであります、夫で皆延期と云ふことが會議と云ふもの、何時も話頭に上るのであります、併乍ら餘り時間が延びると思ひましたから私は黙つて居りましたけれども此幾多多數の問題が斯の如くなるのは遺憾に存ずる次第であります、委員附託になつて之れが等閑に附せらるゝと云ふやうなことでありますると眞面目な會議の權威を失ふやうになると思ひます今後には善い會則も出来るやうでありますし、擔當の理事も出来る譯でありますから十分に此會で討究することにせられんことを希望致して置きます

○議長(阪田貞明君) 至極御尤であります

○三十三番小林五助君(川崎町) 私も三十番さんの御意見に同感であります、之れは期する所時間の問題もありませんから委員に御附託なさる場合臺灣とか北海道とか云ふことになると思つて種々不便と考へます成るべく近方の御方で御研究下さるやうに願えば例令御會合下さつても半日か一日で往復が出来れば必ず斯う云ふことはなく十分御研究も願へると思ひます、何うか將來研究問題とか宿題とか云ふやうなものは最寄に於て御研究下さることに願えば斯う丸んで落すやうなことはなからうと思ひますから一言申上げて置きます

○百五十番山下由尾君(横濱市) 只今一二御尤の御話がござりましたけれども斯の如き研究問題は一朝一夕

に研究することは出来ませぬ各市で研究して居る事柄に至大の関係あるもののみであります、報告の出来ぬと云ふことは夫れ丈け慎重なる研究を爲しつゝある次第で決して誠意を欠いて居る譯でありませぬ、調査研究が出来るに従て報告することになつて居るやうに心得て居ります

○三十番栗田萬五郎君(横須賀市) 百五十番の御説に對して一言言はなければならぬ、例へば研究なるものには百年の研究もあれば一年二年の研究もあるが夫れは學者が深遠なる學理の研究のやうなことに向つて言ふべきことで會議の研究問題の如きは次の會の開ける迄に調査研究して其會の都度報告すべき性質のものである、百五十番の御説に對した一言酬ひて置きます

○議長(阪田貞明君) 夫では次の報告に移ります

○五十二番川端治吉君(奈良市) 此報告は随分澤山ありまして餘程時間を費すことと思ひますから全部書面を以て提出し議事録で報告することに致したいと思ひます

(賛成)の聲起る

○五十番山下由尾君(横濱市) 夫は一應御尤であります但各種の報告を全部議事録に載せると云ふことになると議事録が非常に活潑のものになるから許すか何うかと云ふことを憂ふのであります成るべく口頭で簡単に要點丈け此際報告が出来るものなれば伺ひたいと思ひます……

○三十番栗田萬五郎君(横須賀市) 議事録に簡単に御報告を願ひます

○議長(阪田貞明君) 如何です簡単に申しても随分數が多うござりますから極要點丈け御報告を願つたら……

○百十一番堀江勝巳君(熊本市) 只今紙の儉約の御話がありました、簡単に伺つたのでは忘れますから出来る丈け詳細に書いた方が利益であらうと思ふ

○議長(阪田貞明君) 段々御説も承りましたから然るべく取計ふことに致します(宜しく御願致します)と呼ぶものあり私共頗る不馴で時間を無駄に致すやうなこと許りで恐縮致します、併し幸に皆さん方の御熱心と御指導に依りまして辛ふじて此議事を終つた次第であります、就きましては大體の御報告を致しま

すれば新問題が五十九ありまして其内委員附記になつたのが四つ議了致しましたのが四十八研究問題に移したものが三、撤回致しましたのが四都合五十九の内譯であります、宿題が十六ありまして尙宿題として遺して置くのが九つ、議了致しましたのが三で撤回致しましたのが四つと云ふ内譯であります、研究問題の八つは全部尙ほ研究問題として残したやうな次第であります、報告の内二つは大體茲で報告がありましたから後どの三十は書面を以て御報告になる次第であります之にて議事は終りました

干時午後十二時四十五分

講

演

講演

「液體鹽素殺菌に就て」と題し京都帝國大學教授工學博士大井清一氏の有益なる講演ありしも事情ありて本議事録に掲載することを得ざりしを遺憾とす

●上水消毒と細菌の復活現象並に檢水上二三の注意事項に就て

京都帝國大學教授 醫學博士 戸田正三氏講演

私の本會に參列しましたのは皆様の御高説を拜聴する爲めでありましたのですが、司會者の方から何か話せとの御言葉に動かされ、突然の折柄何の用意もありませんので、斯様に複雑な題を出して此場のお茶を濁さふと云ふ考へになつたのであります

第一、上水消毒と細菌の復活現象に就て

先程大井教授から御話のあつたよふに近頃上水の鹽素消毒方法が大分流行して參りました、丁度今から五年前私が歐米から歸つた當時に、本邦の簡易上水やまた源水の疑はしいものを使用して居る場合には、鹽素消毒を兼用するのが安全である殊に本邦の井水消毒方法としては之れが最も適當なものであると云ふ事を論じ種々と私共が實驗した成績を公表した頃には、まだ本邦には随分反對論者がありましたけれども私は是等の方法に就ては私が反復實驗した處でありましたから依然今日も尙ほ之れを推奨して居る次第でありまして、其れが段々と多數の賛成者を得るよふになつたことは私の心中自ら愉快を感じて居る次第なのであります、御承知の如く上水の消毒には由來種々の藥品が用ひられました、而して當初は相當に賛成者のあつたものでも漸次缺陷が見へて來て永く且つ擴く使用されたものは數多くはありませぬ、其れが今度の大戦争から何